

# 首都直下地震の被害想定項目及び手法の概要

令和7年12月  
首都直下地震モデル・被害想定手法検討会

# 被害想定項目 一覧

## 1. 建物被害

- 1.1 摆れによる被害
- 1.2 液状化による被害
- 1.3 津波による被害
- 1.4 急傾斜地崩壊による被害
- 1.5 火災による被害

## 2. 屋外転倒、落下物の発生

- 2.1 ブロック塀・自動販売機等の転倒
- 2.2 屋外落下物の発生

## 3. 人的被害

- 3.1 建物倒壊による被害
- 3.2 津波による被害
- 3.3 急傾斜地崩壊による被害
- 3.4 火災による被害
- 3.5 ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による被害
- 3.6 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害
- 3.7 摆れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)
- 3.8 津波被害に伴う要救助者・要搜索者
- 3.9 災害関連死

## 4. ライフライン被害

- 4.1 上水道
- 4.2 下水道
- 4.3 電力
- 4.4 情報通信(電話、インターネット等)
- 4.5 ガス(都市ガス)

## 5. 交通施設被害

- 5.1 道路(高速道路、一般道路)
- 5.2 鉄道
- 5.3 港湾
- 5.4 空港

## 6. 生活への影響

- 6.1 避難者
- 6.2 帰宅困難者
- 6.3 物資
- 6.4 医療機能
- 6.5 福祉機能
- 6.6 保健衛生、感染症、遺体への対応等
- 6.7 各種生活サービス(公共交通機関、教育、子育て等)

## 7. 災害廃棄物等

- 7.1 災害廃棄物等

## 8. その他の被害

- 8.1 エレベーター内閉じ込め
- 8.2 長周期地震動による高層ビル等への影響
- 8.3 道路閉塞
- 8.4 道路上の自動車への落石・崩土
- 8.5 交通的被害(道路)
- 8.6 交通的被害(鉄道)
- 8.7 要配慮者
- 8.8 造成宅地
- 8.9 危険物・コンビナート施設
- 8.10 大規模集客施設等
- 8.11 地下街・ターミナル駅
- 8.12 文化財
- 8.13 孤立する可能性のある集落
- 8.14 堤防・農業用ため池等の決壊
- 8.15 海岸保全施設・河川管理施設の沈下等
- 8.16 複合災害(複数の自然災害の同時発生)
- 8.17 治安
- 8.18 社会経済活動の中核機能への影響
- 8.19 行政の災害応急対策等への影響

## 9. 被害額

- 9.1 資産等の被害
- 9.2 生産・サービス低下による影響
- 9.3 広域交通寸断による影響

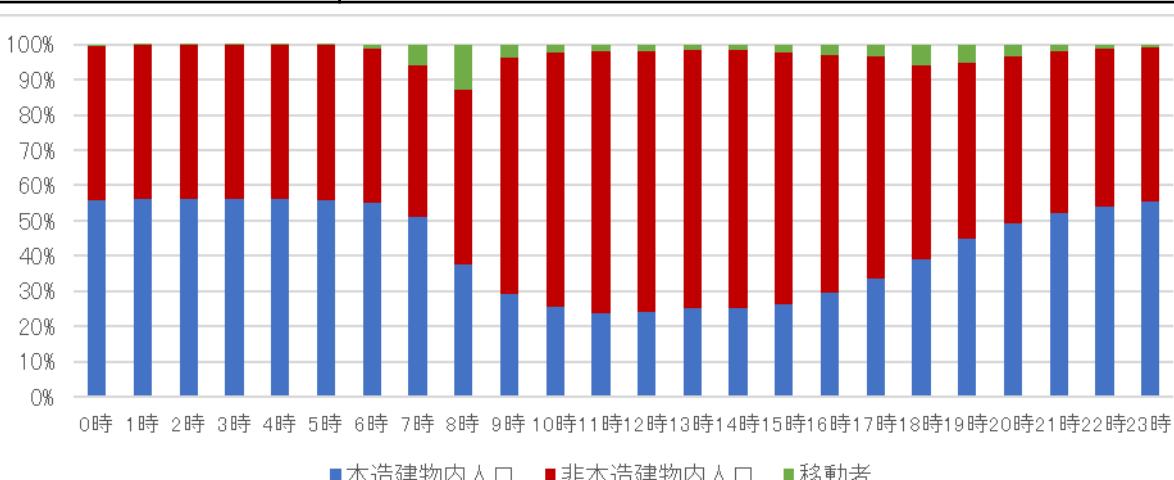
※灰色:定性的な「被害の様相」のみ記述している項目

# 被害想定の前提条件(想定シーン)

## 1. 想定するシーン

- 想定される被害が異なる3種類の特徴的なシーン(季節・時刻)を設定
- 風速は、平均的な毎秒3mと、比較的強い毎秒8mの2種類のシーンを設定

シーン設定	想定される被害の特徴
①冬・深夜	<ul style="list-style-type: none"> <li>多くが自宅で就寝中に被災するため、家屋倒壊による死者が発生する危険性が高く、また津波からの避難が遅れることにもなる。</li> <li>オフィスや繁華街の滞留者や、鉄道・道路利用者が少ない。</li> </ul> <p>*屋内滞留人口は、深夜～早朝の時間帯でほぼ一定</p>
②夏・昼12時	<ul style="list-style-type: none"> <li>オフィス、繁華街等に多数の滞留者が集中しており、自宅外で被災する場合が多い。</li> <li>木造建物内滞留人口は、1日の中で少ない時間帯であり、老朽木造住宅の倒壊による死者数はシーン①と比較して少ない。</li> </ul> <p>*木造建物内滞留人口は、昼10時～15時でほぼ一定 *海水浴客をはじめとする観光客が多く沿岸部等にいる。</p>
③冬・夕18時	<ul style="list-style-type: none"> <li>住宅、飲食店などで火気使用が最も多い時間帯で、出火件数が最も多くなる。</li> <li>オフィスや繁華街周辺のほか、ターミナル駅にも滞留者が多数存在する。</li> <li>鉄道、道路もほぼ帰宅ラッシュ時に近い状況もあり、交通被害による人的被害や交通機能支障による影響が大きい。</li> </ul>



## 2. 被害想定項目別の想定シーン

項目	想定シーン	評価の考え方
建物被害	1.1 摆れによる被害	- 時刻によって変化しない
	1.2 液状化による被害	- 時刻によって変化しない
	1.3 津波による被害	- 時刻によって変化しない
	1.4 急傾斜地崩壊による被害	- 時刻によって変化しない
	1.5 火災による被害	季節・時刻別 風速別 時刻による出火の違い、 風速の違いを考慮
落下物等	2.1 ブロック塀・自動販売機等の転倒	- 時刻によって変化しない
	2.2 屋外落下物の発生	- 時刻によって変化しない
人的被害	3.1 建物倒壊による被害	時刻別 時刻による滞留人口の違いを考慮
	3.2 津波による被害	時刻別 時刻による滞留人口の違いを考慮
	3.3 急傾斜地崩壊による被害	時刻別 時刻による滞留人口の違いを考慮
	3.4 火災による被害	季節・時刻別 風速別 時刻による滞留人口の違いを考慮
	3.5 ブロック塀・自動販売機等の転倒、 屋外落下物による被害	時刻別 時刻による滞留人口の違いを考慮
	3.6 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害	時刻別 時刻による滞留人口の違いを考慮
	3.7 摆れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)	時刻別 時刻による滞留人口の違いを考慮
	3.8 津波被害に伴う要救助者・要搜索者	時刻別 時刻による滞留人口の違いを考慮

※その他のライフライン被害等については、被害が最大となる季節・時刻を設定

### <用いる建物・人口データ>

建物: 固定資産の価格等の概要調書に基づく市町村別データを、各種統計データに基づいて250mメッシュ別・構造別・建築年代別に配分して作成

人口: 国勢調査、パーソントリップ調査、住宅・土地統計調査に基づいて、時間帯別の滞留・移動者の状況を推定して作成

# 1. 建物被害

## 1.1 揺れによる被害

### ○基本的な考え方

- ・構造別、建築年次別(木造6区分／非木造3区分)に計算する。
- ・地震動の周期特性の違い、気候による建物の腐朽や経年劣化等の違いなども考えられるが、兵庫県南部地震等の実績をもとに構築された被害率を適用する。
- ・また、旧築年、中築年の建物の耐震改修の効果を考慮した手法とする。
- ・なお、今回の想定では、非木造建物の階数による被害傾向は考慮しないものとするが、階数の違いにより被害率が異なるという調査結果もあることに留意する必要がある。

※建物被害は複数の要因で重複して被害を起こす可能性がある(例:揺れによって全壊した後に津波で流失)。本想定では、被害要因の重複を避けるため、「液状化→揺れ→急傾斜地崩壊→津波→火災焼失」の順で被害の要因を割り当てる。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- ①日本建築学会による悉皆調査結果によれば、東日本大震災における揺れによる建物被害は、従来の被害率曲線(H18)を概ね下回っている。また、気象庁震度観測点周りの自治体罹災証明に基づく建物被害の傾向を見ても、概ね同様の傾向である。

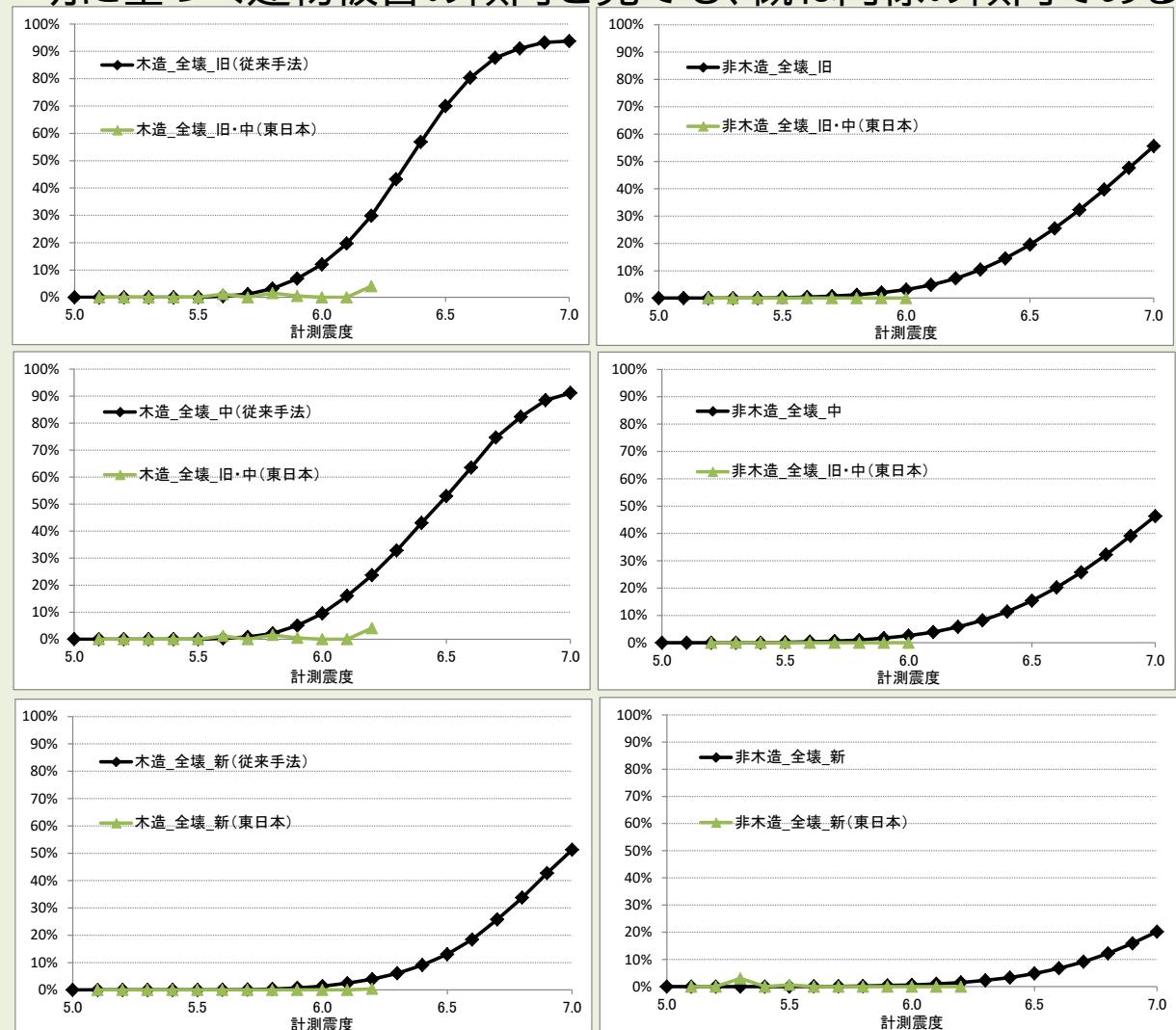


図 従来手法(H18)による全壊率※と、東日本大震災における日本建築学会による悉皆調査結果との比較(左:木造、右:非木造)

上図:旧築年-木造(昭和37年以前)、非木造(昭和46年以前)

中図:中築年-木造(昭和38~55年)、非木造(昭和47~55年)

下図:新築年-木造(昭和56年以降)、非木造(昭和56年以降)

※日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震の被害想定で設定した寒冷地の積雪期以外の全壊率曲線(全壊率曲線のもとになるプロットの計測震度は、気象庁観測点震度及び強震記録の観測点のデータから推計した震度を用いている。(推計に用いた観測記録の最大計測震度は6.5))

# 1. 建物被害

## 1.1 揺れによる被害(続き)

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

②2003年～2008年の近年の7地震における建物被害率は、従来の被害率曲線(H17、H19)から得られるものよりも概ね小さいか近傍に分布している。

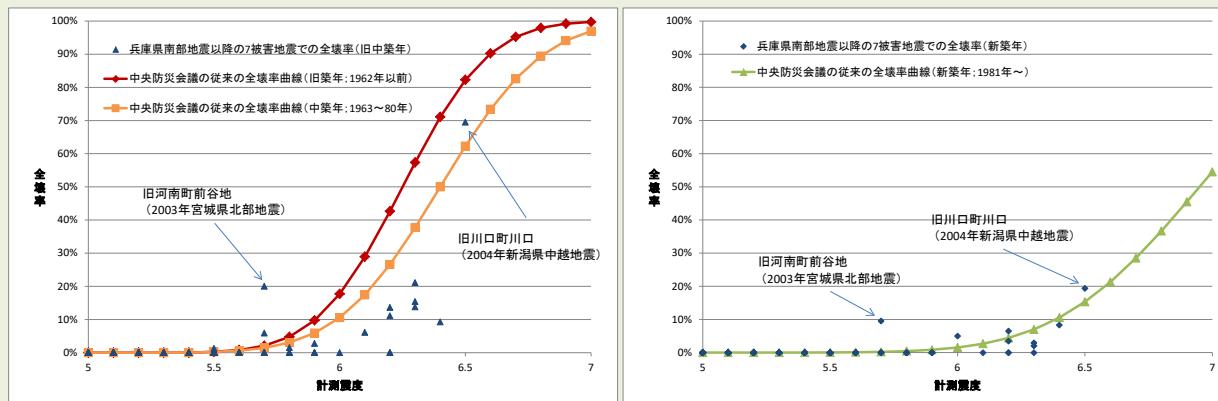


図 2003年～2008年の7地震での木造全壊率と、中央防災会議(H17、H19)による木造全壊率曲線※との関係(左図:旧中築年、右図:新築年)

(翠川・伊東・三浦(2011)で使用された分析データをもとに内閣府が作成)

※東海地震、東南海・南海地震の被害想定で使用した手法を改良した首都直下地震、中部圏・近畿圏直下地震の被害想定における手法(全壊率曲線のもとになるプロットの計測震度は、気象庁観測点震度及び強震記録の観測点のデータから推計した震度を用いている。(推計に用いた観測記録の最大計測震度は6.5))

③新潟県中越沖地震における柏崎市の建物被害分析結果では、新耐震基準(昭和56年以降)の木造建物において、その年代細区分ごとに被害率に大きな差が出ており、1981年～1990年築に対して1991年～2000年築、2001年～2003年築と建築年次が新しくなるにつれ、被害が小さくなっている(長尾・山崎(2011))。

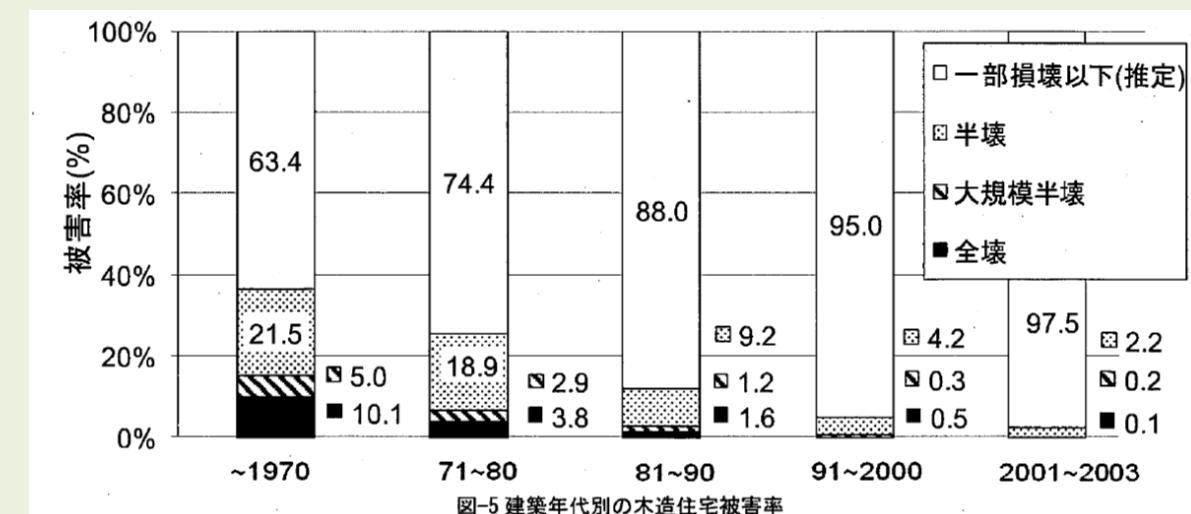


図-5 建築年代別の木造住宅被害率

# 1. 建物被害

## 1.1 揺れによる被害(続き)

### ◆ 今回想定で採用する手法

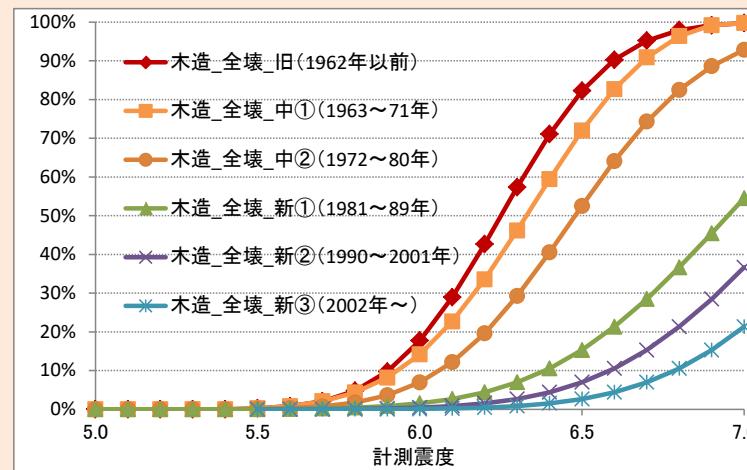
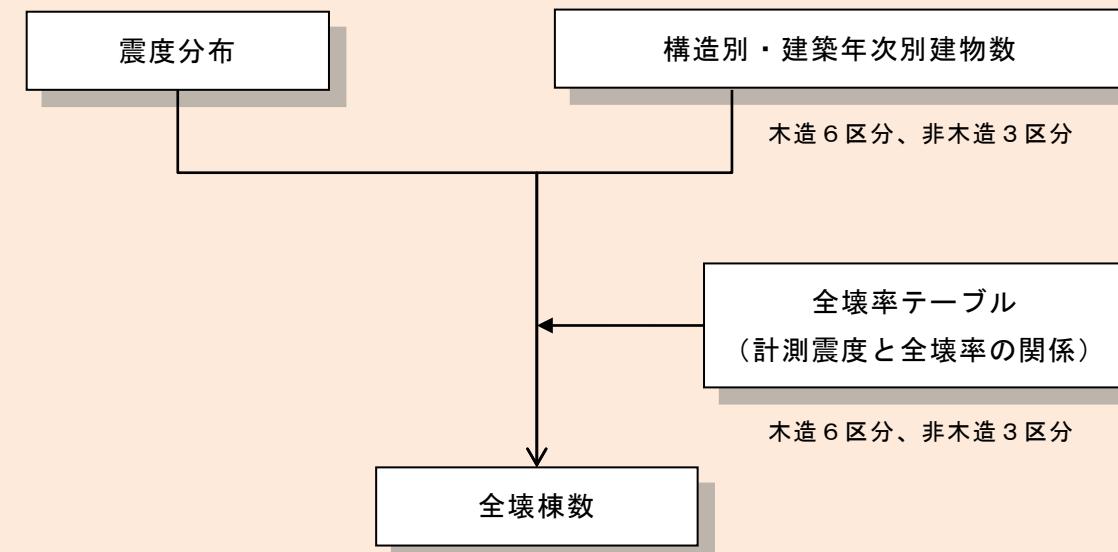


図 全壊率曲線(木造)

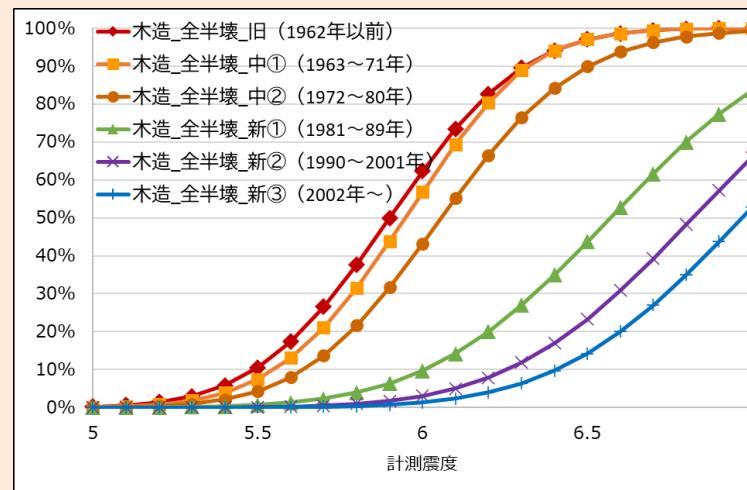


図 全半壊率曲線(木造)

- 木造建物の新築年の年次区分を新築年①(1981年~89年)、新築年②(1990年~2001年)、新築年③(2002年~)の3区分とする。
- 木造建物の中築年の年次区分を中築年①(1963年~71年)、中築年②(1972年~80年)の2区分とする。
- 旧築年、中築年の建物の耐震改修・補強による被害軽減効果を考慮する。

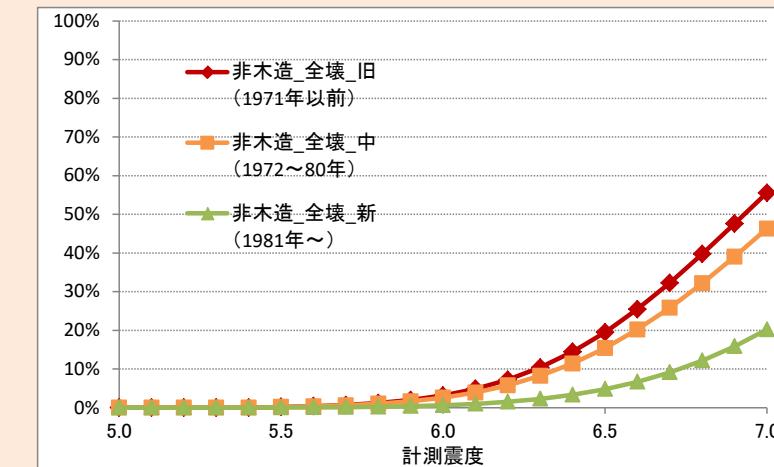


図 全壊率曲線(非木造)

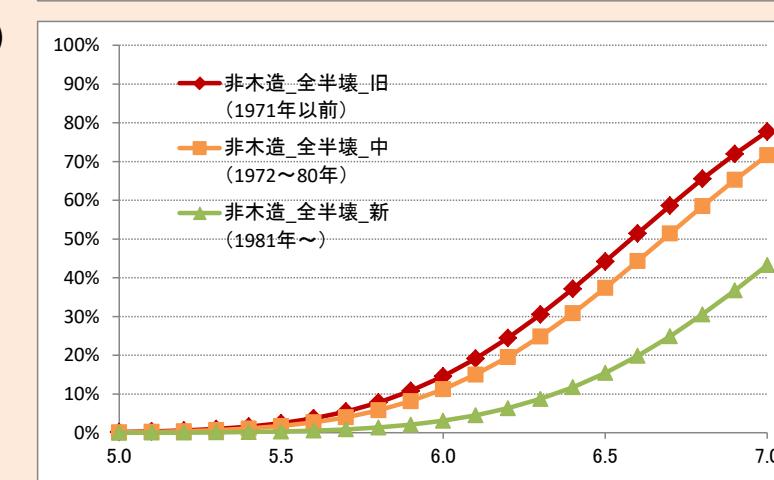


図 全半壊率曲線(非木造)

# 1. 建物被害

## 1.2 液状化による被害

### ○ 基本的な考え方

- 構造別、建築年次別(木造6区分／非木造(杭無し)1区分、(杭有り)3区分)に計算する。
- 東日本大震災における浦安市での調査で得られた知見をもとに構築された液状化による地盤沈下量と全壊率との関係から求める手法とする。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 東日本大震災における浦安市での調査によれば、液状化による地盤の沈下量が大きくなれば、建物平均傾斜角が大きくなり、全壊率、半壊率に違いが見られるとの結果が得られている。

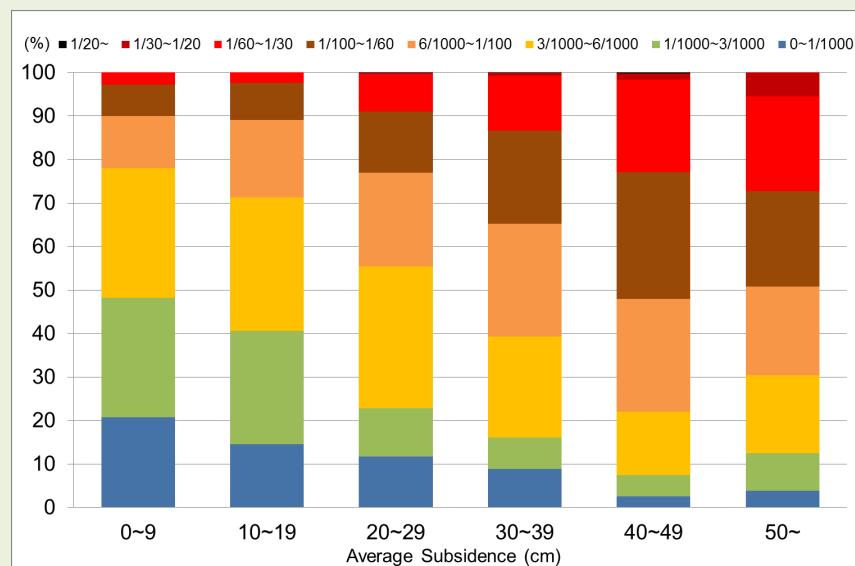
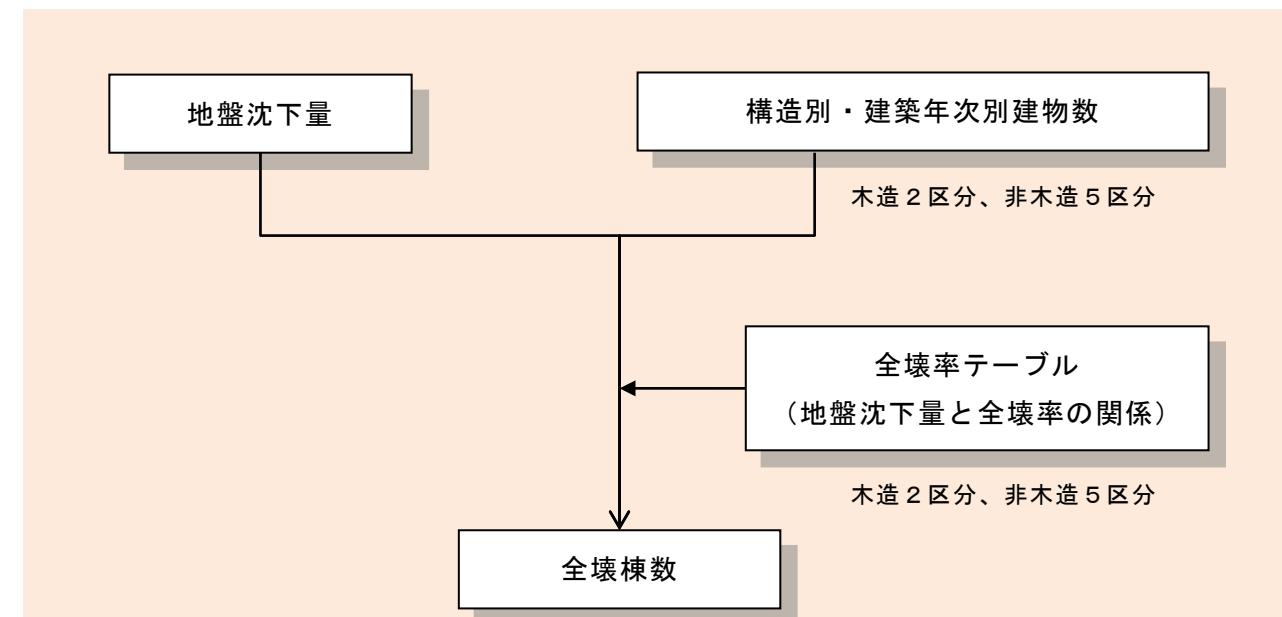


図 平均地盤沈下量と建物平均傾斜角との関係

(東日本大震災における浦安市の液状化による建物被害)  
(Kohji TOKIMATSU & Kota KATSUMATA, LIQUEFACTION-INDUCED  
DAMAGED TO BUILDINGS IN URAYASU CITY DURING THE 2011  
TOHOKU PACIFIC EARTHQUAKE, Proceedings of the International  
Symposium on Engineering Lessons Learned from the 2011 Great  
East Japan Earthquake, March 1-4, 2012, Tokyo, Japan)

### ◆ 今回想定で採用する手法



### (1) 木造建物

\*日本海中部地震における八郎潟周辺や能代市などの被害事例(昭和55年以前建築が対象)、東北地方太平洋沖地震における千葉県浦安市や茨城県潮来市日の出地区などの被害事例(昭和56年以降建築が対象)から設定

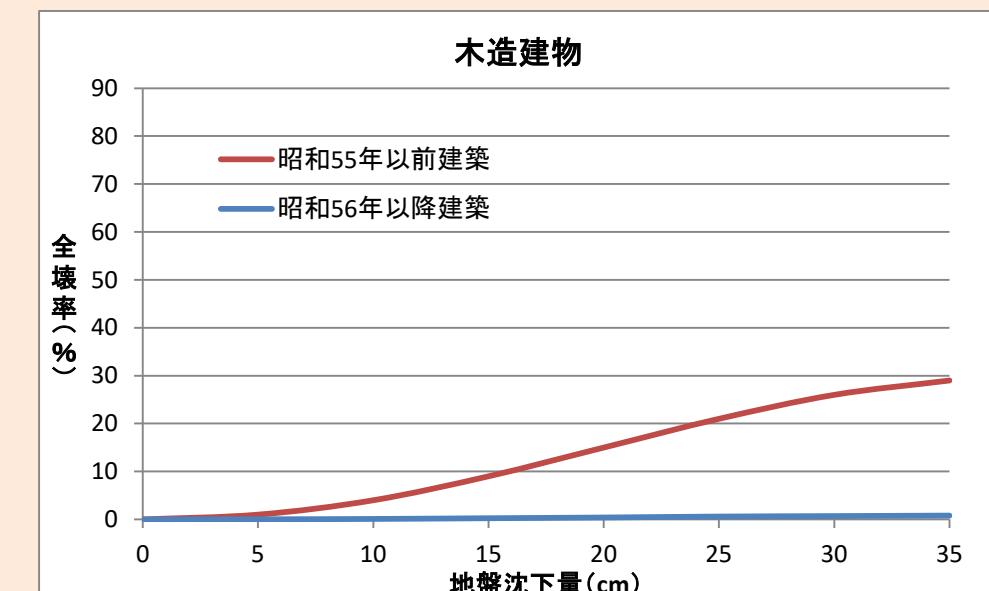


図 地盤沈下量に対する建物全壊率

(東京工業大学 時松教授のデータ等に基づき内閣府が設定)

# 1. 建物被害

## 1.2 液状化による被害(続き)

### (2) 非木造建物

#### ①杭無し

\*東北地方太平洋沖地震における浦安市の事例を参考にすると、ほぼ木造(昭和56年以降建築)と同様の被害傾向であるため、木造(昭和56年以降建築)の被害率を適用

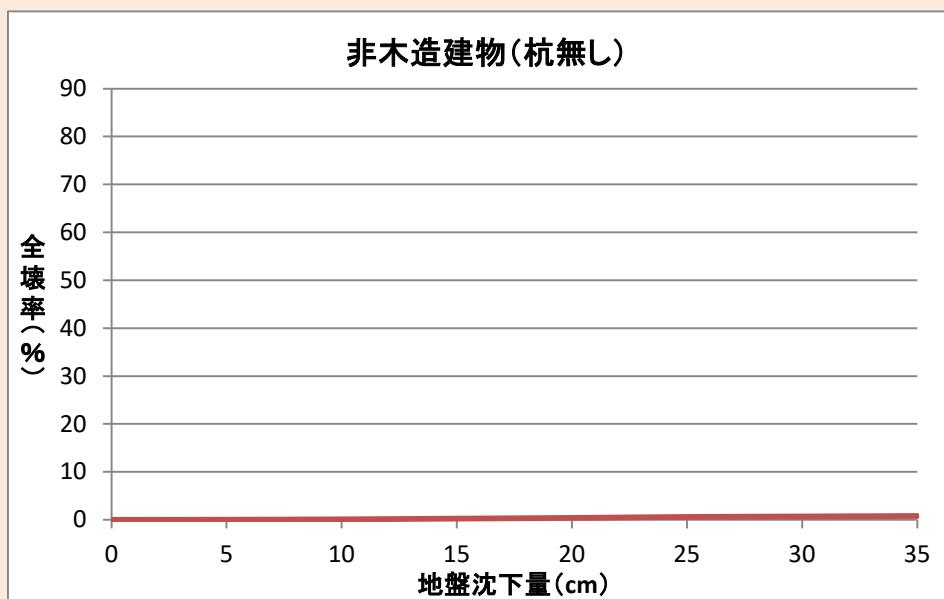


図 地盤沈下量に対する建物全壊率

(非木造;杭無し)

(東京工業大学 時松教授のデータ等に基づき内閣府が設定)

#### ②杭有り(アスペクト比の大きい小規模建物(短辺方向スパンが1-2程度))

\* 兵庫県南部地震の事例から設定。埋立地で100棟以上の基礎の被害。基礎被害を受け傾斜したものの多くはアスペクト比の大きい小規模建物(短辺方向スパンが1-2程度の中低層建物)であった。

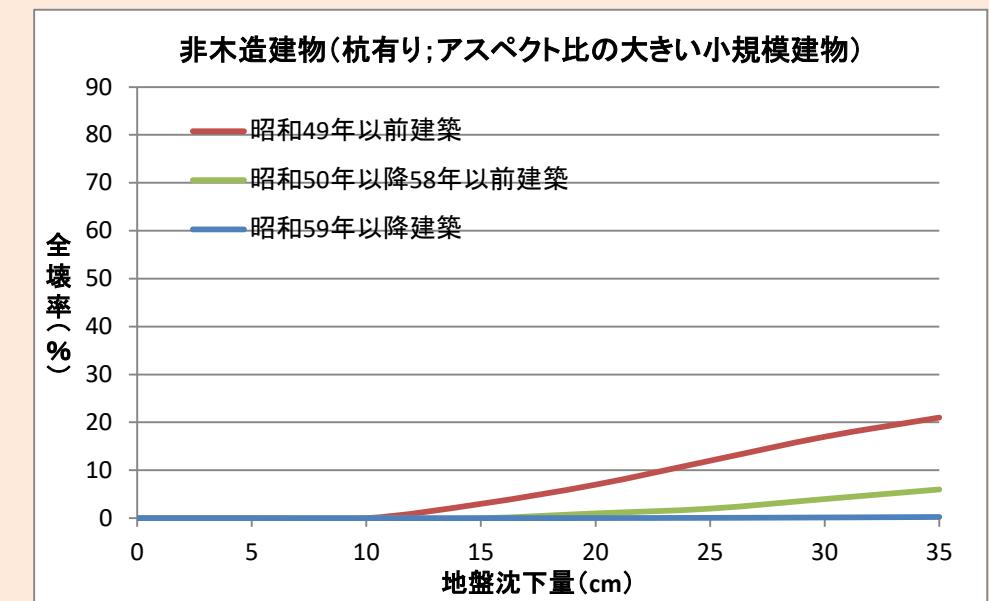


図 地盤沈下量に対する建物全壊率

(非木造;杭有り-アスペクト比の大きい小規模建物)

(東京工業大学 時松教授のデータ等に基づき内閣府が設定)

#### ③杭有り(上記以外)

半壊以上の被害はないものとする。

# 1. 建物被害

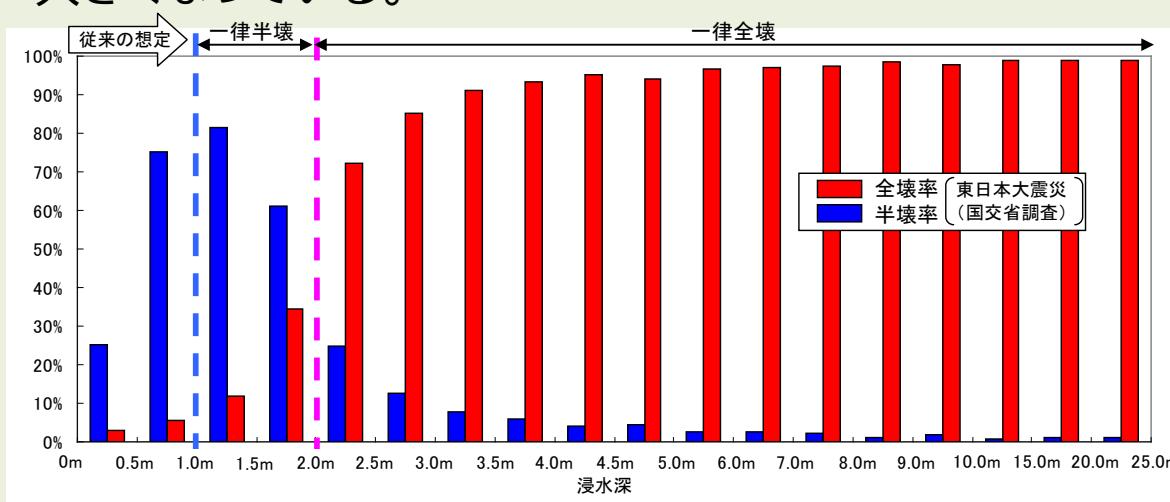
## 1.3 津波による被害

### ○ 基本的な考え方

- 構造別、人口集中地区とそれ以外の地区別に計算する。
- 東日本大震災の実績をもとに構築した人口集中地区とそれ以外の地区で浸水深別・建物構造別被害率に基づき算出する。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 「東日本大震災による被災現況調査結果について(第1次報告)」(国土交通省、平成23年8月4日)による浸水深ごとの建物被災状況の構成割合を見ると、浸水深2.0mを超えると全壊となる割合が大幅に増加する。一方で、半壊について、浸水深が0.5m超から半壊の発生度合いが大きくなっている。



### ◆ 今回想定で採用する手法

- 津波浸水深ごとの建物被害率の関係を用いて建物構造別に全壊棟数・半壊棟数を算出。
- 地震動に対して堤防・水門が正常に機能するが、津波が堤防等を乗り越えた場合にはその区間は破堤するという条件を基本として被害想定を実施。一方で、地震動によって一部の堤防等が機能不全となつた場合も別途考慮。

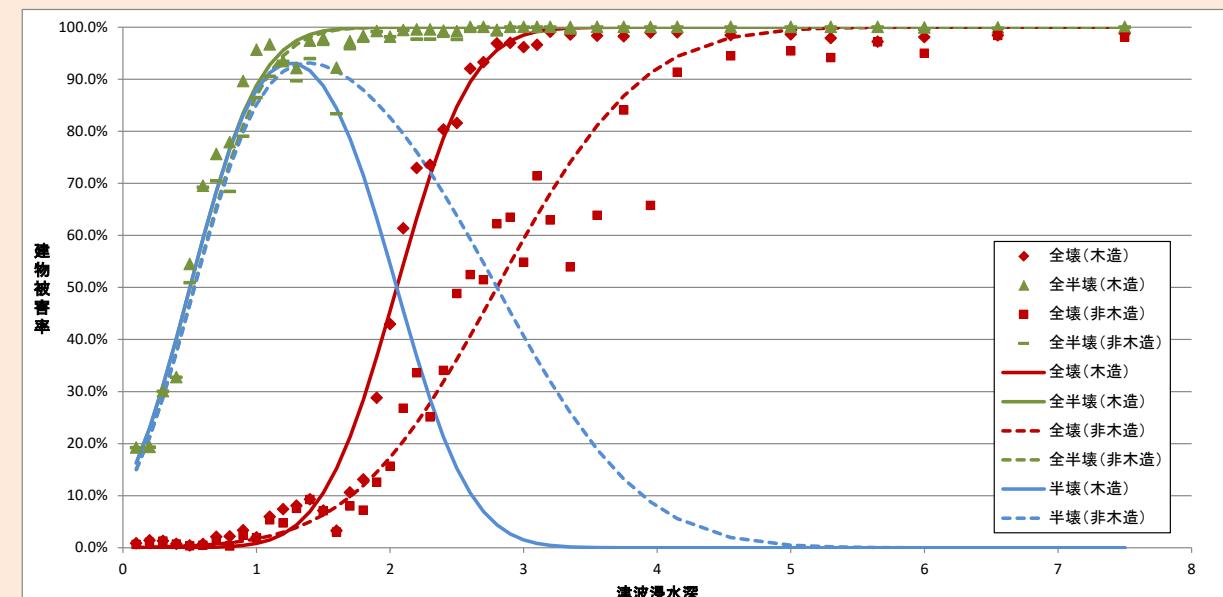


図 津波浸水深ごとの建物被害率(人口集中地区)

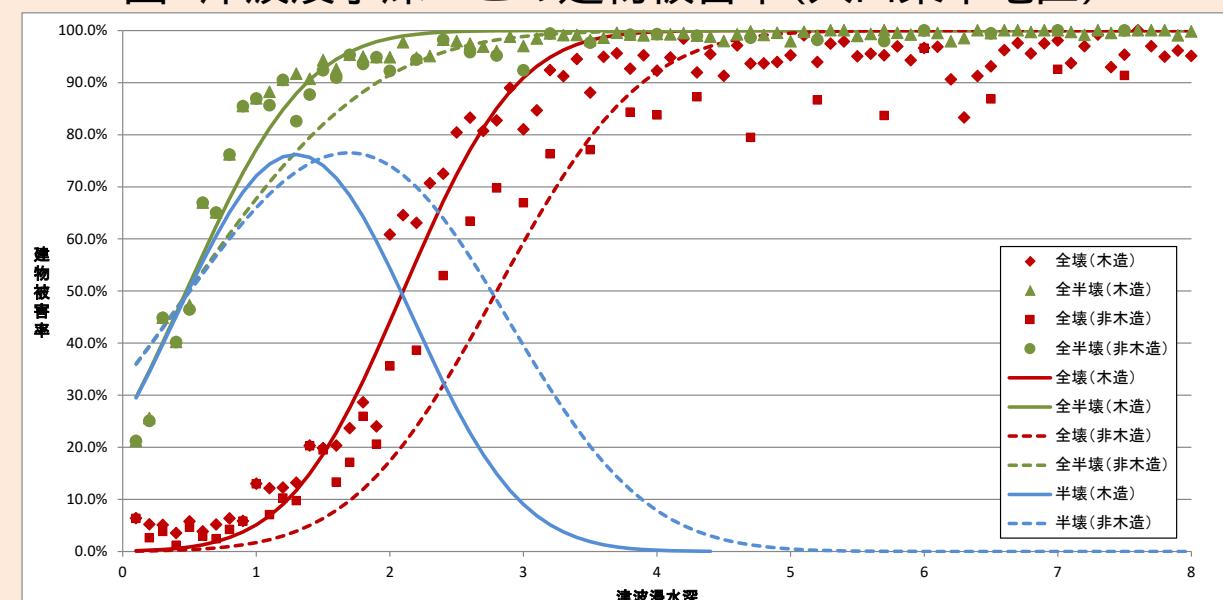


図 津波浸水深ごとの建物被害率(人口集中地区以外)

# 1. 建物被害

## 1.4 急傾斜地崩壊による被害

### ○ 基本的な考え方

- 急傾斜地崩壊の起こりうる箇所の危険度ランク別に崩壊確率を設定する。
- 崩壊した箇所の被害については、斜面崩壊による震度別被害率を適用する。
- 崩壊確率と被害率から、斜面災害による建物被害を算定する。

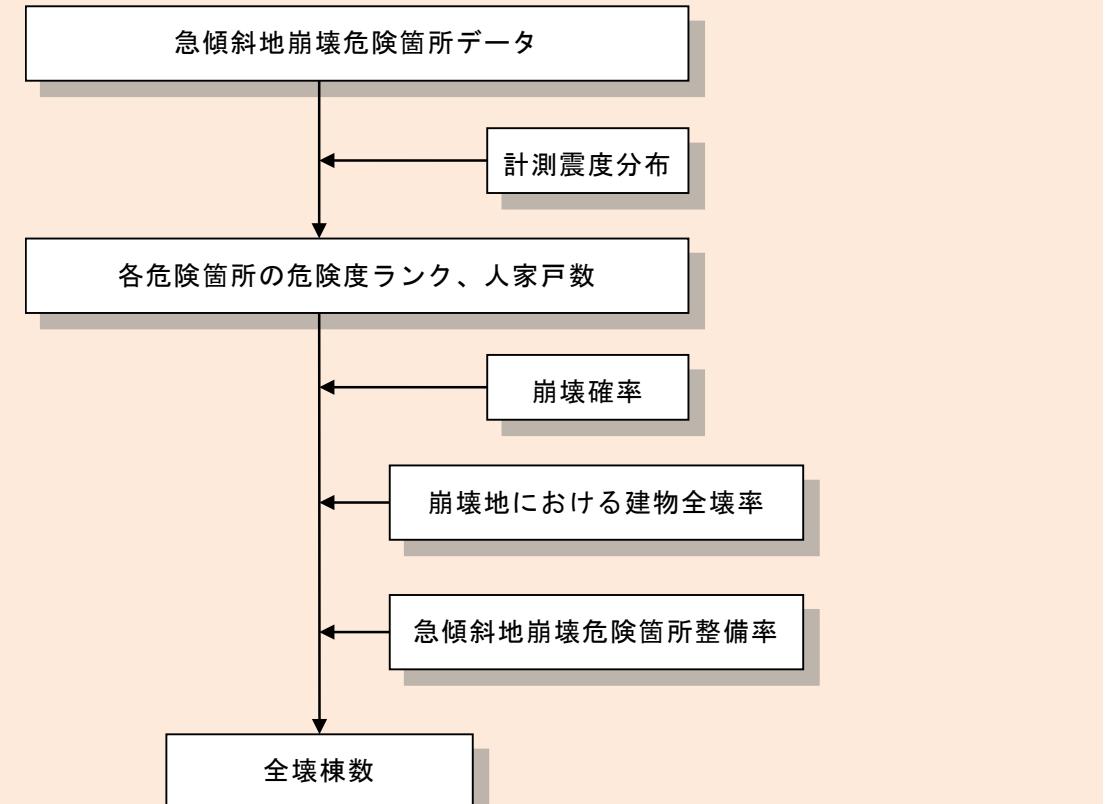
### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 急傾斜地等の崩壊については、海溝型地震の東北地方太平洋沖地震で110件(平成23年8月3日現在)。



図 国土交通省砂防部資料(平成23年8月)

### ◆ 今回想定で採用する手法



#### (急傾斜地崩壊による全壊棟数)

$$\begin{aligned} &= (\text{危険箇所内人家戸数}) \times (\text{崩壊確率}) \\ &\times (\text{崩壊地における震度別建物全壊率}) \\ &\times \{1 - (\text{都府県別の急傾斜地崩壊危険箇所整備率})\} \end{aligned}$$

#### ・危険度ランク別崩壊確率

過去に発生した直下地震の事例(新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、岩手・宮城内陸地震)を踏まえ、崩壊危険度ランク別の崩壊確率を次のように設定する(ランクB、Cの崩壊確率はゼロ)。

ランク	崩壊確率
A	10 %

#### ・崩壊箇所の震度別被害率

宮城県沖地震と伊豆大島近海地震の実態をもとに崩壊箇所の震度別被害率を次のように設定する。

	～震度4	震度5	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
全壊率	0 %	6 %	12 %	18 %	24 %	30 %
半壊率	0 %	14 %	28 %	42 %	56 %	70 %

# 1. 建物被害

## 1.5 火災による被害

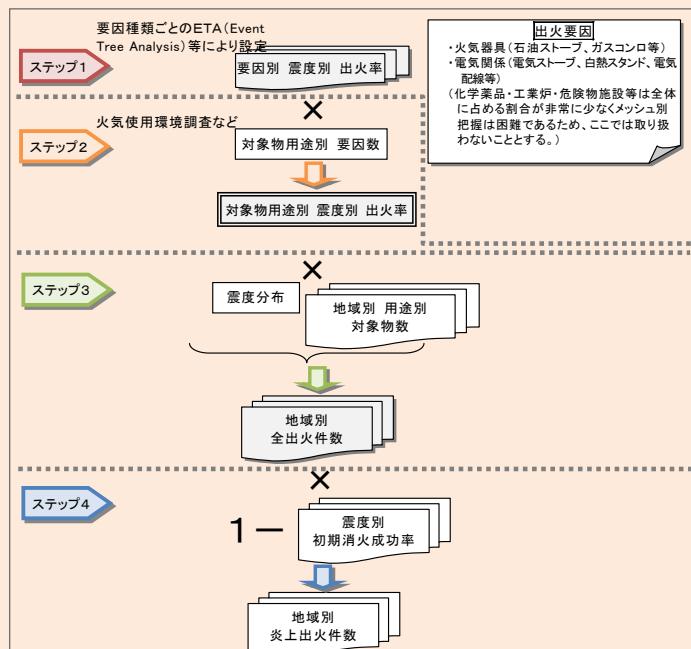
### (1) 地震火災による被害 ①出火

#### ○ 基本的な考え方

- 出火要因の多くを占める火気器具、電気関係からの出火を取り扱う。また、停電時には電気関係からの出火はなく、停電復旧後に出火することも考えられるが、ここでは保守側の観点から、電気関係からの出火も地震直後に発生するものとして考える。
- ①建物倒壊しない場合の火気器具・電熱器具からの出火、②建物倒壊した場合の火気器具・電熱器具からの出火、③電気機器・配線からの出火の3つに分けて出火率を設定する。
- 建物倒壊しない場合の出火は、震度別・用途別・季節時間帯別の全出火率を設定し、算定する。
- 震度別の初期消火成功率を考慮して炎上出火件数を算定する。
- 感震ブレーカー等が設置されている場合には、正常に作動することにより電気関係からの出火がゼロになるものとして算定する。

#### ◆ 今回想定で採用する手法

$$\text{全出火件数} = \text{震度別用途別出火率} \times \text{震度別用途別対象物数}$$
$$\text{炎上出火件数} = (1 - \text{初期消火成功率}) \times \text{全出火件数}$$



#### ○ 初期消火成功率

- 東京消防庁出火危険度測定(第10回、令和3年)における住宅の初期消火成功率を適用する。

震度	6弱以下	6強	7
冬・深夜、冬・夕	58%	26%	13%
夏・昼	55%	25%	13%

#### a. 建物倒壊しない場合の火気器具・電熱器具からの出火

東京都内については、東京消防庁出火危険度測定(第10回、令和3年)を踏まえた震度別・用途別・季節時間帯別の出火率から、出火件数を算出する。

東京都以外については、平時の出火率の変化などを踏まえ、震度別・用途別・季節時間帯別の出火率として、東京消防庁出火危険度測定(第10回、令和3年)に基づいて整理した出火率と、前回想定(H25)の出火率を平均する形で出火率を設定し、出火件数を算出する。

感震ブレーカー等の設置率※1の分だけ電熱器具からの出火が抑制されるものとして算出する。

※1 感震ブレーカー等の設置率:令和6年度に内閣府が実施した統計調査結果をもとに都県別に設定

建物倒壊しない場合の出火件数

= 火気器具からの出火件数

+ 電熱器具からの出火件数 × (1 - 感震ブレーカー等設置率 × 予防率※2)

※2 「予防率」は100%として設定

#### b. 建物倒壊した場合の火気器具・電熱器具からの出火

- 阪神・淡路大震災時の事例から、冬における倒壊建物1棟当たり出火率を0.0449%とし、さらに時刻別に補正する。
- 暖房器具類を使わない夏の場合には、倒壊建物1棟当たり出火率を0.0286%とする。
- 時刻補正係数は1.0(深夜)、2.2(12時)、3.4(18時)とする。

建物倒壊した場合の全出火件数

= 建物倒壊棟数

× 季節時間帯別の倒壊建物1棟当たり出火率

ここで、季節時間帯別の倒壊建物1棟あたり出火率:

0.0449%(冬深夜)、0.0629%(夏12時)、0.153%(冬18時)

#### c. 電気機器・配線からの出火

- 電気機器・配線からの出火は過去地震5地震の事例も踏まえた出火率と計測震度との関係で設定する。

$$\text{電気機器・配線からの出火件数} = \text{事業所数} \cdot \text{世帯数} \times \text{出火率}$$
$$\text{出火率} = 5.91 \times 10^{-13} \times e^{2.81 \times \text{計測震度}}$$

# 1. 建物被害

## 1.5 火災による被害

### (1)出火(続き)

#### ◆ 今回想定で採用する手法

今回想定に当たって設定した、建物倒壊しない場合の火気器具・電熱器具からの出火率(用途別・震度別) <東京都内>

#### 【火気器具・電熱器具からの出火率】

##### 冬5時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0000%	0.0000%	0.0002%	0.0011%	0.0146%
物販店	0.0000%	0.0000%	0.0004%	0.0024%	0.0401%
病院	0.0008%	0.0010%	0.0036%	0.0149%	0.1556%
事務所等その他事業所	0.0000%	0.0000%	0.0009%	0.0033%	0.0148%
住宅	0.0001%	0.0004%	0.0012%	0.0034%	0.0189%

#### 【火気器具のみからの出火率】

##### 冬5時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0000%	0.0000%	0.0002%	0.0006%	0.0008%
物販店	0.0000%	0.0000%	0.0004%	0.0010%	0.0011%
病院	0.0008%	0.0010%	0.0036%	0.0096%	0.0226%
事務所等その他事業所	0.0000%	0.0000%	0.0002%	0.0014%	0.0024%
住宅	0.0000%	0.0000%	0.0001%	0.0005%	0.0008%

##### 夏12時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0004%	0.0009%	0.0052%	0.0210%	0.1134%
物販店	0.0001%	0.0001%	0.0003%	0.0049%	0.0671%
病院	0.0011%	0.0013%	0.0030%	0.0166%	0.2632%
事務所等その他事業所	0.0001%	0.0004%	0.0021%	0.0079%	0.0309%
住宅	0.0000%	0.0000%	0.0001%	0.0008%	0.0124%

##### 夏12時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0003%	0.0004%	0.0014%	0.0037%	0.0100%
物販店	0.0001%	0.0001%	0.0003%	0.0010%	0.0013%
病院	0.0011%	0.0013%	0.0030%	0.0069%	0.0165%
事務所等その他事業所	0.0000%	0.0000%	0.0000%	0.0001%	0.0002%
住宅	0.0000%	0.0000%	0.0001%	0.0003%	0.0004%

##### 冬18時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0007%	0.0018%	0.0191%	0.0650%	0.2638%
物販店	0.0003%	0.0012%	0.0024%	0.0050%	0.0581%
病院	0.0055%	0.0244%	0.0496%	0.1062%	1.4232%
事務所等その他事業所	0.0009%	0.0042%	0.0097%	0.0173%	0.0522%
住宅	0.0004%	0.0015%	0.0043%	0.0109%	0.0381%

##### 冬18時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0004%	0.0004%	0.0015%	0.0039%	0.0098%
物販店	0.0000%	0.0000%	0.0001%	0.0004%	0.0004%
病院	0.0010%	0.0012%	0.0028%	0.0064%	0.0112%
事務所等その他事業所	0.0000%	0.0001%	0.0002%	0.0005%	0.0014%
住宅	0.0000%	0.0001%	0.0003%	0.0013%	0.0045%

※火気器具のみからの出火率を用いることで、前ページに記載のように、感震ブレーカー等が設置されている場合には電熱器具からの出火が抑制されるものとして計算

# 1. 建物被害

## 1.5 火災による被害

### (1)出火(続き)

#### ◆ 今回想定で採用する手法

今回想定に当たって設定した、建物倒壊しない場合の火気器具・電熱器具からの出火率(用途別・震度別) <東京都以外>

#### 【火気器具・電熱器具からの出火率】

冬5時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0001%	0.0004%	0.0025%	0.0099%	0.0402%
物販店	0.0001%	0.0002%	0.0009%	0.0042%	0.0454%
病院	0.0005%	0.0007%	0.0025%	0.0112%	0.1368%
事務所等その他事業所	0.0000%	0.0000%	0.0006%	0.0026%	0.0127%
住宅	0.0001%	0.0005%	0.0016%	0.0053%	0.0225%

#### 【火気器具のみからの出火率】

冬5時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0001%	0.0001%	0.0004%	0.0011%	0.0018%
物販店	0.0000%	0.0000%	0.0003%	0.0008%	0.0011%
病院	0.0005%	0.0006%	0.0022%	0.0061%	0.0137%
事務所等その他事業所	0.0000%	0.0000%	0.0002%	0.0010%	0.0018%
住宅	0.0001%	0.0002%	0.0007%	0.0024%	0.0053%

夏12時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0017%	0.0042%	0.0199%	0.0681%	0.2222%
物販店	0.0003%	0.0008%	0.0037%	0.0151%	0.0951%
病院	0.0010%	0.0015%	0.0050%	0.0231%	0.2880%
事務所等その他事業所	0.0003%	0.0011%	0.0052%	0.0196%	0.1071%
住宅	0.0001%	0.0002%	0.0007%	0.0025%	0.0166%

夏12時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0011%	0.0014%	0.0048%	0.0127%	0.0247%
物販店	0.0002%	0.0002%	0.0008%	0.0023%	0.0039%
病院	0.0009%	0.0011%	0.0030%	0.0075%	0.0156%
事務所等その他事業所	0.0001%	0.0002%	0.0006%	0.0016%	0.0028%
住宅	0.0001%	0.0002%	0.0006%	0.0015%	0.0027%

冬18時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0027%	0.0088%	0.0366%	0.1153%	0.3862%
物販店	0.0005%	0.0017%	0.0055%	0.0176%	0.1082%
病院	0.0031%	0.0131%	0.0284%	0.0717%	0.9761%
事務所等その他事業所	0.0006%	0.0027%	0.0074%	0.0194%	0.1144%
住宅	0.0007%	0.0025%	0.0076%	0.0230%	0.0765%

冬18時

	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7
飲食店	0.0012%	0.0016%	0.0056%	0.0153%	0.0297%
物販店	0.0002%	0.0002%	0.0007%	0.0020%	0.0035%
病院	0.0008%	0.0010%	0.0028%	0.0072%	0.0132%
事務所等その他事業所	0.0001%	0.0001%	0.0005%	0.0015%	0.0033%
住宅	0.0003%	0.0009%	0.0032%	0.0108%	0.0252%

※火気器具のみからの出火率を用いることで、前々ページに記載のように、感震ブレーカー等が設置されている場合には電熱器具からの出火が抑制されるものとして計算

# 1. 建物被害

## 1.5 火災による被害

### ②消防運用

#### ○基本的な考え方

- 現況の消防力と阪神・淡路大震災での消火実績等をもとにしたマクロ式を適用するものとする。
- 消防ポンプ自動車数、小型動力ポンプ数及び消防水利数をもとに、消防本部・組合ごとに消火可能件数を算定する。

#### ◆ 今回想定で採用する手法

- 消火可能件数(発災直後) =  $0.3 \times (\text{消防ポンプ自動車数}/2 + \text{小型動力ポンプ数}/4) \times \{1 - (1 - 61,544/\text{宅地面積(}m^2\text{)}) \text{水利数}\}$
- 残火災件数 = 炎上出火件数 - 消火可能火災件数

- 各消防本部・組合について求めた消火可能件数(発災直後; 1時間後)と、想定される炎上出火件数を比較し、消火されなかつた火災が延焼拡大すると考え、残火災件数(延焼拡大件数)を求ることとする。
- 上式は、阪神・淡路大震災(平均風速約3m/s)のデータに基づき、消防運用による消火可能件数をポンプ車数や消防水利数を用いて表現したものであり、風速がより速くなれば発災直後に消防によって消火できる割合が低下することが考えられる。ここでは、上式における係数0.3は、風速8m/sでは0.2とする。
- 消防運用によりすべての炎上出火を消し止められた場合においても、平均的に5棟/件の焼失があるものとして、1消火件数当たり5棟が焼失するものとする。

### ③延焼

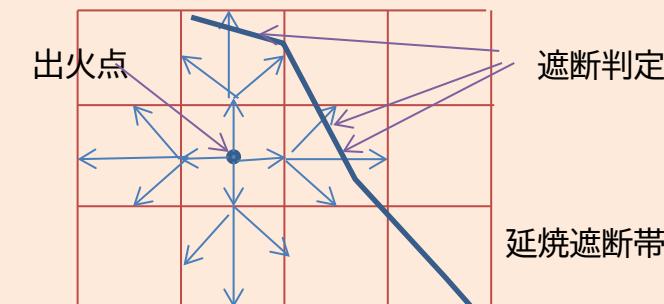
#### ○基本的な考え方

- 50mメッシュを単位として時間経過に伴う延焼拡大状況を把握できるシミュレーションを行う。

※首都直下地震においては、広域的な消防応援が期待できると考えられるため、時間経過に伴い、どれだけの消防が必要とされるか把握できるよう、時間経過に伴う延焼拡大状況が評価できるモデルを採用した。

#### ◆ 今回想定で採用する手法

- 消防運用の結果、消火することができなかつた残火災件数を用いて、50mメッシュでの「延焼シミュレーション」を実施する。残火災の火点は、ランダムに設定したメッシュの中心とする。
- 延焼速度は、東消式2001をもとにメッシュごとに設定する。延焼速度が20m/hを下回るメッシュは延焼しないものとする。
- 風速は、3m/sと8m/sの2通りについて検討する。風向は、冬の場合は北北西、夏の場合は南南東とする。
- 道路、鉄道、河川などの延焼遮断帯がある場合には、それ以上延焼が拡大しないものとする。



- シミュレーション開始から72時間以内に、メッシュ中心まで延焼が拡大したメッシュについて、焼失したと判定する。
- 焼失したと判定したメッシュごとに建物棟数と不燃領域率をもとに焼失棟数を算出し、それらを合計することで全焼失棟数を求める。
- 上記シミュレーションを300回実施し、それらの全焼失棟数の平均値を被害想定として用いる焼失棟数とする。

# 1. 建物被害

## 1.5 火災による被害

### (2) 津波火災による出火件数

#### ○ 基本的な考え方

$$(\text{津波による出火件数}) = (\text{①車両火災件数}) + (\text{②その他の火災件数})$$

①車両火災件数: 浸水建物数、世帯当たり所有車台数より推計

②その他の火災件数: 浸水建物数、プロパン使用率より推計

- ・東日本大震災で発生した津波火災の実績に基づいて、津波による出火件数を定量的に推計する。
- ・あわせて、東日本大震災の知見等を踏まえ、津波火災の出火要因や被害様相について定性的に示す。

#### ✓ 東日本大震災等での被害実績

- ・出火要因及び火災種別の内訳等は、関澤(2012)※1によれば、次のとおりである。

#### ○ 出火要因

- ・火気器具や可燃物の転倒落下によるもの(ストーブやヒータへの転倒やストーブ上への可燃物落下0.8%)
- ・ガス配管や電気配管の破壊・破損によるもの(ガス漏れ0.8%、配線の断線・接触不良10.5%)
- ・浸水や津波現象によるもの(津波漂着瓦礫の出火33.9%、浸水による短絡・スパーク21.8%、自然発火2.4%)
- ・その他(電気関係4.0%、電気関係以外0.8%、不明25.0%)

#### ○ 火災種別

- ・建物火災(21.0%)
- ・車両火災(32.3%)
- ・瓦礫火災(33.9%)
- ・漂流の車両と建物(4.0%)
- ・その他・不明(8.9%)

#### ○ 津波火災の火災規模

- ・津波起因火災は、不明分(59.7%)を除いた分の内訳で、74.0%が全焼または大規模火災(ここでは5棟以上焼損)、部分焼以下に止められたものは24.0%

#### 津波火災の延焼拡大の様相(東日本大震災での主な事例)※2

- ・流出した屋外タンクからのオイル、ガスボンベによって拡大し、また瓦礫などの可燃物も豊富であったため、それらは燃えたまま津波に乗って漂流。さらにこれらの集積の密度によっては、ここで海上油面火災が形成されたり、燃えた船舶が延焼拡大をさらに助長。
- ・津波によって打ち寄せられた家屋などの瓦礫が高台に堆積し、火のついた瓦礫から周辺の瓦礫へ燃え広がるケースが多い。
- ・瓦礫などに邪魔されて消火が困難となったことも延焼拡大の要因。
- ・焼失地域の中には山際の避難場所を燃やしたものや山林火災に発展するものもあり、一部の避難場所では再避難が必要となった。

※1 関澤「東日本大震災による火災の発生状況について」(月刊フェスク, 2012.6)

※2 山田常圭・廣井悠「東日本大震災における津波火災の概要とその対策」(都市問題, Vol.103, 2012)

# 1. 建物被害

## 1.5 火災による被害

### (2)津波火災による出火件数(続き)

#### ◆ 今回想定で採用する手法

- ・廣井(2014)※が示した下記の手法によって津波による出火件数を推計する。
- ・「車両からの出火による津波火災」と「車両火災以外の津波火災」は発生メカニズムが異なるため、出火件数を別々に算出して合算する。
- ・東日本大震災の市町村別発生実績から推定された推計式は、次のとおり。

$$(津波火災件数) = (①車両火災件数) + (②その他の火災件数)$$

$$\ln(①車両火災件数) = (\text{世帯当たり所有車台数}) \times (\text{浸水建物数}) \times 0.000024 - 0.798$$

$$(②その他の火災件数) = (\text{浸水建物数}) \times 0.000264 + (\text{プロパン使用率}) \times 1.080$$

※ 廣井悠. 津波火災に関する東日本大震災を対象とした質問紙調査の報告と出火件数予測手法の提案. 地域安全学会論文集(24). pp.111-121. 2014

## 2. 屋外転倒、落下物の発生

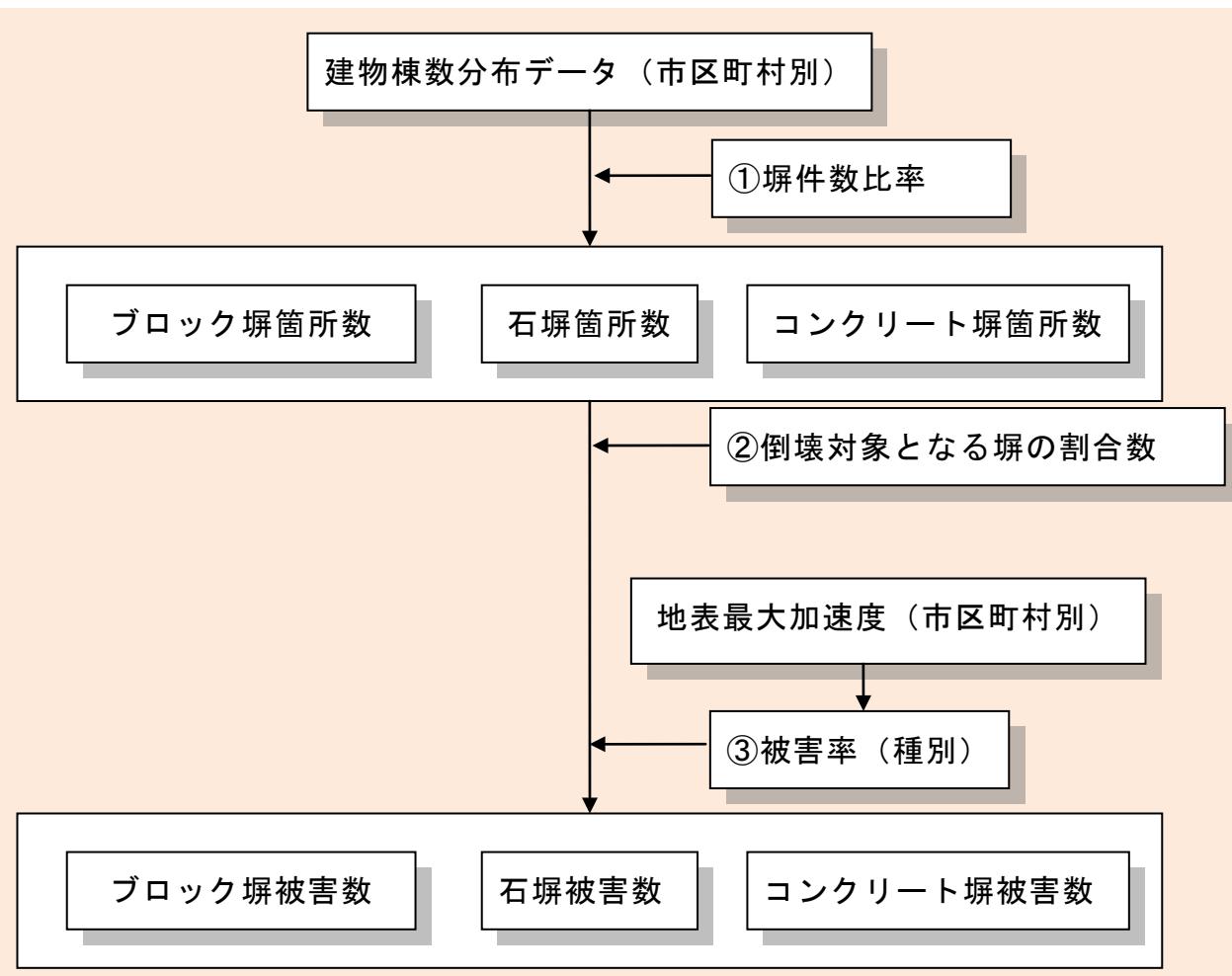
### 2.1 ブロック塀・自動販売機等の転倒

#### (1) ブロック塀等

##### ○ 基本的な考え方

- 東京都(H9)、愛知県(H15)に基づき、建物当たりのブロック塀等の存在割合からブロック塀、石塀等の分布数を求めるとともに、宮城県沖地震における地震動の強さと被害率との関係式を用いて各施設の被害数を求める。

#### ◆ 今回想定で採用する手法



#### ① 塀件数

- ブロック塀については、愛知県(H15)による県内の木造棟数とブロック塀数との関係を用いて、ブロック塀数を求める。また、石塀・コンクリート塀については、東京都(R4)による木造棟数と塀件数との関係を用いて求める。

ブロック塀	石塀	コンクリート塀
0.16×(木造住宅棟数)	0.027×(木造住宅棟数)	0.016×(木造住宅棟数)

#### ② 倒壊対象となる塀の割合

- 東京都による各塀の危険度調査結果から、外見調査の結果、特に改善が必要のない塀の比率が設定されている。
- 東京都(H9)に基づき、このうちの半分は改訂耐震基準を十分満たしており、倒壊の危険性はないものとする。

塀の種類	外見調査の結果特に改善が必要ない塀の比率(A)	倒壊対象となる割合(1-0.5A)
ブロック塀	0.500	0.750
石塀	0.362	0.819
コンクリート塀	0.576	0.712

#### ③ 被害率

- 宮城県沖地震時の地震動の強さ(加速度)とブロック塀等の被害率との関係実態に基づき、次の式を設定する。

- ブロック塀被害率(%) =  $-12.6 + 0.07 \times (\text{地表最大加速度})(\text{gal})$
- 石塀被害率(%) =  $-26.6 + 0.168 \times (\text{地表最大加速度})(\text{gal})$
- コンクリート塀被害率(%) =  $-12.6 + 0.07 \times (\text{地表最大加速度})(\text{gal})$

※ここで、「地表最大加速度」としては、メッシュ別地表最大加速度の市区町村別人口重み付平均値を用いる。

## 2. 屋外転倒、落下物の発生

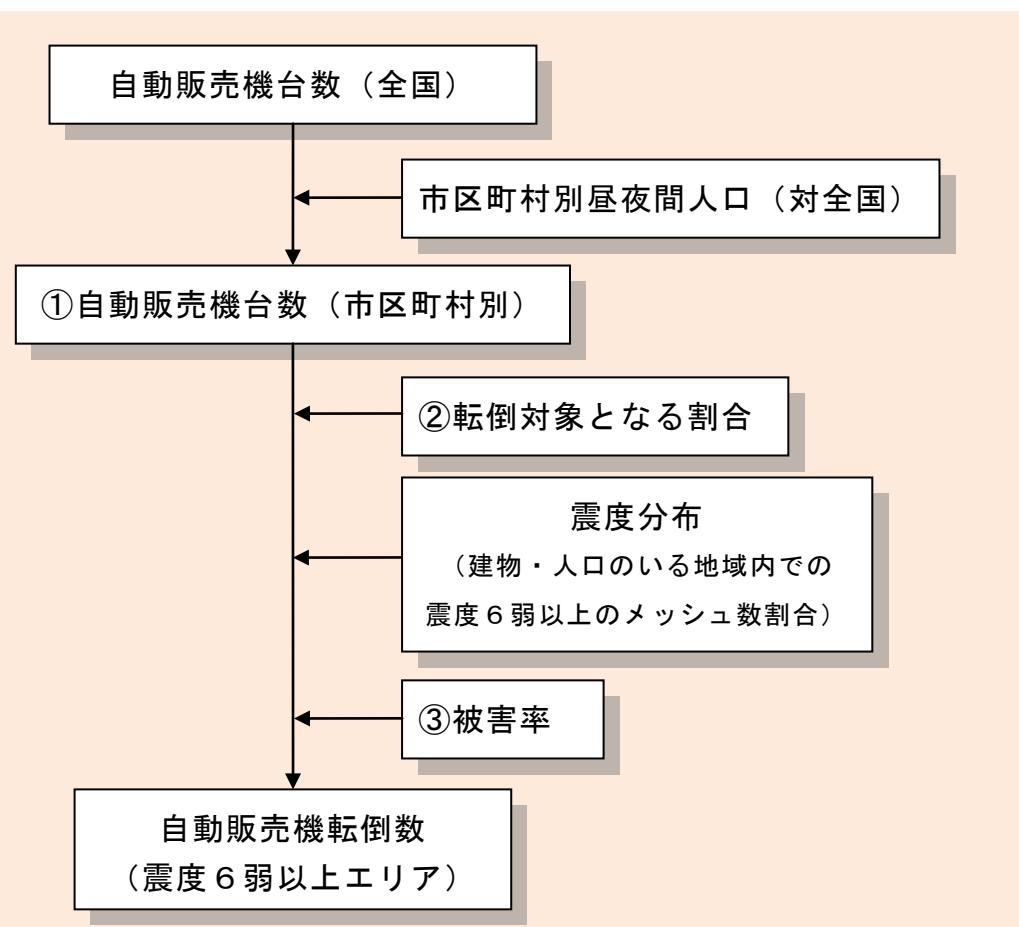
### 2.1 ブロック塀・自動販売機等の転倒(続き)

#### (2) 自動販売機

##### ○ 基本的な考え方

- ・自動販売機の転倒対象となる割合は、屋外設置比率と転倒防止措置未対応率より設定する。
- ・これと阪神・淡路大震災時の実態から設定される被害率より、震度6弱以上のエリアの転倒数を算定する。

#### ◆ 今回想定で採用する手法



##### ① 自動販売機台数

- ・自動販売機台数は、全国の自動販売機台数を各市区町村に次の式で配分して求める。

(市区町村別の自動販売機台数)

$$= (\text{全国自動販売機台数}) \times \{ (\text{市区町村夜間人口}) + (\text{市区町村昼間人口}) \} \div \{ (\text{全国夜間人口}) + (\text{全国昼間人口}) \}$$

##### ② 転倒対象となる自動販売機の割合

- ・転倒対象となる自動販売機の割合は、屋外設置比率(約6割※1)と転倒防止措置未対応率(約1割※2)より設定する。

※1:清涼飲料水メーカーへのヒアリング結果

※2:自動販売機転倒防止対策の進捗状況を踏まえて設定

##### ③ 被害率

- ・自動販売機の被害率は、阪神・淡路大震災時の(概ね震度6弱以上の地域における)転倒率により設定(埼玉県H15)
- ・阪神・淡路大震災時の(概ね震度6弱以上の地域における)転倒率 25,880台 / 124,100台 = 約20.9%  
(神戸市、西宮市、尼崎市、宝塚市、芦屋市、淡路島:全数調査)

## 2. 屋外転倒、落下物の発生

### 2.2 屋外落下物の発生

#### ○ 基本的な考え方

・東京都(H9)を参考に、全壊する建物及び震度6弱以上の地域における3階建て以上の非木造建物のうち落下危険物を有する建物から、落下物の発生が想定される建物棟数を算定する。

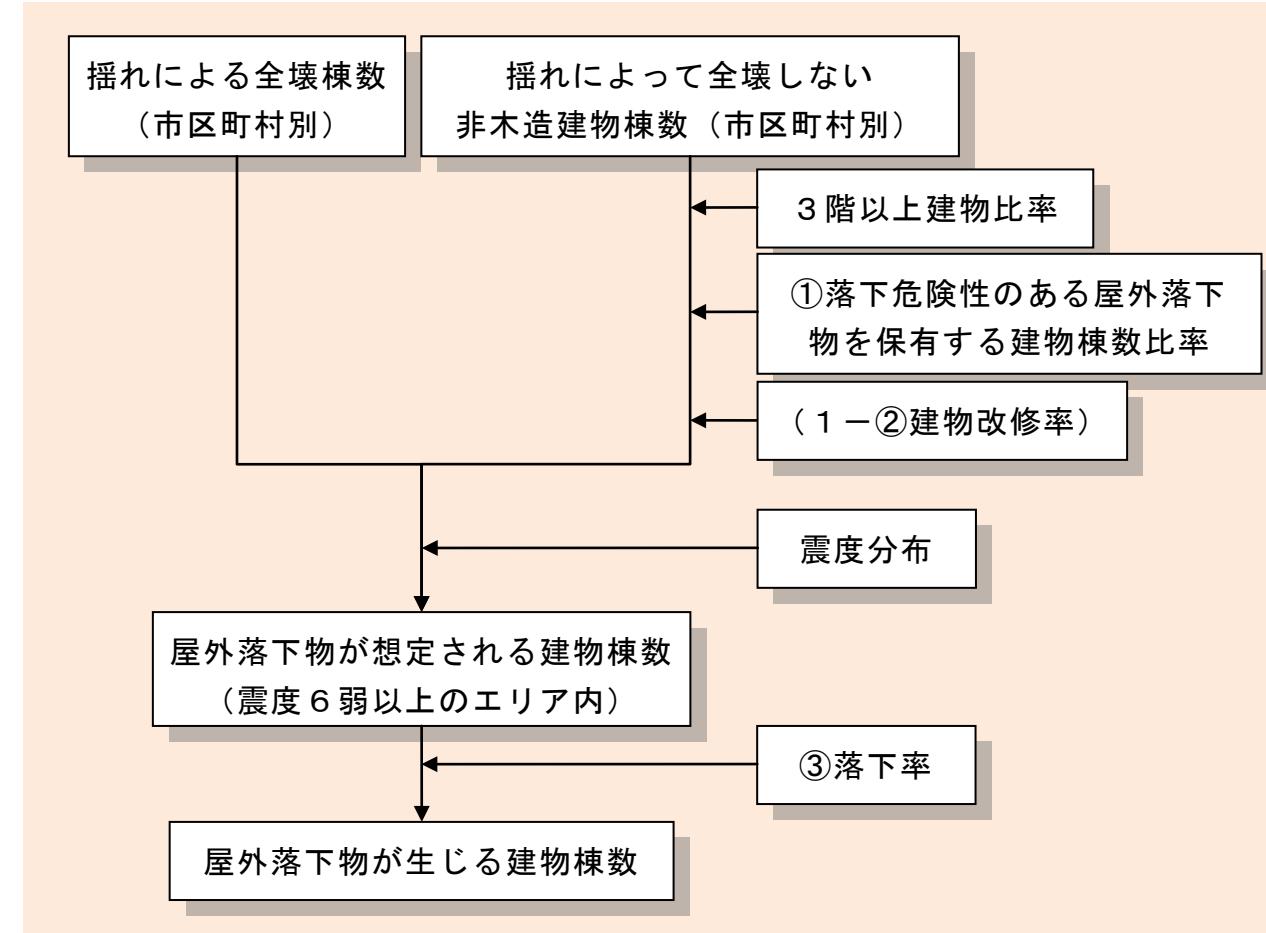
- 揺れによって全壊する建物については、すべての建物が落下物の発生が想定されるものとする。
- 揺れによって全壊しない建物のうち落下が想定される建物棟数は、震度6弱以上のエリア内の3階以上の非木造建物棟数に、落下物を保有する建物棟数比率と安全化指導実施による建物改修率を掛けすることで算定する。

#### ① 落下危険性のある屋外落下物を保有する建物棟数比率

・屋外落下物を保有する建物棟数比率は、東京都の調査結果(東京都(H9))をもとに、対象となる建物の築年別に設定。

建築年代	飛散物(窓ガラス、壁面等)	非飛散物(吊り看板等)
～昭和45年	30%	17%
昭和46年～55年	6%	8%
昭和56年～	0%	3%

#### ◆ 今回想定で採用する手法



#### ② 建物改修率

・建物改修率には、東京都(H18)で用いている平均改修率97.15%を用いる。

#### ③ 落下率

・落下物の発生が想定される建物のうち落下が生じる建物の割合(落下率)には、東京都(H9)で設定したブロック塀の被害率と同じ式を用いる。

$$( \text{落下率} ) ( \%) = -12.6 + 0.07 \times ( \text{地表最大加速度} ) ( \text{gal} )$$

# 3. 人的被害

## 3.1 建物倒壊による被害

### ○ 基本的な考え方

- 木造建物と非木造建物では、死者等の発生の様相が異なることから、木造建物、非木造建物を区別し、それぞれの建物からの死者数・負傷者数を想定する。
- 鳥取地震、東南海地震、南海地震、福井地震、兵庫県南部地震の被害事例から算出した全壊棟数と死者数との関係を使用する。
- 兵庫県南部地震、鳥取県西部地震、新潟県中越地震、新潟県中越沖地震、能登半島地震、岩手・宮城内陸地震の主な被災市町村、東北地方太平洋沖地震の内陸被災市町村の建物被害数(全壊棟数、全半壊棟数)と負傷者数・重傷者数との関係を使用する。

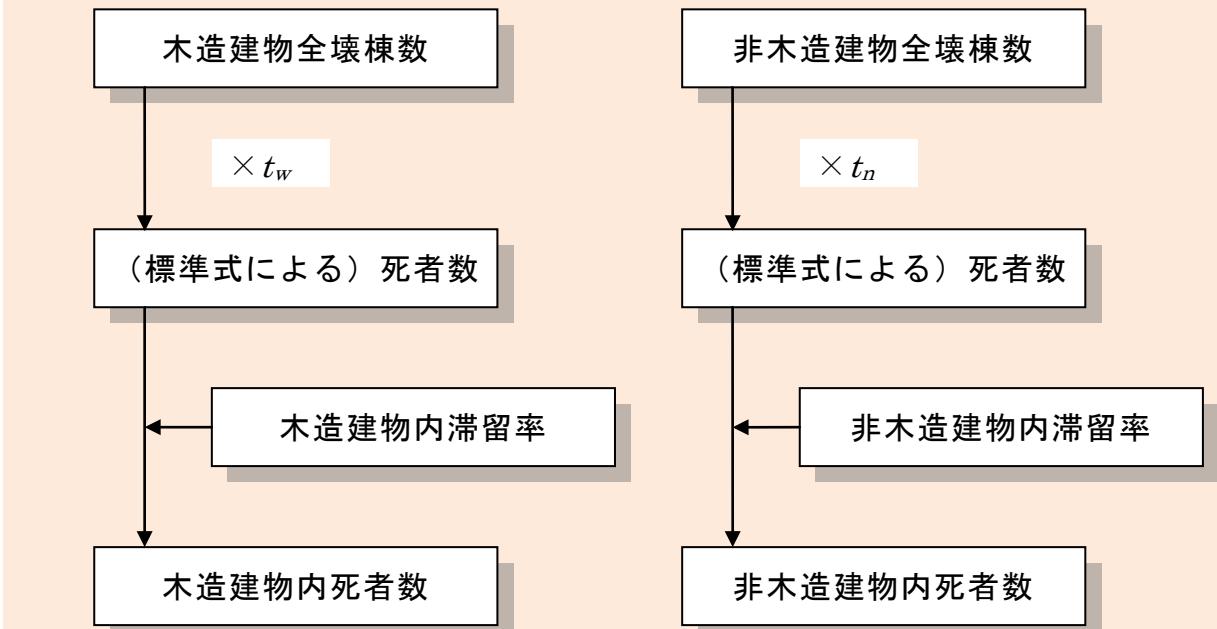
### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 東日本大震災では、約1.9万人もの津波による死者・行方不明者が発生しているが、このうち内陸市町村の死者・行方不明数は、125人(総務省消防庁発表被害報(平成24年3月11日現在)、死者・行方不明者の0.6%)であり、全壊棟数の少なさと相まって、建物被害棟数と死者関係式を見直すために十分なデータが得られていない。

- (参考)内陸市町村の死者数は106人であり、そのうち死亡発生要因が現時点ではわかったのは約半数の55人。うち建物倒壊による死者数は10人(内陸市町村の死者数の約18%に相当)
- (参考)検視等による死因別では、圧死・損壊死等の割合は4.4%(平成23年4月警察庁資料より))。

### ◆ 今回想定で採用する手法

#### ① 死者数



$$(死者数) = (木造 死者数) + (非木造 死者数)$$

(木造 死者数)

$$= t_w \times (\text{市町村別の揺れによる木造全壊棟数}) \times (\text{木造建物内滞留率})$$

(非木造 死者数)

$$= t_n \times (\text{市町村別の揺れによる非木造全壊棟数}) \times (\text{非木造建物内滞留率})$$

(木造建物内滞留率)

$$= (\text{発生時刻の木造建物内滞留人口}) \div (\text{朝 5 時の木造建物内滞留人口})$$

(非木造建物内滞留率)

$$= (\text{発生時刻の非木造建物内滞留人口}) \div (\text{朝 5 時の非木造建物内滞留人口})$$

$$t_w = 0.0676 \quad t_n = 0.00840 \times \left( \frac{P_{n0}}{B_n} \right) \div \left( \frac{P_{w0}}{B_w} \right)$$

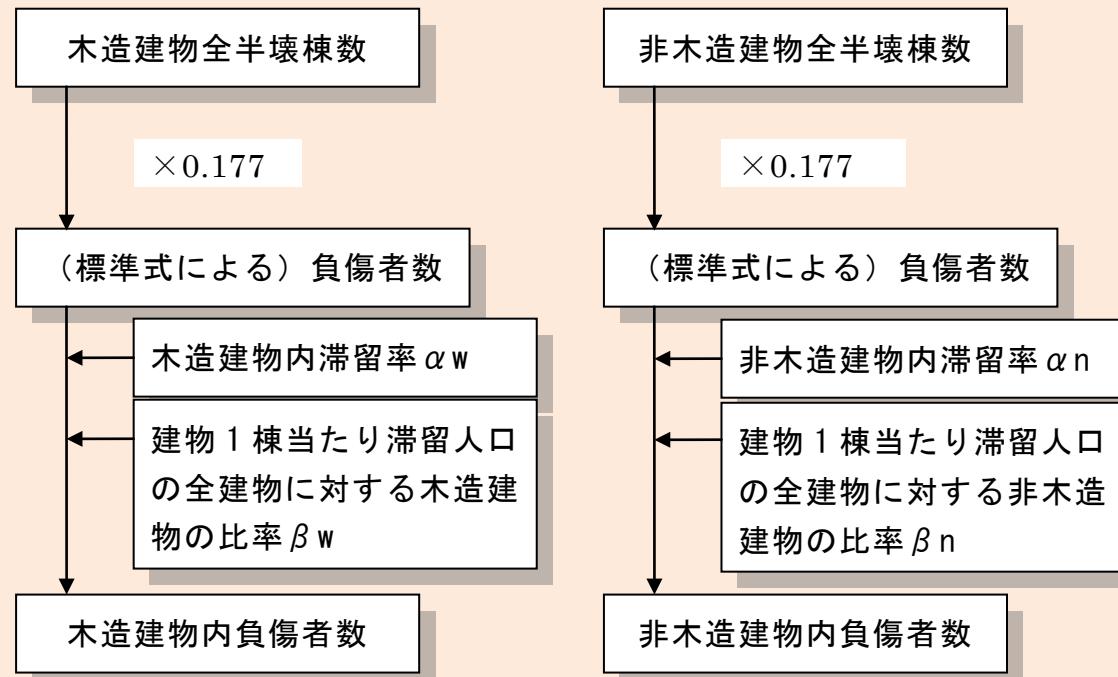
$P_{w0}$  : 夜間人口(木造)  $P_{n0}$  : 夜間人口(非木造)

$B_w$  : 建物棟数(木造)  $B_n$  : 建物棟数(非木造)

# 3. 人的被害

## 3.1 建物倒壊による被害(続き)

### ②負傷者数



(木造建物における負傷者数)

$$= 0.177 \times (\text{揺れによる木造全半壊棟数}) \times \alpha_w \times \beta_w$$

(非木造建物における負傷者数)

$$= 0.177 \times (\text{揺れによる非木造全半壊棟数}) \times \alpha_n \times \beta_n$$

(木造建物内滞留率)  $\alpha_w$

$$= (\text{発生時刻の木造建物内滞留人口}) \div (\text{朝5時の木造建物内滞留人口})$$

(非木造建物内滞留率)  $\alpha_n$

$$= (\text{発生時刻の非木造建物内滞留人口}) \div (\text{朝5時の非木造建物内滞留人口})$$

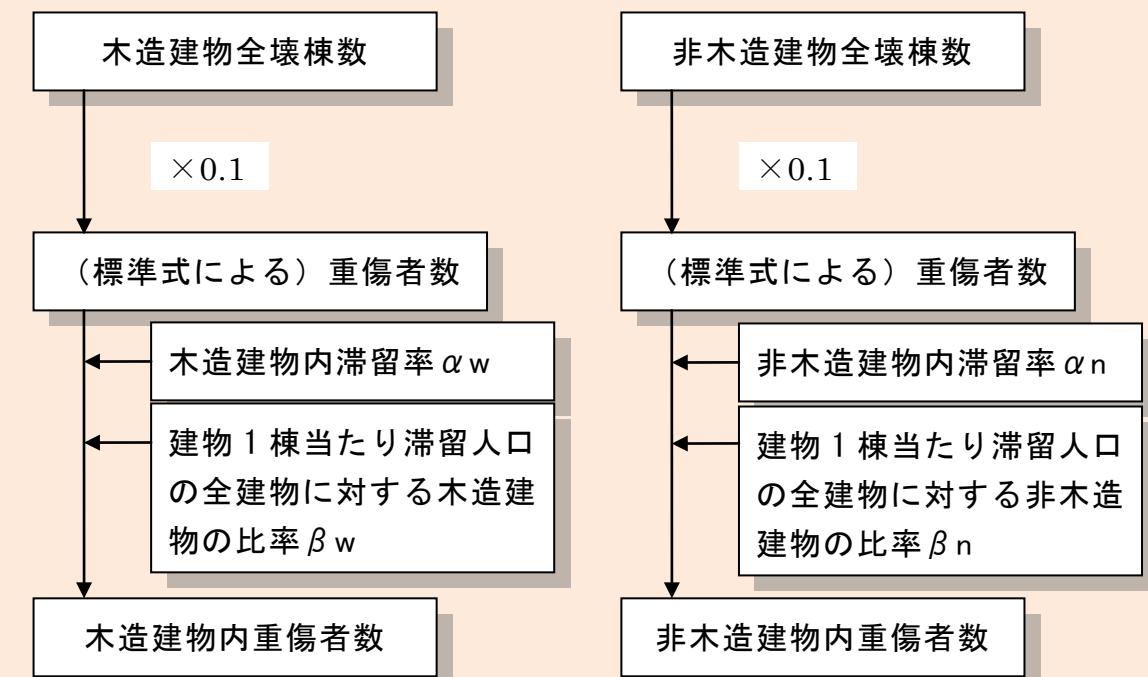
(建物1棟当たり滞留人口の全建物に対する木造建物の比率(時間帯別))  $\beta_w$

$$= (\text{木造建物1棟あたりの滞留人口}) \div (\text{全建物1棟あたりの滞留人口})$$

(建物1棟当たり滞留人口の全建物に対する非木造建物の比率(時間帯別))  $\beta_n$

$$= (\text{非木造建物1棟あたりの滞留人口}) \div (\text{全建物1棟あたりの滞留人口})$$

### ③重傷者数(=②の負傷者数の内数)



(木造建物における重傷者数)

$$= 0.100 \times (\text{揺れによる木造全壊棟数}) \times \alpha_w \times \beta_w$$

(非木造建物における重傷者数)

$$= 0.100 \times (\text{揺れによる非木造全壊棟数}) \times \alpha_n \times \beta_n$$

(木造建物内滞留率)  $\alpha_w$

$$= (\text{発生時刻の木造建物内滞留人口}) \div (\text{朝5時の木造建物内滞留人口})$$

(非木造建物内滞留率)  $\alpha_n$

$$= (\text{発生時刻の非木造建物内滞留人口}) \div (\text{朝5時の非木造建物内滞留人口})$$

(建物1棟当たり滞留人口の全建物に対する木造建物の比率(時間帯別))  $\beta_w$

$$= (\text{木造建物1棟あたりの滞留人口}) \div (\text{全建物1棟あたりの滞留人口})$$

(建物1棟当たり滞留人口の全建物に対する非木造建物の比率(時間帯別))  $\beta_n$

$$= (\text{非木造建物1棟あたりの滞留人口}) \div (\text{全建物1棟あたりの滞留人口})$$

# 3. 人的被害

## 3.2 津波による被害

### ○ 基本的な考え方

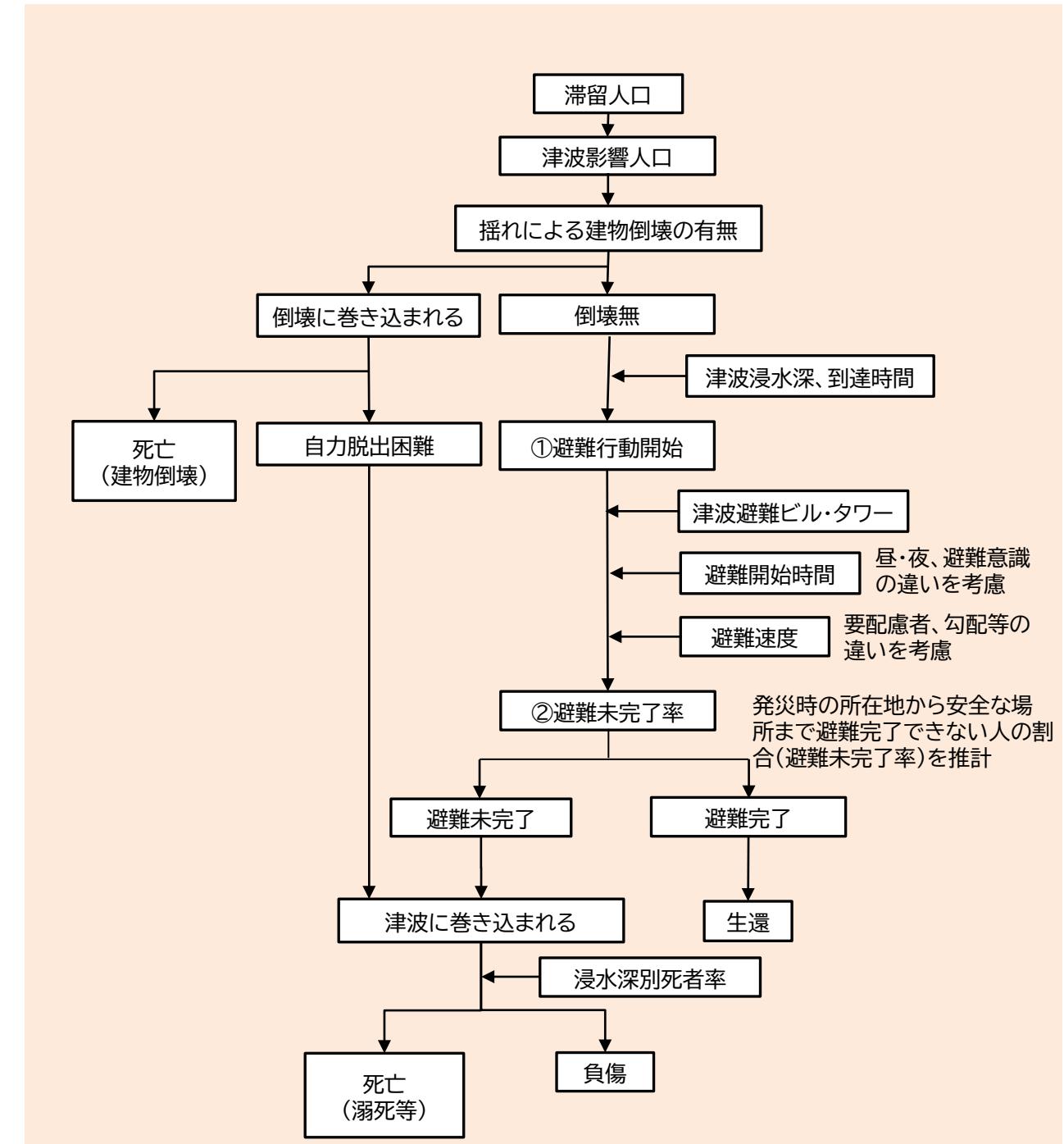
- ・津波浸水域において津波が到達する時間(浸水深30cm以上)までに避難が完了できなかった者を津波に巻き込まれたものとし、そこでの浸水深をもとに死亡か負傷かを判定する。
- ・①避難行動(避難の有無、避難開始時期)、②津波到達時間までの避難完了可否、③津波に巻き込まれた場合の死者発生度合の3つに分けて設定する。
- ・避難意識が高い場合と低い場合とで幅を持たせた避難行動パターンを設定する。
- ・避難行動要支援者とそれ以外の人、平野部と傾斜部での避難速度の違いをそれぞれ考慮する。
- ・なお、揺れによる建物倒壊に伴う自力脱出困難者は、津波からの避難ができないものとする。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- ・東日本大震災において、岩手県では従来の中央防災会議の被害想定(H18;明治三陸タイプ地震)に比べて津波高さも浸水面積も1~2倍程度となっており、宮城県では従来の被害想定(H18)を大きく上回る被害となった。なお、岩手県の死者・行方不明者数は、被害想定では約2,100人であるのに対し、東日本大震災では5,920人(2011年3月11日現在、消防庁発表)であり、約2.8倍となっている。

- ・東日本大震災の三陸地域においても、すぐに避難した人の割合が高い地域と低い地域があり、地域全体として必ずしも津波に対する避難意識が高かったとは言い切れず、意識が高い場合と低い場合とで幅を持たせた避難行動パターンを考える必要がある。

### ◆ 今回想定で採用する手法



# 3. 人的被害

## 3.2 津波による被害(続き)

### ①避難行動の違い(避難の有無、避難開始時期)

・東日本大震災の被災地域での調査結果(「津波避難等に関する調査結果」(内閣府・消防庁・気象庁))及び過去の津波被害(北海道南西沖地震、日本海中部地震)の避難の状況を踏まえ、次の表のように2つの避難パターンを設定する。

	避難行動別の比率		
	避難する		切迫避難あるいは避難しない
	すぐに避難する	避難するがすぐには避難しない	
早期避難者比率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合	70% (※1)	30% (※2)	0% (※3)
早期避難者比率が低い場合	20% (※4)	50% (※2)	30% (※5)

※1:すぐに避難した人の割合が最も高い市で約67%であった。また、過去の被害想定(H18)では北海道南西沖地震の事例から意識の高いケースとして70%としている。これらを踏まえて70%と設定。

※2:全体から「すぐに避難する」+「切迫避難あるいは避難しない」の割合を引いた数値として設定。

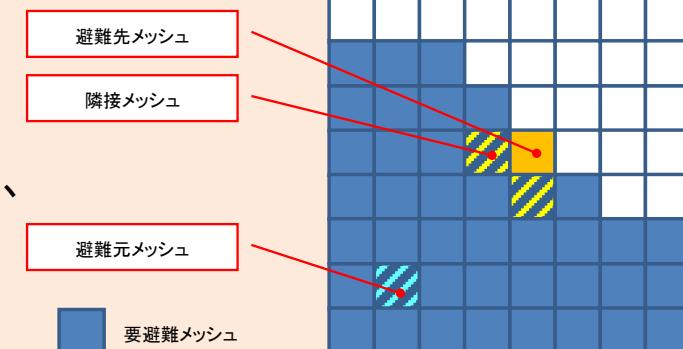
※3:津波情報や避難の呼びかけを見聞きしている中でそれをもって避難のきっかけとなった場合、切迫避難の割合が一番低い市で0%である。

※4:すぐに避難した人の割合が最も低い市で約35%であった。また、過去の被害想定(H18)では日本海中部地震の事例から意識の低いケースとして20%としている。この市は避難意識の高い地域と考えられるが、それでも予想を超えて津波浸水の被害を受けた地区が多いこと等もあり、早期避難率は低い。他の地域は相対的に意識の低い地域が多いと考えられることから、以上を踏まえて20%と設定。

※5:切迫避難(死者含む)の割合が高い市で25%~約27%であった。また、過去の被害想定(H18)では意識が低い場合に32%としている。これらを踏まえて30%と設定。

### ②避難未完了率

・発災時の所在地から安全な場所まで避難完了できない人の割合(避難未完了率)は、次の考え方に基づき算定する。



#### 【避難判定方法】

##### ①要避難メッシュの特定

最大津波浸水深が30cm以上となる要避難メッシュを特定

##### ②避難先メッシュの設定

各要避難メッシュ(避難元メッシュ)から最短距離にあり、かつ避難元メッシュよりも津波浸水深1cm到達時間が長い、津波浸水深30cm未満の避難先または津波避難ビル・タワーのあるメッシュを特定する。

##### ③避難距離の算定

メッシュ中心間の直線距離の1.5倍を避難距離とする(東日本大震災の実績)。

##### ④避難完了所要時間の算定

各要避難メッシュについて、避難距離を避難速度で割って避難完了所要時間を算出。なお、避難開始時間は、昼間発災時は、直接避難者で発災5分後、用事後避難者で15分後とし、切迫避難者は当該メッシュに津波が到達してから避難するものとする。

##### ⑤避難成否の判定

各要避難メッシュについて、避難先メッシュの隣接メッシュにおける浸水深30cm到達時間と避難先メッシュまでの避難完了所要時間を比較し、避難行動者別に避難成否を判定する。

- ・東北地方太平洋沖地震は昼間の発生であったが、夜間発災の場合にはより避難が遅れることが想定される。夜間の場合には、避難開始は昼間に比べてさらに5分準備に時間がかかると仮定する。

# 3. 人的被害

## 3.2 津波による被害(続き)

### ★避難速度

- 東日本大震災時の実績値に基づく調査・研究において、平野部と傾斜部、健常者と避難行動要支援者および同行者に違いが見られたことから、それぞれの歩行速度を設定する。
- 各地域における避難行動要支援者同行の人数割合は地域における避難行動要支援者数のデータを用い、要支援者1人につき2人が同行すると設定する。

単位:時速km/h(括弧内は秒速m/s)

	健常者	避難行動要支援者同行 <sup>※2</sup>	全体
全体	2.43(0.68)	1.69(0.47)	2.24(0.62)
平野部 <sup>※1</sup>	2.72(0.76)	1.89(0.53)	2.51(0.70)
傾斜部 <sup>※1</sup>	1.73(0.48)	1.20(0.33)	1.59(0.44)

※平野部=勾配5%未満、傾斜部=勾配5%以上

※1:平野部は全体平均の1.12倍、傾斜部は全体平均の0.71倍に設定

※2:健常者の避難速度と避難行動要支援者同行の避難速度は、東日本大震災の実績から8:2の人数割合であったとして全体平均より設定。

・夜間(暗い場合)の避難速度については、足元が見えにくい等の理由から昼間の8割に設定。

### ★高層階滞留者の考慮

- 襲来する津波の最大浸水深に応じてそれよりも高い高層階の滞留者は避難せずにとどまることができる場合を考慮する。
- 最大浸水深別の避難対象者を次のように設定する。

最大浸水深	避難対象者
30cm以上6m未満	1、2階滞留者が避難
6m以上15m未満	1～5階滞留者が避難
15m以上30m未満	1～10階滞留者が避難
30m以上の場合	全員避難

# 3. 人的被害

## 3.2 津波による被害(続き)

### ③ 浸水深別死者率

- 津波に巻き込まれた際の死者率については、右下図の死者率を適用する。なお、生存した人も全員が負傷するものと仮定する。負傷者における重傷者と軽傷者の割合については、北海道南西沖地震における奥尻町の人的被害の事例を参考にし、重傷者数:軽傷者数=34:66とする。

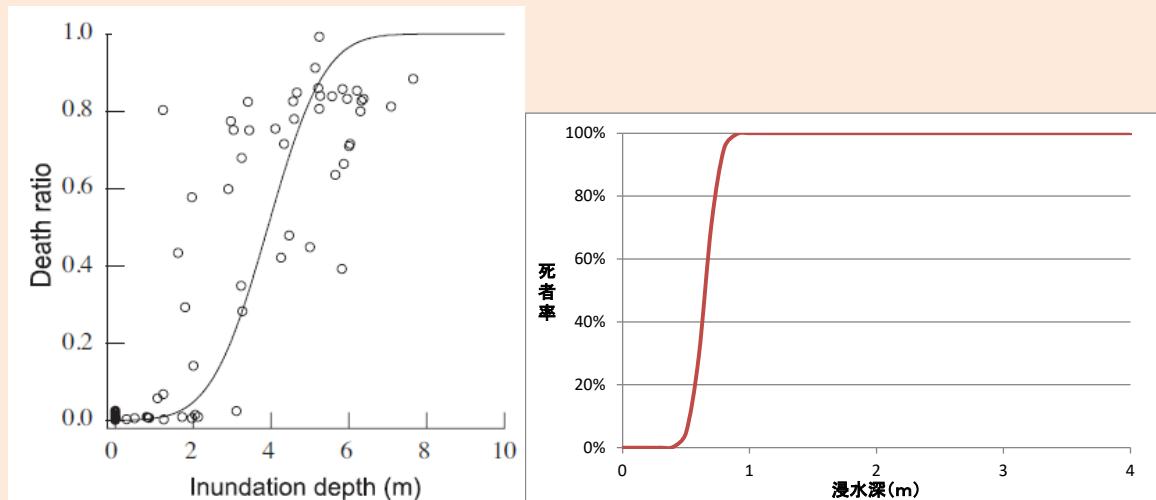


図 津波に巻き込まれた場合の死者率

左図: 越村・行谷・柳澤「津波被害関数の構築」(土木学会論文集B, Vol.65, No.4, 2009)より  
右図: 内閣府が設定した浸水深別の死者率関数

※2004年スマトラ島沖地震津波におけるバンダ・アチエでは多くの人々が地震に伴う津波の理解がなく、津波が見えてから初めて避難を始めていることから、津波に対する避難意識の低い中での死者率であると言え、逃げたが避難しきれなかったり、切迫避難あるいは避難しなかった状況に近いと推察できる。ここでは、越村ら(2009)によるバンダ・アチエでの浸水深別死者率(左図)を参考に、右図のような津波に巻き込まれた場合の浸水深別死者率関数を検討した。これは浸水深30cm以上で死者が発生し始め、浸水深1mでは津波に巻き込まれた人のすべてが死亡すると仮定した関数である。

### ★ 摆れによる建物倒壊に伴う死者及び自力脱出困難者の考慮

- 浸水域内における揆れによる建物倒壊に伴う死者については、建物倒壊による死者としてカウントするものとする。
- 浸水域内における揆れによる建物倒壊に伴う自力脱出困難者(うち生存者)については、津波による死者としてカウントするものとする(近隣住民等による救助活動が行われず、建物倒壊により閉じ込められた状態で浸水する可能性があるとともに、浸水地域の救助活動が難航し、一定時間を経過すると生存率が低下することを考慮)。

### ★ 年齢構成を考慮した死傷者数の算定

- 東日本大震災における岩手、宮城、福島の被災地域では、生存者においては高齢者ほど直後の避難率が高い傾向があるが、65歳以上及び75歳以上の方は結果として死者率が他年齢に比べて高い。ここでは、年齢構成が東日本大震災の被災地の状況よりも高齢化していれば津波に巻き込まれる可能性がより高いものとする。
- 全国における年齢構成を考慮した人的被害を推定するため、令和2年国勢調査に基づく市区町村別の年齢区分比率をもとに、次式により人的被害補正係数を算出し、算出した市区町村別死傷者数に掛け合わせるものとする。

#### 市区町村別の人的被害補正係数

$$= \sum (\text{年齢区分別比率} \times \text{年齢区分別重み係数})$$

$$= 15\text{歳未満人口比率} \times 0.34 + 15\text{~}64\text{歳人口比率} \times 0.62 + 65\text{~}74\text{歳人口比率} \times 1.79 + 75\text{歳以上人口比率} \times 2.81$$

# 3. 人的被害

## 3.3 急傾斜地崩壊による被害

### ○ 基本的な考え方

- ・揺れにより引き起こされた斜面の崩壊(崖崩れ)により家屋が倒壊し、それに伴って死者が発生する場合を想定する。
- ・地震発生時刻の建物内滞留状況について考慮する。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- ・東日本大震災では、約1.9万人もの津波による死者・行方不明者が発生しているが、このうち内陸市町村の死者・行方不明数は、125人(総務省消防庁発表被害報平成24年3月11日現在、死者・行方不明者の0.6%)であり、全壊棟数の少なさと相まって、建物被害棟数と死者関係式を見直すために十分なデータが得られていない。

-(参考)内陸市町村の死者数は106人であり、そのうち死亡発生要因が現時点ではわかったのは約半数の55人。うち建物倒壊による死者数は10人(内陸市町村の死者数の約18%に相当)

- (参考)検視等による死因別で見ても、圧死・損壊死等の割合は4.4%にとどまる(平成23年4月警察庁資料より)。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- ・東京都防災会議(1991)の手法に従い、1967年から1981年までの崖崩れの被害実態から求められた、被害棟数と死者数・負傷者数との関係式により、人的被害を算出する(木造建物の大破棟数は、全壊棟数×0.7に等しいものとする)。
- ・崖崩れによる建物被害と死者数、負傷者数、重傷者数の関係を次の式とする。

$$(死者数) = 0.098 \times (\text{急傾斜地崩壊による全壊棟数}) \\ \times 0.7 \times (\text{木造建物内滞留者人口比率})$$

$$(\text{負傷者数}) = 1.25 \times (\text{死者数})$$

$$(\text{重傷者数}) = (\text{負傷者数}) \div 2$$

ここで、(木造建物内滞留人口比率)  
=(発生時刻の木造建物内滞留人口)  
÷(木造建物内滞留人口の24時間平均)

# 3. 人的被害

## 3.4 火災による被害

### ○ 基本的な考え方

- 次の3つの火災による死者発生シナリオに基づき想定する。

死者発生のシナリオ	備考
炎上出火家屋内からの逃げ遅れ	出火直後:突然の出火により逃げ遅れた人 (揺れによる建物倒壊を伴わない)
倒壊後に焼失した家屋内の救出困難者(生き埋め等)	出火直後:揺れによる建物被害で建物内に閉じ込められた後に出火し、逃げられない人 延焼中:揺れによる建物被害で建物内に閉じ込められた後に延焼が及び、逃げられない人
延焼拡大時の逃げまどい	延焼中:建物内には閉じ込められていないが、避難にとまどっている間に延焼が拡大し、巻き込まれて焼死する人

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 東日本大震災では、約1.9万人もの津波による死者・行方不明者が発生しているが、このうち内陸市町村の死者・行方不明数は、125人(総務省消防庁発表被害報(平成24年3月11日現在)、死者・行方不明者の0.6%)であり、焼失棟数の少なさ(全焼・半焼で281棟(平成24年4月18日警察庁調べ)と相まって、焼失棟数と死者関係式を見直すために十分なデータが得られていない。

-(参考)検視等による死因別では、焼死の割合は1.1%(平成23年4月警察庁資料より)

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 東日本大震災における火災による死傷者は少ないと考えられるため、他の既往地震・大火事例データを基にした手法を用いる。

#### ① 死者数

##### a) 炎上出火家屋からの逃げ遅れ

(炎上出火家屋内から逃げ遅れた死者数)

$$= 0.055 \times (\text{出火件数}) \times (\text{屋内滞留人口比率})$$

※係数0.055は、平成30年～令和4年の5年間の全国における1建物出火(放火を除く)当たりの死者数  
ここで、(屋内滞留人口比率) = (発生時刻の屋内滞留人口) ÷ (屋内滞留人口の24時間平均)

##### b) 倒壊後に焼失した家屋内の救出困難者

(閉込めによる死者数) = (倒壊かつ焼失家屋内の救出困難な人) × (生存救出率(0.387)\*)

ここで、

(倒壊かつ焼失家屋内の救出困難な人)

$$= (1 - \text{早期救出可能な割合}(0.72)) \times (\text{倒壊かつ焼失家屋内の要救助者数})$$

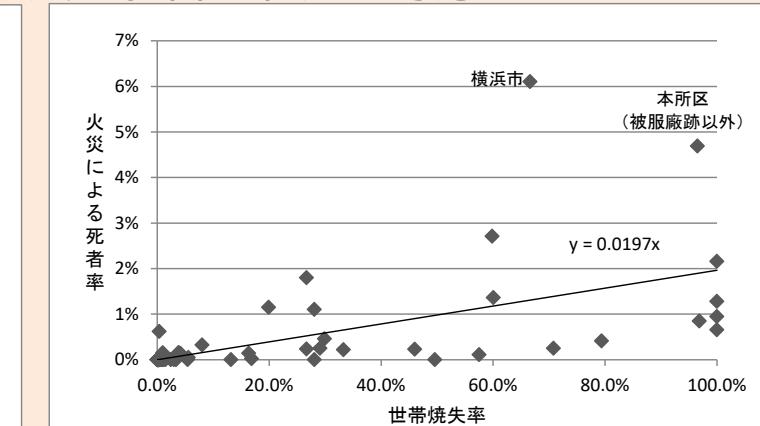
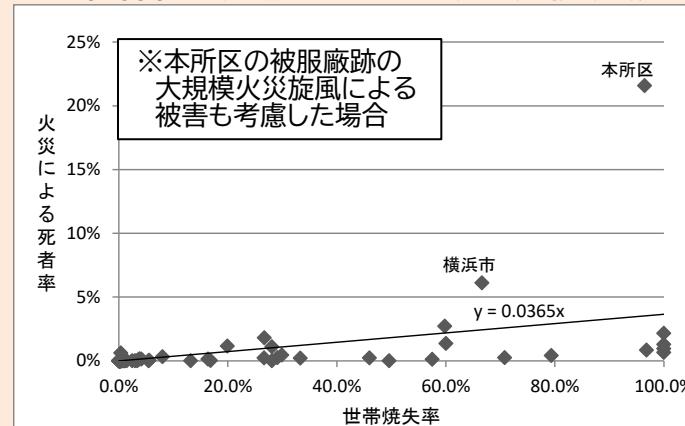
(倒壊かつ焼失家屋内の要救助者数)

$$= (\text{建物倒壊による自力脱出困難者数}) \times (\text{倒壊かつ焼失の棟数} / \text{倒壊建物数})$$

(\*「阪神・淡路大震災－神戸市の記録1995年－」(神戸市、平成8年1月)より)

##### c) 延焼拡大時の逃げまどい

- 通常の大火は地震火災とは状況が異なると考え、ここでは関東大震災と、大火のうち被害の大きかった函館大火を基にした焼失率と火災による死者率との関係を適用。また、大規模火災旋風の影響の有無を考慮した。



(注)炎上家屋内における死傷者及び延焼家屋内における死傷者数とのダブルカウントの除去を行うものとする。

### 3. 人的被害

#### 3.4 火災による被害(続き)

##### ②負傷者数

###### a) 炎上出火家屋からの逃げ遅れ

(出火直後の火災による重傷者数)

$$= 0.073 \times (\text{出火件数}) \times (\text{屋内滞留人口比率})$$

(出火直後の火災による軽傷者数)

$$= 0.182 \times (\text{出火件数}) \times (\text{屋内滞留人口比率})$$

ここで、(屋内滞留人口比率) = (発生時刻の屋内滞留人口) ÷ (屋内滞留人口の24時間平均)

###### b) 延焼拡大時の逃げまどい

(延焼火災による重傷者数) =  $0.0053 \times (\text{焼失人口})$

(延焼火災による軽傷者数) =  $0.0136 \times (\text{焼失人口})$

ここで、焼失人口 = (市区町村別焼失率) × (発生時刻の市区町村別滞留人口)

# 3. 人的被害

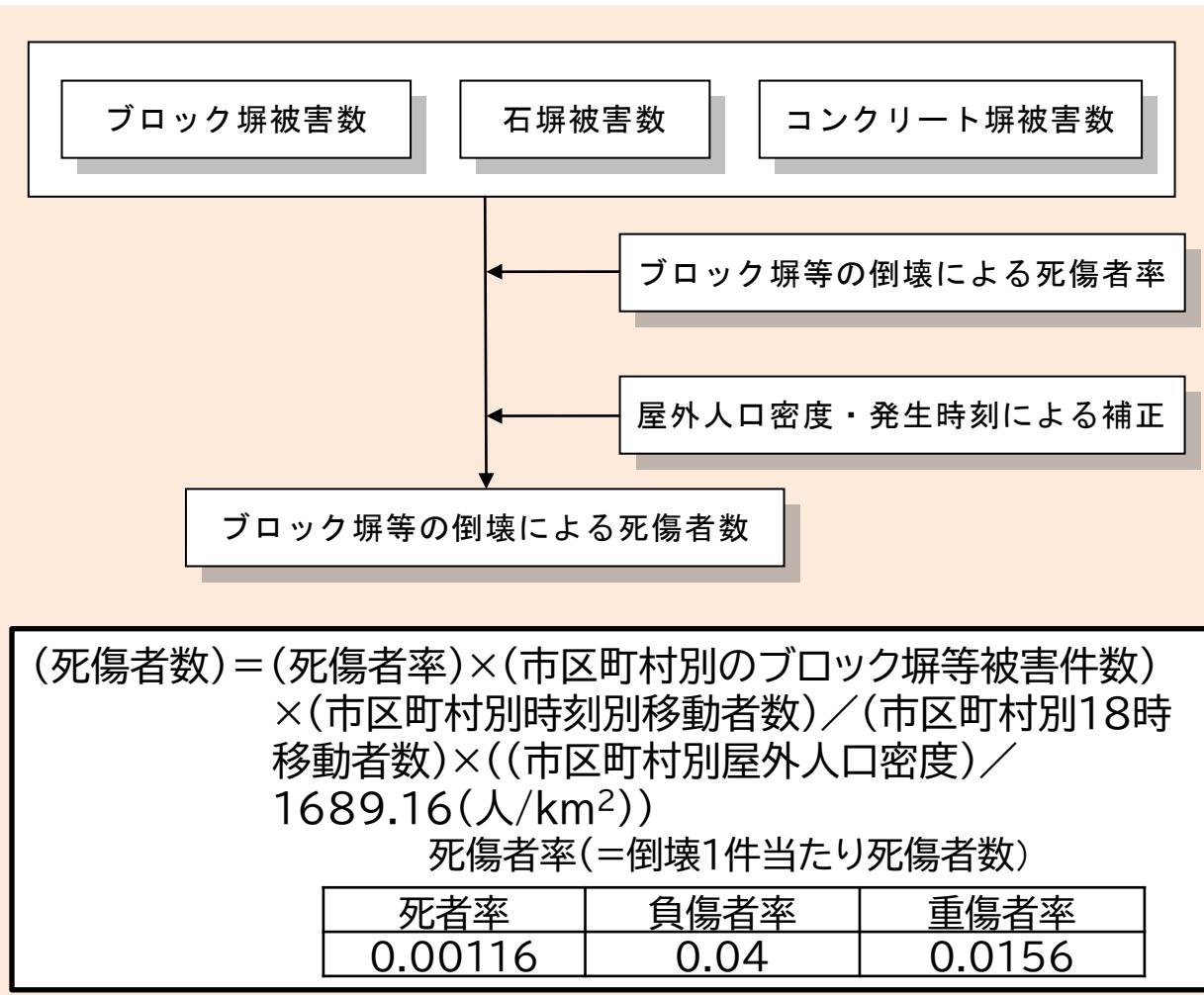
## 3.5 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害

### (1) ブロック塀等の倒壊

#### ○ 基本的な考え方

- 東京都(H9)、静岡県(H12)に基づき、宮城県沖地震(1978)時のブロック塀等の被害件数と死傷者数との関係から死傷者率を設定する。
- 地震発生時刻の建物内滞留状況について考慮する。

#### ◆ 今回想定で採用する手法

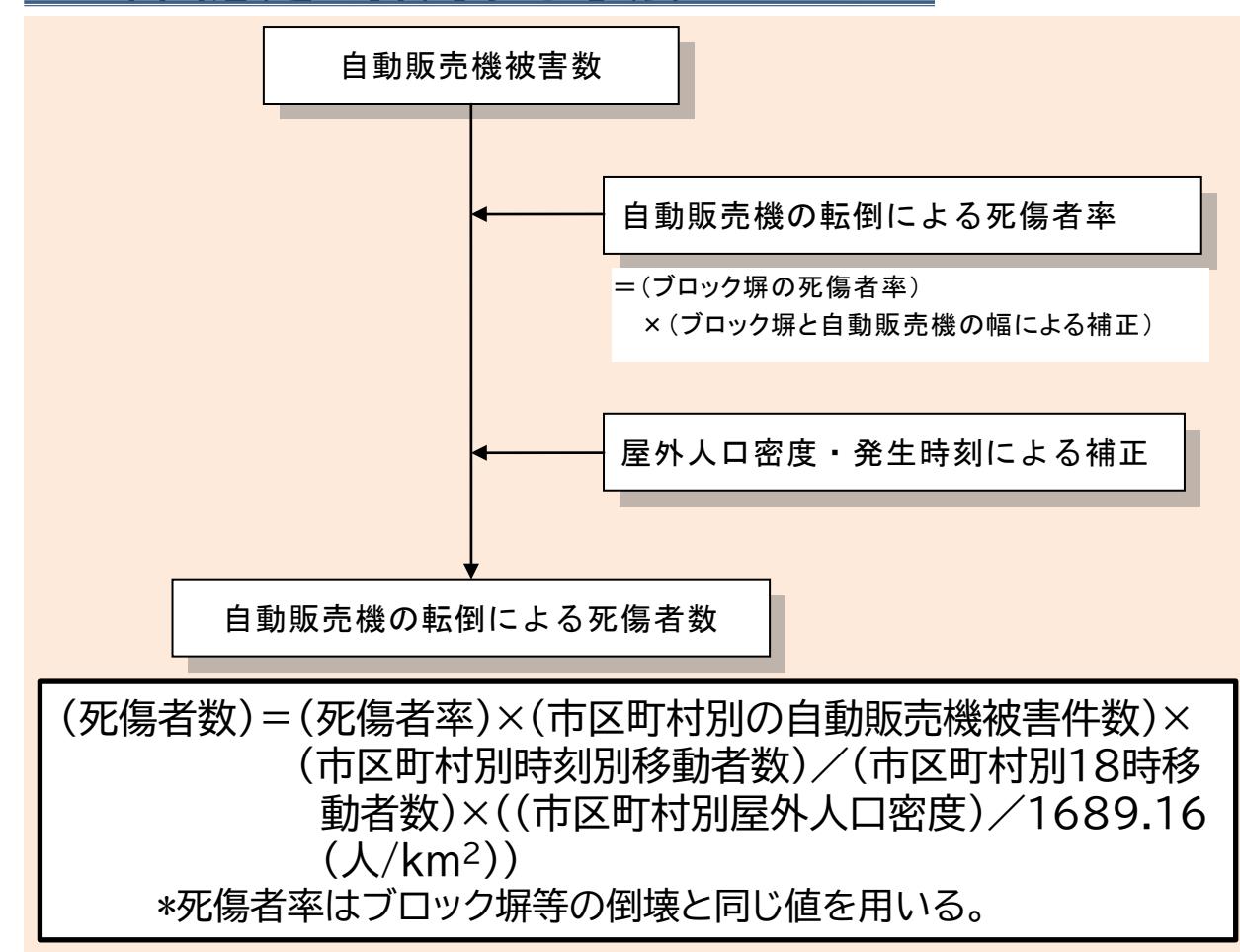


### (2) 自動販売機の転倒

#### ○ 基本的な考え方

- 既往災害等による被害事例や被害想定手法の検討例は存在しないため、ブロック塀の倒壊による死傷者算定式を適用する。ただし、ブロック塀と自動販売機の幅の違いによる死傷者率の違いを考慮する。
- 自動販売機の転倒による死傷者については、ブロック塀等と同じ死傷者率とし、自動販売機とブロック塀の幅の平均長の比(1:12.2)によって補正する。

#### ◆ 今回想定で採用する手法



### 3. 人的被害

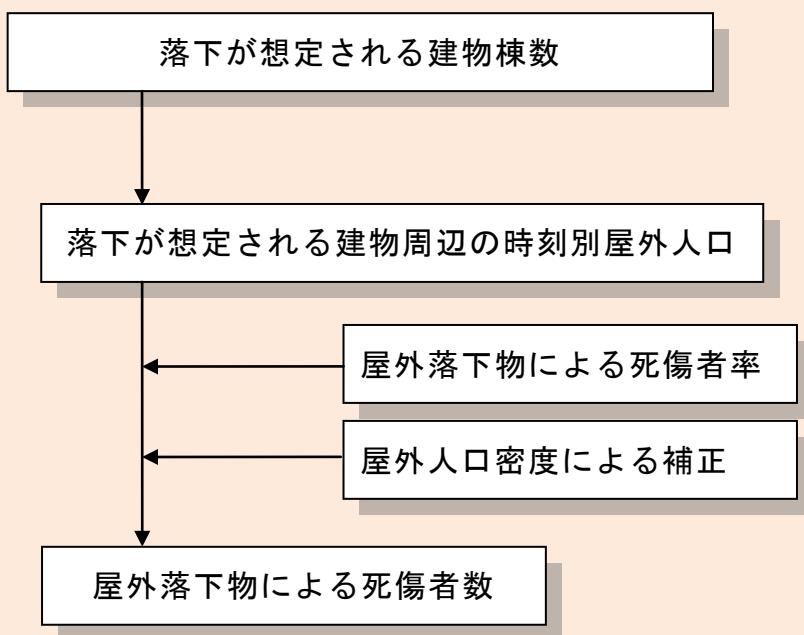
#### 3.5 ブロック塀・自動販売機等の転倒、屋外落下物による被害(続き)

##### (3) 屋外落下物

###### ○ 基本的な考え方

- 屋外落下物については、宮城県沖地震(1978)時の落下物による被害事例に基づく、屋外落下物及び窓ガラスの屋外落下による死傷者率を設定する。

###### ◆ 今回想定で採用する手法



$$(死傷者数) = (死傷者率) \times \{ (市区町村別の落下危険性のある落下物を保有する建物棟数) / (市区町村別建物棟数) \\ \times (市区町村別時刻別移動者数) \} \times ((市区町村別屋外人口密度) / 1689.16 (\text{人}/\text{km}^2))$$

屋外落下物による死傷者率(=死傷者数 ÷ 屋外人口)

	死者率	負傷者率	重傷者率
震度7	0.00504%	1.69%	0.0816%
震度6強	0.00388%	1.21%	0.0624%
震度6弱	0.00239%	0.700%	0.0383%
震度5強	0.000604%	0.0893%	0.00945%
震度5弱	0%	0%	0%
震度4以下	0%	0%	0%

出典)火災予防審議会・東京消防庁「地震時における人口密集地域の災害危険要因の解明と消防対策について」(平成17年)  
における屋外落下物(壁面落下)と屋外ガラス被害による死者率の合算値

※震度7を計測震度6.5相当、震度6強以下を各震度階の計測震度の中間値として内挿補間する。

# 3. 人的被害

## 3.6 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害

### ○基本的な考え方

- ・火災予防審議会・東京消防庁「地震時における人口密集地域の災害危険要因の解明と消防対策について」(平成17年)を参考に設定した死傷者率を適用する。

※屋内転倒物、屋内落下物の死傷者率については、元々は「木造・非木造別屋内人口当たり」の値であるが、ここでは、「木造(非木造)大破建物内人口当たり」「木造(非木造)中破以下建物内人口当たり」として設定

### ◆ 今回想定で採用する手法

#### (1)屋内収容物の移動・転倒(屋内転倒物)

- ・木造建物、非木造建物の別で屋内転倒物による死傷者率を設定する。
- ・震度別死傷者率に対して補正係数を乗じて、阪神・淡路大震災当時の阪神地区との転倒防止実施率の違いによる被害低減状況を補正する。ここで、家具類の転倒防止対策実施率が全国平均の35.9%※であった場合、補正係数は0.77とする。

※ 防災に関する世論調査(令和4年)による。

- ・さらに震度別死傷者率に対して時間帯別補正係数(深夜:1.0、12時・18時:0.82)を乗じて、時間帯による危険性の違いを補正する。

- ・屋内転倒物による死傷者数は揺れによる建物被害の内数として取り扱う。

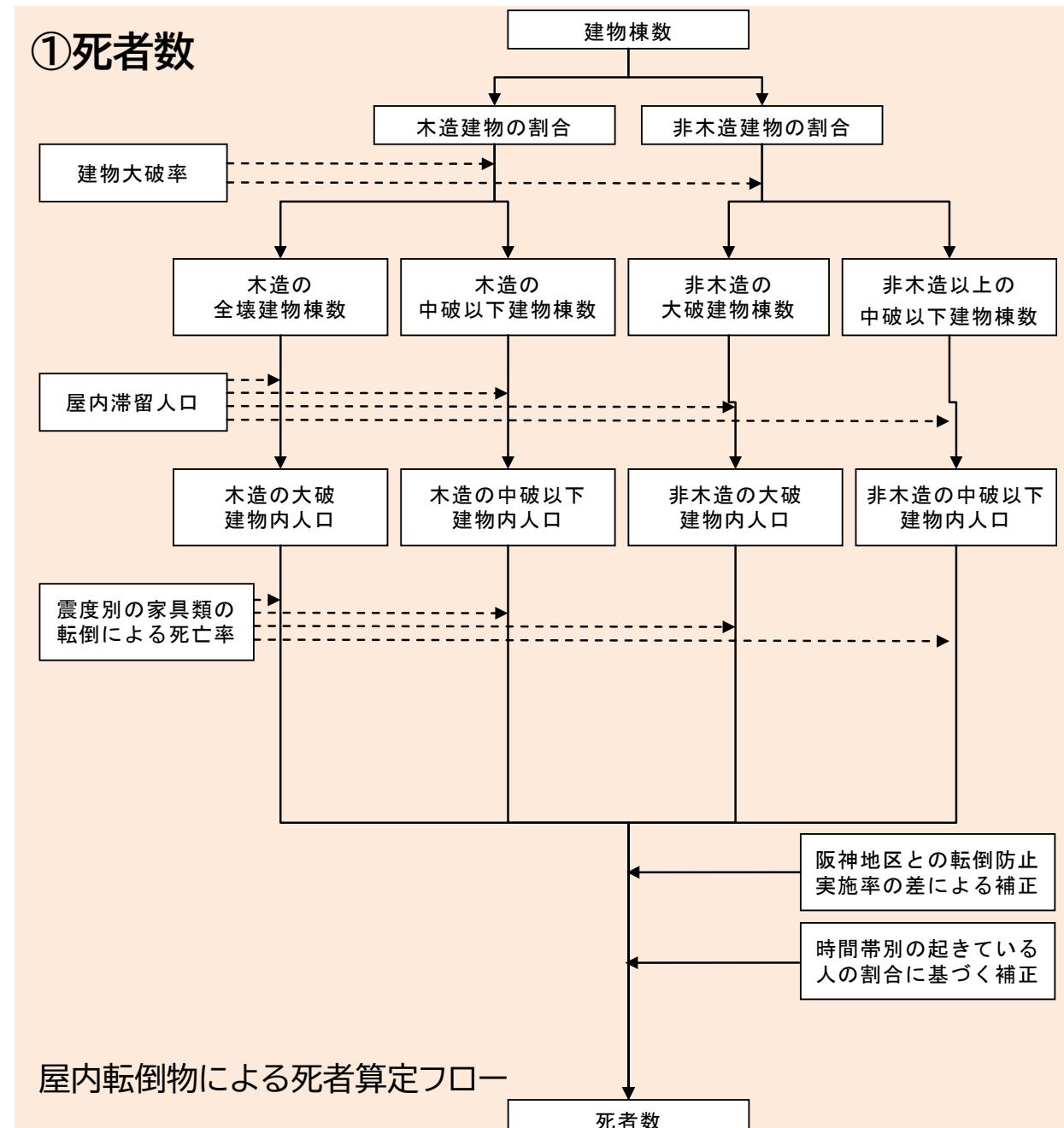


表 屋内転倒物による死者率(大破の場合)

	木造建物	非木造建物
震度7	0.314%	0.192%
震度6強	0.255%	0.156%
震度6弱	0.113%	0.0688%
震度5強	0.0235%	0%
震度5弱	0.00264%	0%

表 屋内転倒物による死者率(中破以下の場合)

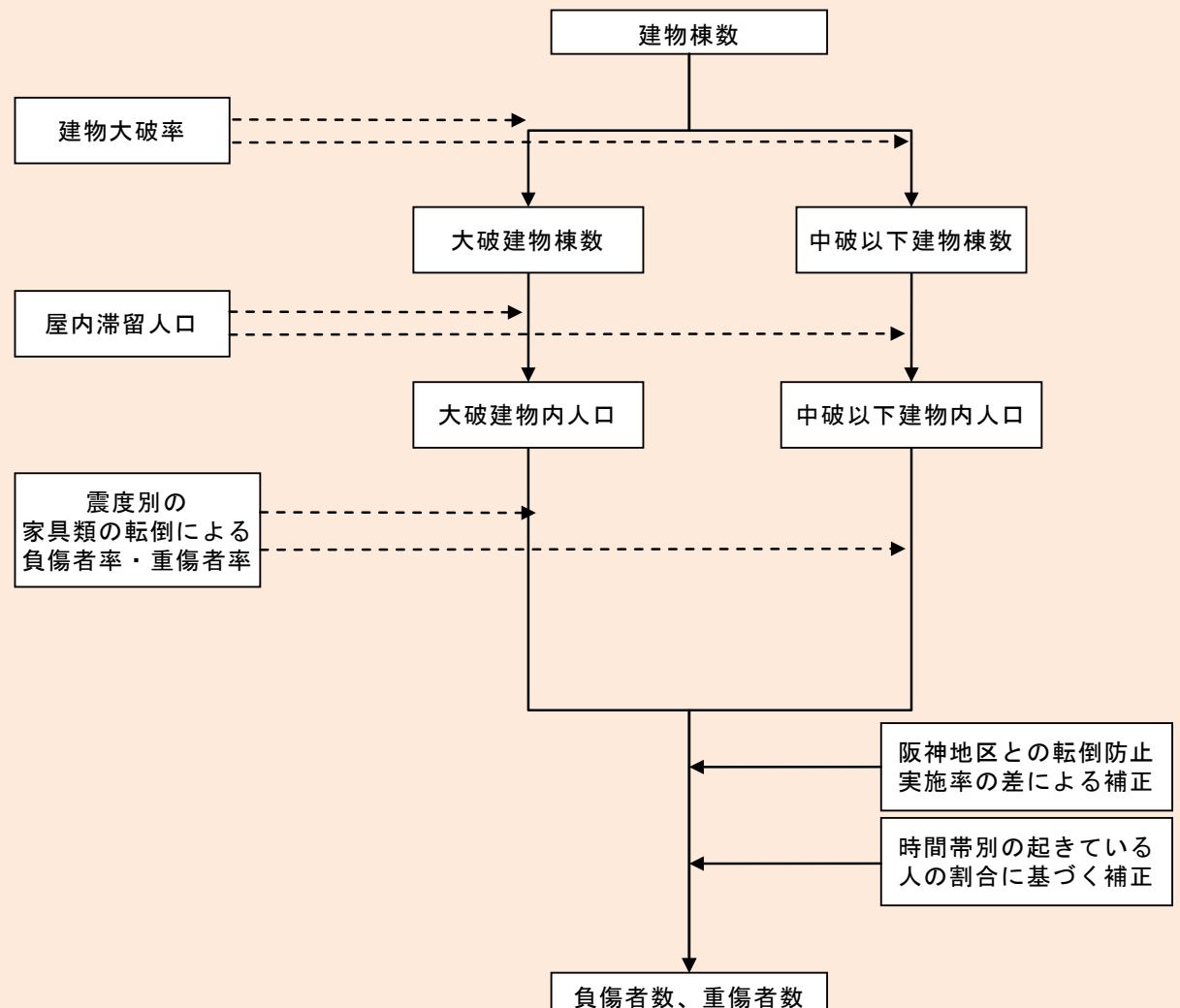
	木造建物	非木造建物
震度7	0.00955%	0.000579%
震度6強	0.00689%	0.000471%
震度6弱	0.00343%	0.000208%
震度5強	0.000715%	0.0000433%
震度5弱	0.0000803%	0.00000487%

(ここで木造大破率=木造全壊率×0.7、非木造大破率=非木造全壊率)

# 3. 人的被害

## 3.6 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(続き)

### ②負傷者数



屋内転倒物による負傷者算定フロー

表 屋内転倒物による負傷者率(大破の場合)

	負傷者率	重傷者率
震度7	3.69%	0.995%
震度6強	3.00%	0.809%
震度6弱	1.32%	0.357%
震度5強	0.276%	0%
震度5弱	0.0310%	0%

表 屋内転倒物による負傷者率(中破以下の場合)

	負傷者率	重傷者率
震度7	0.112%	0.0303%
震度6強	0.0809%	0.0218%
震度6弱	0.0402%	0.0109%
震度5強	0.00839%	0.00226%
震度5弱	0.000943%	0.000255%

# 3. 人的被害

## 3.6 屋内収容物移動・転倒、屋内落下物による被害(続き)

### (2) 屋内落下物

- ・屋内転倒物と同様、屋内落下物による死傷者数は揺れによる建物被害の内数として取り扱う。

#### ① 死者数

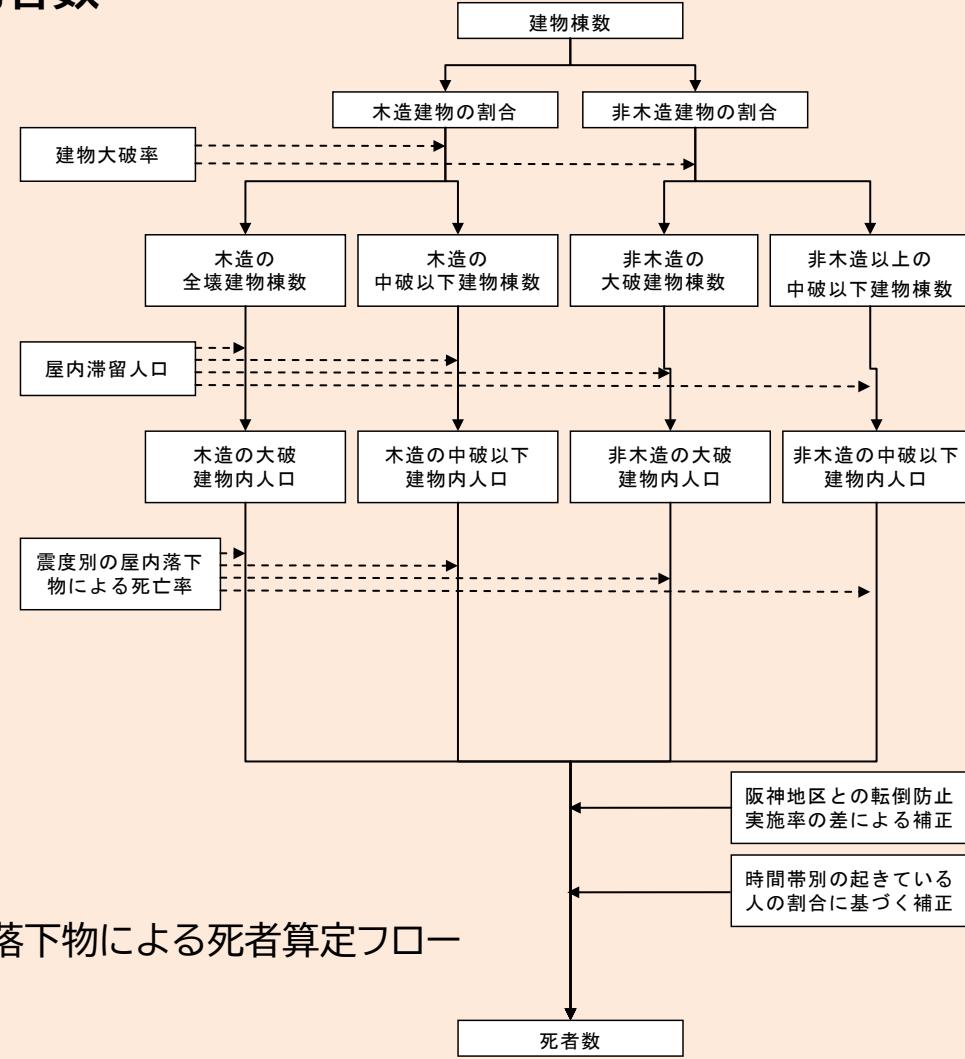


表 屋内落下物による死者率(大破の場合)

	木造建物	非木造建物
震度7	0.0776%	0.0476%
震度6強	0.0542%	0.0351%
震度6弱	0.0249%	0.0198%
震度5強	0.0117%	0%
震度5弱	0.00586%	0%

表 屋内落下物による死者率(中破以下の場合)

	木造建物	非木造建物
震度7	0.00270%	0.000164%
震度6強	0.00188%	0.000121%
震度6弱	0.000865%	0.0000682%
震度5強	0.000407%	0.0000404%
震度5弱	0.000204%	0.0000227%

### ② 負傷者数

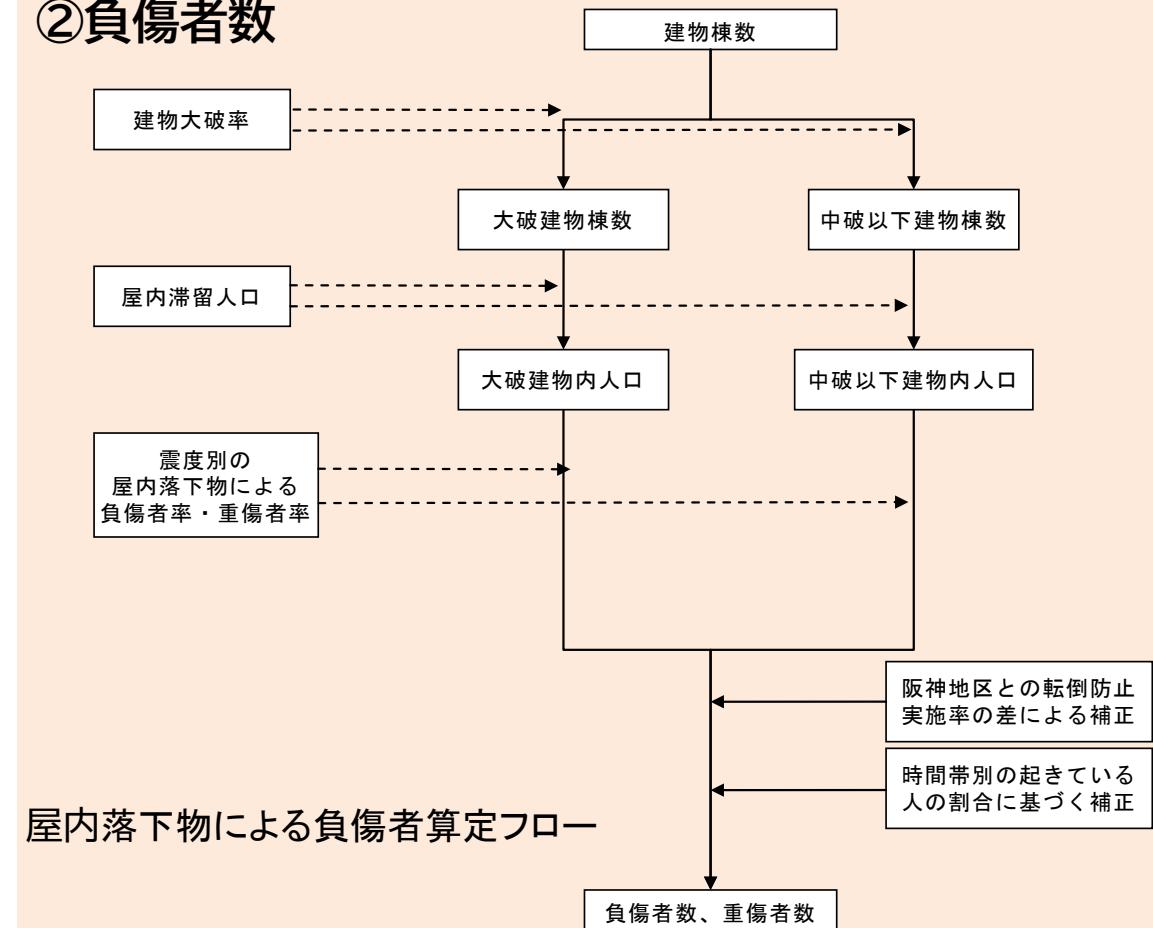


表 屋内落下物による負傷者率(大破の場合)

	負傷者率	重傷者率
震度7	1.76%	0.194%
震度6強	1.23%	0.135%
震度6弱	0.566%	0.0623%
震度5強	0.266%	0%
震度5弱	0.133%	0%

表 屋内落下物による負傷者率(中破以下の場合)

	負傷者率	重傷者率
震度7	0.0613%	0.00675%
震度6強	0.0428%	0.00471%
震度6弱	0.0197%	0.00216%
震度5強	0.00926%	0.00102%
震度5弱	0.00463%	0.000509%

### (3) 屋内ガラス被害

- ・屋内転倒物と同様、屋内ガラス被害による揺れによる建物被害に伴う死傷者の内数として取り扱う。

表 屋内ガラス被害による死傷者率

	死者率	負傷者率	重傷者率
震度7	0.000299%	0.0564%	0.00797%
震度6強	0.000259%	0.0490%	0.00691%
震度6弱	0.000180%	0.0340%	0.00480%
震度5強	0.000101%	0.0190%	0.00269%
震度5弱	0.0000216%	0.00408%	0.000576%

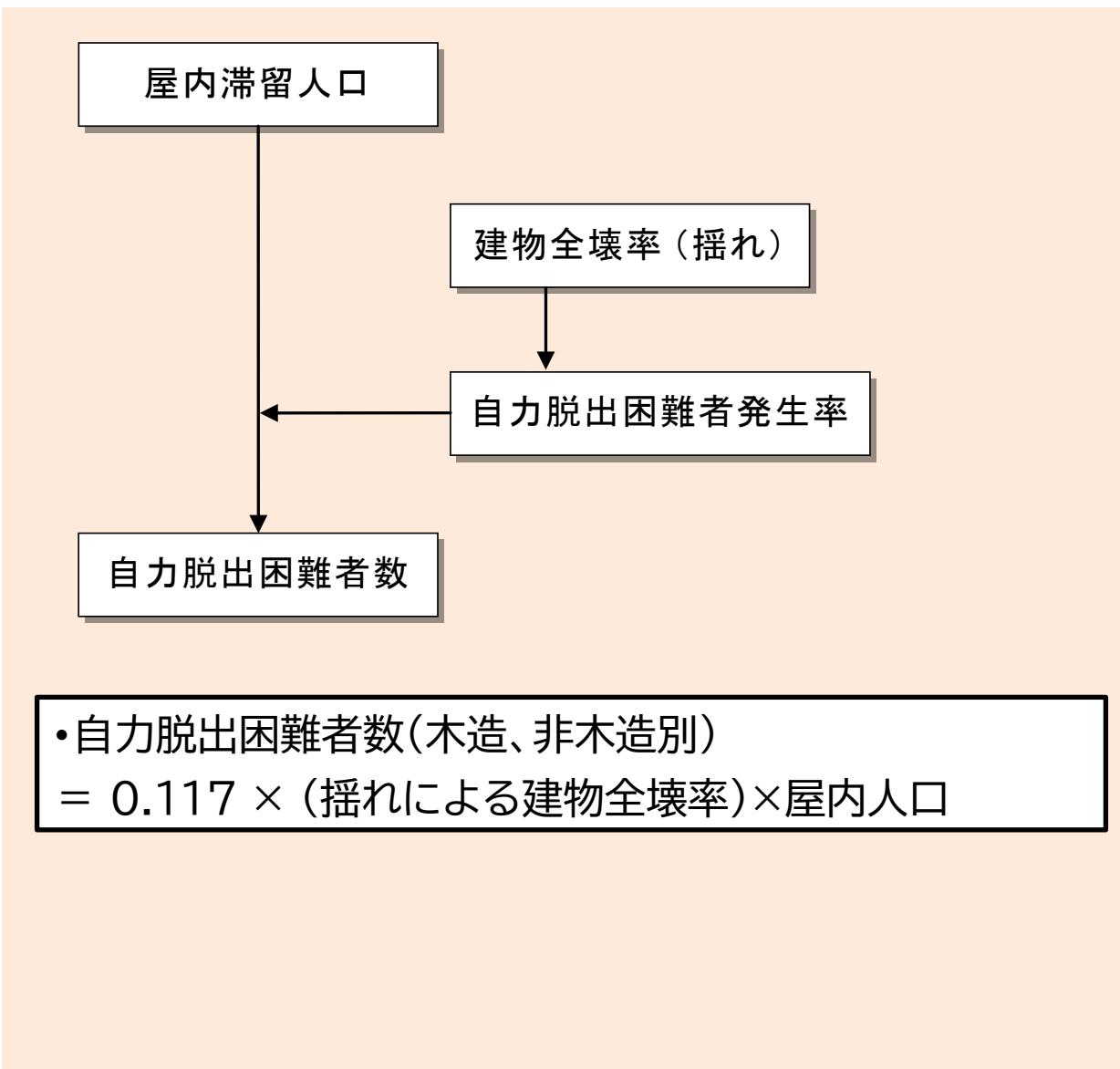
### 3. 人的被害

#### 3.7 摆れによる建物被害に伴う要救助者(自力脱出困難者)

##### ○ 基本的な考え方

- 阪神・淡路大震災時における建物全壊率と救助が必要となる自力脱出困難者の数との関係を用いた静岡県(H12)や東京都(H9)の手法を参考にして、自力脱出困難者数を算定する。

##### ◆ 今回想定で採用する手法



# 3. 人的被害

## 3.8 津波被害に伴う要救助者・要捜索者

### ○ 基本的な考え方

- ・津波の最大浸水深より高い階に滞留する者を要救助者として推定する。
- ・また、津波による死傷者を初期の要捜索需要と考える。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- ・東日本大震災においては防衛省・自衛隊をはじめとして警察庁・消防庁・海上保安庁等により救助活動が行われ、救出等総数は27,157人となっている。総務省統計局による「浸水範囲概況にかかる人口・世帯数(平成22年国勢調査人口速報集計結果による)」によれば、津波浸水範囲の人口は約60万人であることから、浸水範囲人口の約4.5%が救助された計算になる。

### ◆ 今回想定で採用する手法

#### ①要救助者数

- ・津波による人的被害の想定においては、津波の最大浸水深よりも高い階に滞留する者は避難せずにその場にとどまる場合を考慮しており、その結果、中高層階に滞留する人が要救助対象となると考え、次表の考え方方に沿って、要救助者数を算出する。
- ・ただし、最大浸水深が1m未満の場合には中高層階に滞留した人でも自力で脱出が可能であると考え、中高層階滞留に伴う要救助者は最大浸水深1m以上の地域で発生するものとする。また、津波到達時間が1時間以上ある地域では中高層階滞留者の3割が避難せずにとどまるとして要救助対象とする。
- ・さらに、津波避難ビル・タワーへの避難者も要救助対象とする。

最大浸水深	中高層階滞留に伴う要救助者の設定の考え方
1m未満	(自力脱出可能とみなす)
1m以上6m未満	3階以上の滞留者が要救助対象
6m以上15m未満	6階以上の滞留者が要救助対象
15m以上	11階以上の滞留者が要救助対象

#### ②要捜索者数

- ・「津波に巻き込まれた人(避難未完了者=津波による死傷者)」を津波被害に伴う初期の要捜索者と考える(捜索が進むにつれ、行方不明者が死亡者や生存者として判明していくため、時系列でみた場合、津波に巻き込まれた人が要捜索者の最大値として想定される)。

津波被害に伴う要捜索者数(最大)  
=津波による漂流者数(=死傷者数)

# 3. 人的被害

## 3.9 災害関連死

### ○ 基本的な考え方

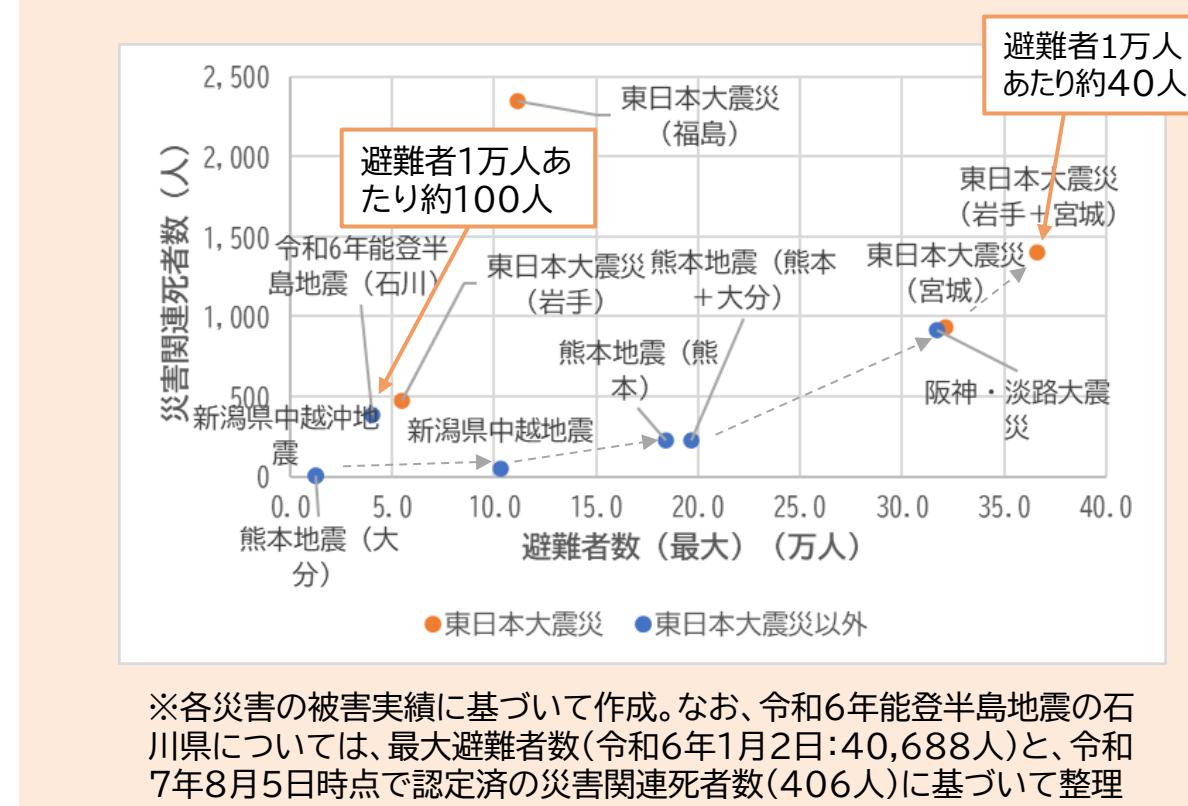
- 東日本大震災の岩手県・宮城県(又は福島県)における災害関連死者数と最大避難者数の関係に基づいて推計する。  
※なお、推計結果については以下の2点に留意が必要である。
- 首都直下地震による影響は広域・長期間にわたる可能性がある中で、上記の定量的な推計では評価しきれないような災害関連死の増大要因も考え得る。
- 災害関連死の認定に関する基準等が自治体によって異なる点が災害関連死者数の統計データに影響している可能性がある。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 復興庁の取りまとめ(令和6年12月31日現在)によれば、東日本大震災においては全国合計で3,808人の災害関連死者が発生した。中でも福島県では、発災から長期間経過しても災害関連死者の増加が継続したものと報告されている(移動中の疲労による死者が目立つ点、多くの患者を移動させることになった点などが要因として指摘)。
- 災害関連死の主な発生要因として、以下が挙げられる。
  - 地震や津波等のストレスに伴う、肉体・精神的負担
  - 避難所における生活や避難所等への移動中の肉体・精神的疲労
  - 病院の機能停止や交通事情等による初期治療の遅れ、既往症の増悪 等
- 災害関連死の発生場所は、避難所、自宅、病院・介護施設等、多様である(避難所のみ、あるいは医療のみの問題ではない)。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 下記の東日本大震災(岩手県・宮城県)における災害関連死者数と最大避難者数の関係に基づき、避難者の定量評価結果(最大値)に対して、避難者1万人当たり40人の災害関連死が発生するものとして、災害関連死者数を推計する。  
また、首都直下地震の被害の甚大性を考慮すると、令和6年能登半島地震でみられたような外部からの応援等が困難になること、発災後の状況によっては、被災者が十分な支援等を受けられずに、災害関連死の更なる増加につながるおそれがあることが考えられるため、現時点の最大値に基づいて、推計の幅値の一つとして考慮する。
- 避難者数は、建物被害、ライフライン被害、災害に伴う不安・ストレスなどといった災害関連死の発生要因に広く関係とともに、災害全体の規模を表す指標の一つであると考えて、災害関連死者数の説明変数とした。



※各災害の被害実績に基づいて作成。なお、令和6年能登半島地震の石川県については、最大避難者数(令和6年1月2日:40,688人)と、令和7年8月5日時点で認定済の災害関連死者数(406人)に基づいて整理

# 4. ライフライン被害

## 4.1 上水道

### ○ 基本的な考え方

- 停電、揺れ等による影響を考慮して、断水人口を算出する。
- 停電の影響は、浄水場の停電の予測結果と非常用発電機の整備状況を考慮する。
- 揺れの影響は、管種・管径別の被害率(首都直下地震防災・減災プロジェクト)を用いて管路被害を算出する。
- 「断水人口」と「上水道の供給率曲線\*」から、復旧に要する日数を算出する。

\*首都直下地震防災・減災特別プロジェクトにおける「東日本大震災におけるライフライン被害と今後の課題」を参考とした。

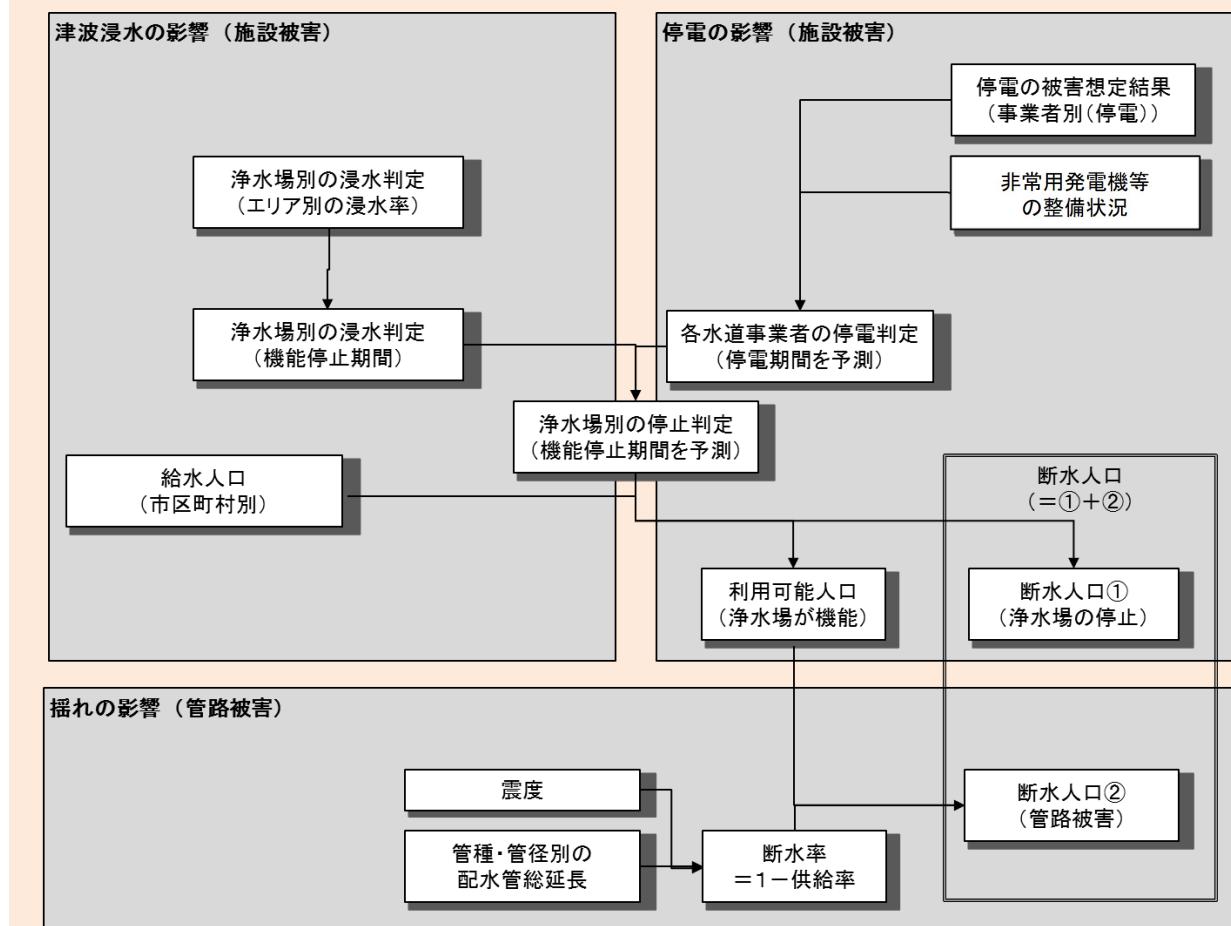
### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 揺れ(地震動)を原因とした導水・送水・配水本管の被害が数多く発生した。
- 沿岸部では、津波により施設の崩壊・流失、設備故障が多数発生した。沿岸部付近の河川を横断する水管橋では、津波による流失等の被害が発生した。
- 主要浄水場においては、非常用発電機の運転に必要な燃料の確保が困難を極めた。また、非常用発電機が未設置のため、断水が発生した施設もある。

(参考) 東日本大震災による断水は、停電によるものも含めて19都道県で最大約230万戸に上ったと見られ、阪神・淡路大震災の約130万戸を大きく上回った。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 停電等による施設被害、揺れによる管路被害から、断水人口を算出する。



注)復旧予測に当たっては、火災により焼失した需要家数に相当する断水人口を別途算出し、復旧対象から除くものとする。

# 4. ライフライン被害

## 4.2 下水道

### ○ 基本的な考え方

- 停電、揺れ・液状化等の影響を考慮して機能支障人口を算出する。
- 停電の影響は、処理場の停電の予測結果と非常用発電機の整備状況を考慮する。
- 揺れ・液状化の影響は、震度別PL値別の管種・管径別被害率を用いて管路被害を算出する。
- 復旧予測は、機能支障人口と東日本大震災等での復旧状況を考慮する。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 東日本大震災の管路の被害総延長は、過去の地震をはるかにしのぐ規模であった。一方、被害率は過去の地震と同等以下であったが、被害の過小評価を避けるため、揺れ・液状化による管路の被害率は従来の設定のままとする。

管種別の被害率

	従来手法		東日本大震災	
	塩ビ管、陶管	その他の管 (PL値による)	揺れ(平均)	液状化
震度5弱	1.0	0.4 - 0.6	0.8	
震度5強	2.3	0.9 - 1.3	0.6	0.344 <sup>※</sup>
震度6弱	5.1	1.9 - 3.0	3.1	
震度6強	11.3	4.2 - 6.5	2.6	
震度7	24.8	9.2 - 14.5	7.0	

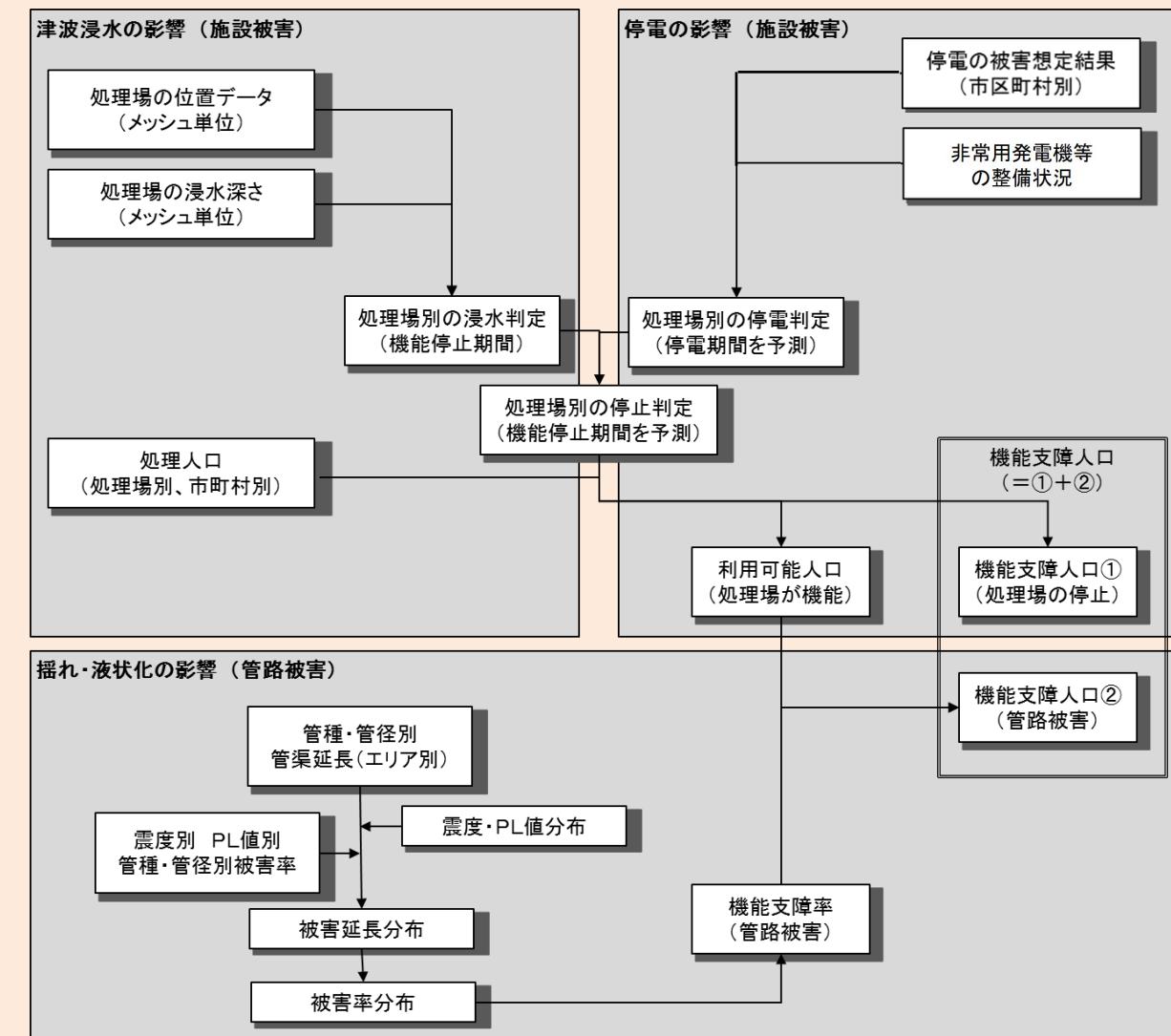
※最も被害率の大きい浦安市での被害率を適用

- 津波による処理場やポンプ場の被害が発生しており、浸水深さが1m未満であれば一部機能停止で、1mを超えると全機能停止が約8割であった。
- 停電の影響を受けた処理場もあった。

(参考) 管路の被害は1都10県に及び、被害延長635km、人孔の被害は20,659箇所(12/1時点)であった(国土交通省公表資料:2次調査ベース調べ、平成23年12月1日現在)。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 停電等による施設被害、揺れ・液状化による管路被害を考慮して、機能支障人口を算出する。



注)復旧予測に当たっては、火災により焼失した需要家数に相当する機能支障人口を別途算出し、復旧対象から除くものとする。

# 4. ライフライン被害

## 4.3 電力

### ○ 基本的な考え方

- ・揺れ等による電線被害等の影響、電力の供給力を考慮して、停電軒数を算出する。
- ・揺れの影響として、火災による延焼と電柱折損、供給側設備の被災に起因した停電を考慮する。
- ・揺れや津波による発電所の機能停止を受け、電力需要に対して供給力が不足する割合分だけ停電が発生するものと想定する。
- ・復旧予測は、停電軒数と東日本大震災等での復旧状況を考慮する。

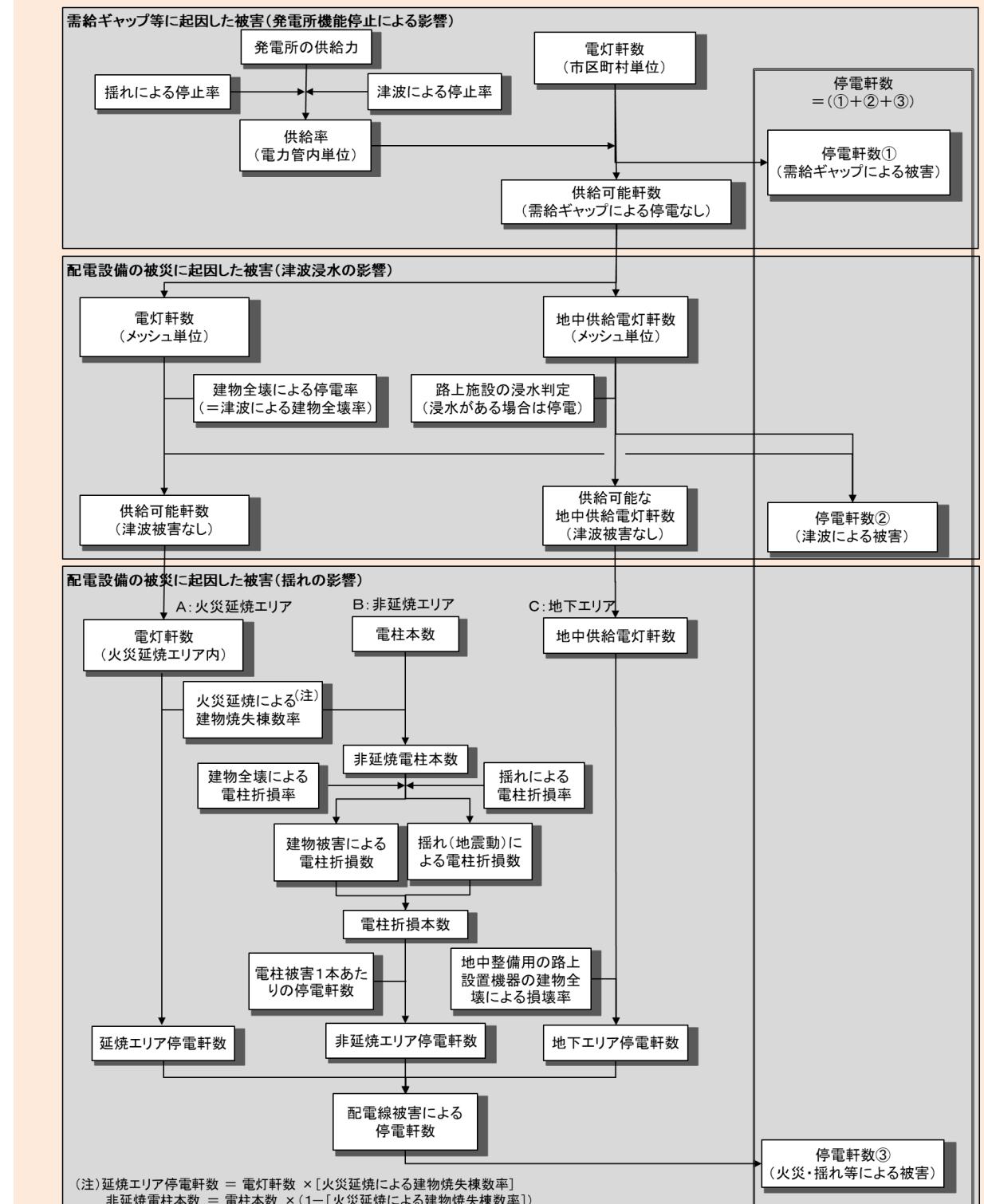
### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- ・揺れや液状化、津波等により電柱(=支持物)等の架空配電設備の被害が発生している。東北電力管内では津波による被害が大半を占め、浸水エリア内での被害率は16.3%であった。揺れによる被害率は、従来手法よりも小さな値となっている。

(参考)東北電力管内では、最大約466万戸の停電が発生した。3日後には被害全体の約80%を復旧。8日後には津波等の影響で復旧作業に入れない区域を除いて停電を解消した。東京電力管内では、最大約405万戸が停電したが、翌日には、60万戸、4日後には7,300戸まで減少し、7日後には全ての停電が復旧した。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- ・発電所の機能停止や電線被害等から停電軒数を算出する。



注)復旧予測に当たっては、火災により焼失した需要家数および津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する停電軒数を別途算出し、復旧対象から除くものとする。38

# 4. ライフライン被害

## 4.3 電力(続き)

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 供給側設備の被災に起因した停電軒数については、発電所の被害による供給力の低下を以下の要領で推計した。

1. 火力: 東日本大震災での火力発電所の被害状況を踏まえて被害率を設定し、旧一般電力事業者(自社+関連会社)の火力発電所について、発電所ごとに評価して集計。その他の火力発電所は同等の被害率と想定

2. 水力: 内陸部に位置しており被災可能性が小さく、震度が大きい場合も供給力に占める割合は限定的なため、揺れ・津波に対して停止しないものと想定  
※中央防災会議の首都直下地震被害想定(H25)や、経済産業省「平成26年

度災害に強い電気設備検討調査(災害時の電力需給等シミュレーションに関する調査)」も同様に設定

※水力発電は、供給力に占める割合は限定的であるものの、ブラックスタート時の起点になる等、電力供給システムの中では重要な役割を果たす。

3. 新エネルギー(風力、太陽光、地熱): 過去災害における被害状況から定量評価手法を確立することは難しいが、近年の新エネルギーのシェア拡大も踏まえて、火力発電全体の被害率と同等の被害を生じるものと仮定して想定

4. 連系線: 平常時と同等に利用可能と仮定して想定

揺れによる火力発電所の停止率(震度別)

	直後	1日後	3日後	1週間後	2週間後	3週間後	1ヶ月後	5週間後	6週間後	7週間後	2ヶ月後	3ヶ月後	4ヶ月後	8ヶ月後	9ヶ月後	11ヶ月後	12ヶ月後
震度4未満	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
震度4	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
震度5弱	8%	4%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
震度5強	20%	7%	2%	1%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
震度6弱	90%	90%	90%	90%	90%	90%	23%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
震度6強	90%	90%	90%	90%	90%	90%	23%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
震度7	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%

津波による火力発電所の停止率(浸水深別)

	直後	1日後	3日後	1週間後	2週間後	3週間後	1ヶ月後	5週間後	6週間後	7週間後	2ヶ月後	3ヶ月後	4ヶ月後	8ヶ月後	9ヶ月後	11ヶ月後	12ヶ月後
浸水なし	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%	0%
浸水深0.3m以上1m未満	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%	0%	0%
浸水深1m以上	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	0%	0%	0%

注)上記の停止率は経済産業省「平成26年度災害に強い電気設備検討調査(災害時の電力需給等シミュレーションに関する調査)」が設定したテーブルを使用

# 4. ライフライン被害

## 4.4 情報通信(電話・インターネット等)

### ○ 基本的な考え方

- 固定電話は、停電※1、揺れ、津波浸水※2等の影響による屋外設備(電柱・架空ケーブル)の被害を考慮して、不通過回線数を算出する。
  - 停電の影響は、各エリアの被害想定結果から算出する。
  - 揺れの不通過回線数への影響は、火災延焼エリアにおける架空ケーブルの焼失と非延焼エリアにおける電柱折損から算出する。
- 携帯電話は、固定電話の不通過回線率と停電の影響を考慮して、停波基地局率を算出する。
  - 停電の影響は、基地局の停電の予測結果と非常用発電機の整備状況を考慮する。
- 復旧予測は、不通過回線数と東日本大震災等での復旧状況を考慮する。

※1:固定電話は給電を要するため、非常用発電機を有する交換機と比較した場合、停電の影響は需要家端末のほうが大きいと考えられる。

※2:交換機と需要家端末はほぼ同一地域にあり、交換機設置環境を考慮した場合、屋外設備(架空ケーブル)被害の影響のほうが大きいと考えられる。

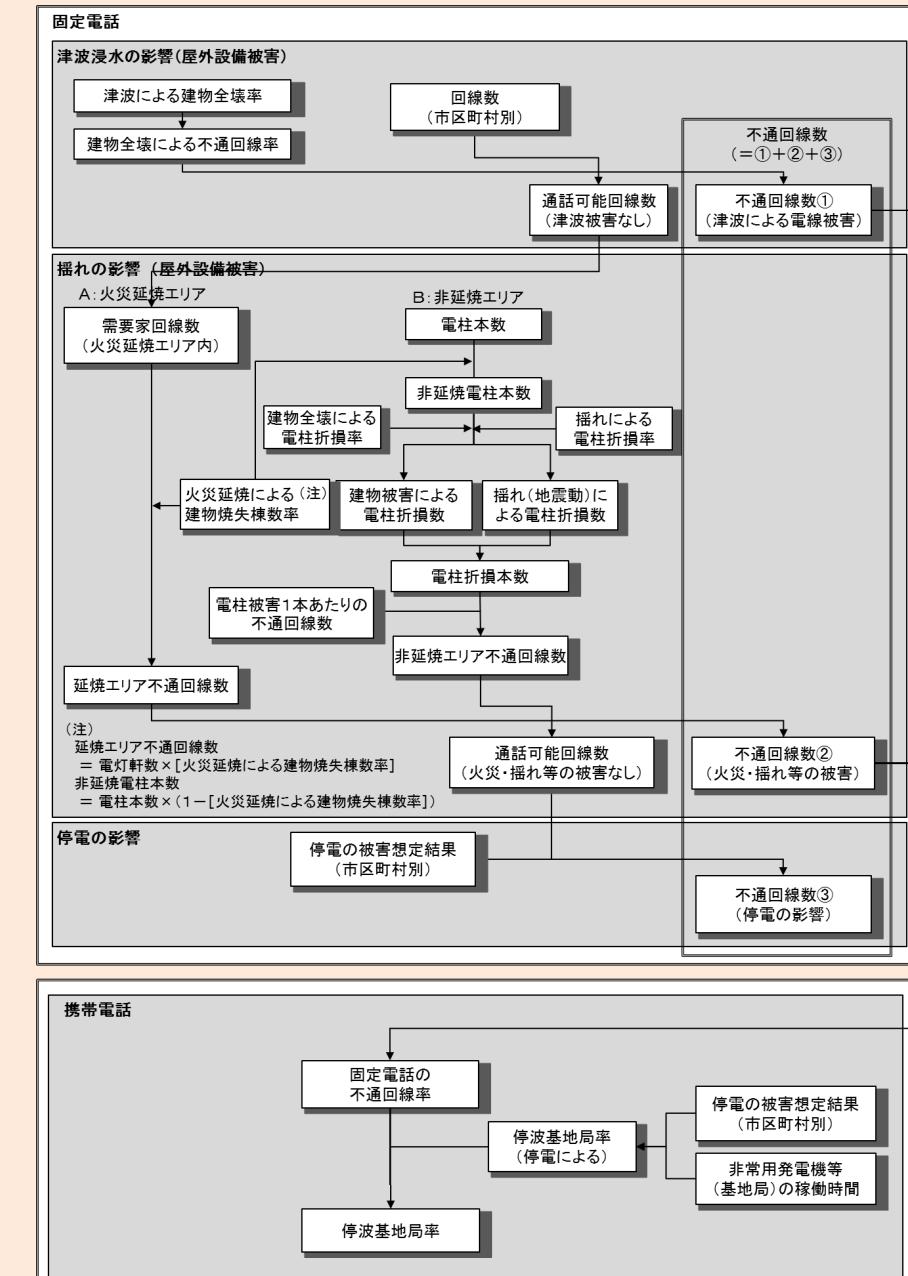
### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 地震及び津波の影響により、通信用建物の損壊や流失、電柱の倒壊や流失、架空ケーブルの流失、携帯電話基地局の倒壊・流失など、これまでに類を見ない被害が発生した。
- 広域かつ長時間の停電が発生したため、交換機を設置する通信用建物及び携帯電話基地局の双方で、バッテリーや非常用発電機の燃料等の枯渇により、機能が停止する設備も発生した。
- 固定電話及び携帯電話ともに、広範囲で輻輳が発生した。

(参考)東日本大震災では、最大約190万回線が被災し、固定電話では最大80~90%、携帯電話では最大70~95%の規制が実施された。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 停電、揺れ、津波等の影響による屋外設備被害から、固定電話の不通過回線数を算出する。
- 固定電話の不通過回線数、停電による停波基地局率から、停波基地局率を算出する。



注1)復旧予測にあたっては、火災により焼失した需要家数および津波浸水により建物全壊した需要家数に相当する停電軒数を別途算出し、復旧対象から除くものとする。

注2)回線が物理的につながっているかを評価するため、輻輳の影響は考慮しない。 40

## 4. ライフライン被害

## 4.5 ガス(都市ガス)

## ○基本的な考え方

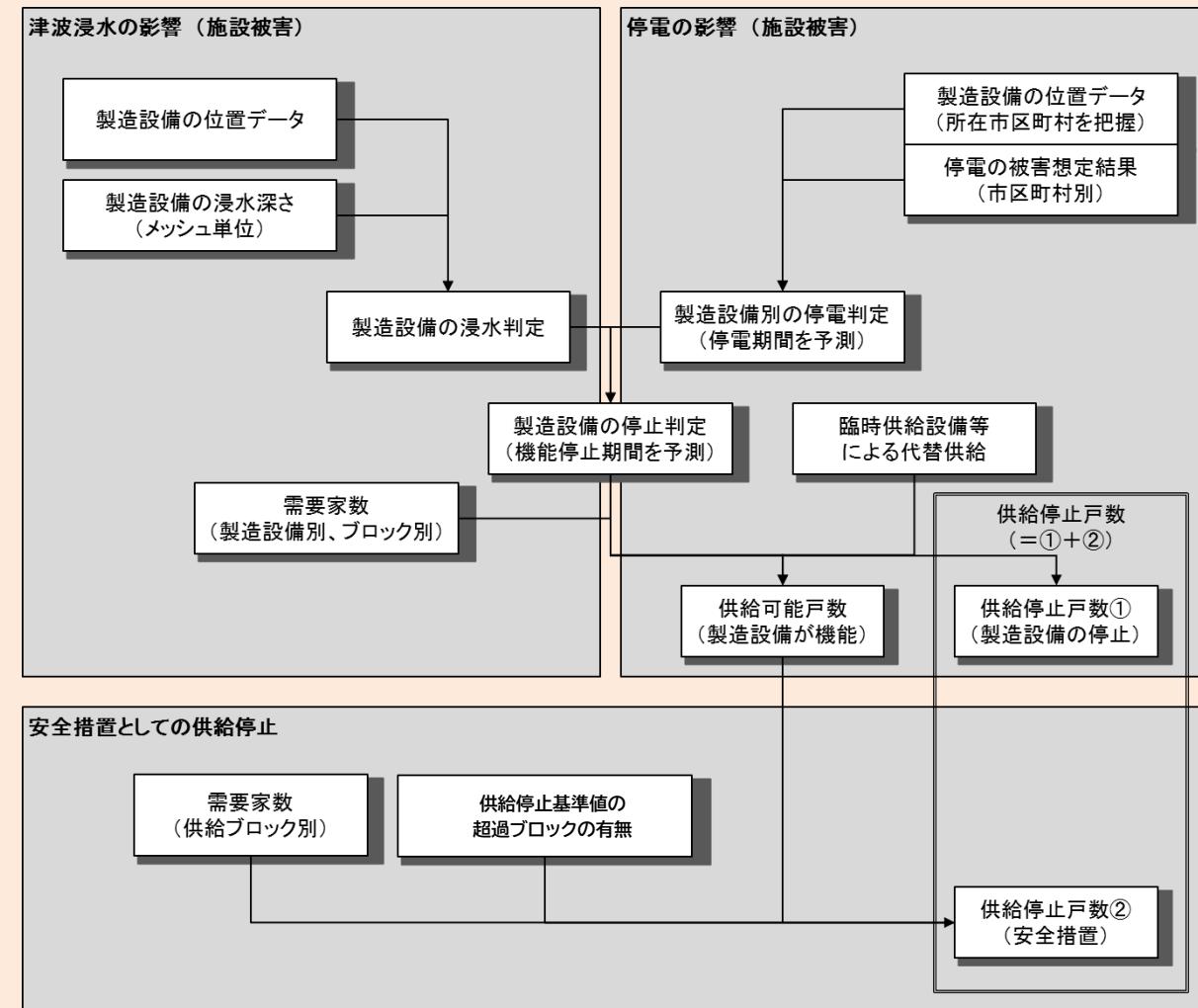
- ・ 地震動の強いエリアを中心として、安全措置としての供給停止を考慮して、都市ガスの供給停止戸数を算出する。
  - ・ 津波浸水の影響として、製造設備の浸水被害を考慮する。
    - 製造設備による供給ができない場合の臨時供給設備による代替供給を考慮する。
  - ・ 停電の影響は、製造設備の停電の予測結果から算出する。
    - 短時間の停電の場合、非常用発電設備で供給継続される。
  - ・ 安全措置としての供給停止の影響は、各供給ブロック内のSI値の供給停止基準値の超過率から判定する。
  - ・ 復旧予測は、供給停止戸数と東日本大震災等の過去の地震における復旧状況を考慮する。

## ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 導管網の被害は少なかったものの、5事業者において、津波によりガス製造設備が機能停止した。しかし、全国のガス事業者の協力により、臨時供給設備（移動式ガス発生設備、サテライト基地用気化装置）の搬入等、延べ10万人の応援隊による導管補修や開栓を行い、病院等の重要施設を優先して順次供給を再開した。
  - 地震による導管網・製造設備・ガスホルダーなどの被害は軽微であったものの、津波により電気設備など一部の設備が損傷した。

## ◆ 今回想定で採用する手法

- 停電、津波浸水の影響及び、地震動の強いエリアを中心とした、安全措置としての供給停止から、供給停止戸数を算出する。



注)復旧予測に当たっては、地震動等により建物全壊・半壊したり、火災により焼失した需要家数に相当する供給停止戸数を別途算出し、復旧対象から除くものとする。

# 5. 交通施設被害

## 5.1 道路(高速道路、一般道路)

### ○ 基本的な考え方

- ・揺れ・津波浸水による道路施設被害箇所数を算出する。
- ・道路施設被害率(揺れ・津波)について、東日本大震災の実績を踏まえて設定する。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- ・震度別(浸水域を除く。)及び浸水深別の直轄国道の被害率は以下のとおり。  
東日本大震災における道路施設被害率(浸水域外) 東日本大震災における道路施設被害率(浸水域)

震度	被災箇所 <sup>*1</sup>	道路延長(km) <sup>*2</sup>	原単位(箇所/km)
震度4以下	5	-	-
震度5弱	9	256	0.035
震度5強	87	767	0.11
震度6弱	135	832	0.16
震度6強	25	149	0.17
震度7	1	2	0.48

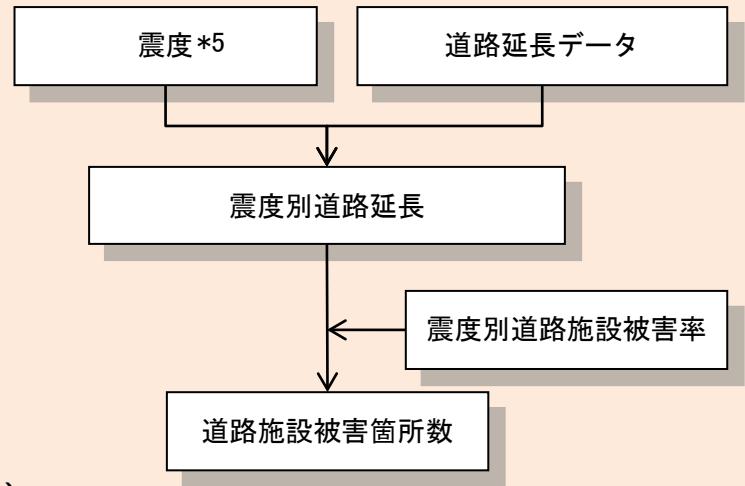
浸水深	被災箇所 <sup>*3</sup>	道路延長(km) <sup>*4</sup>	原単位(箇所/km)
1m未満	9	68	0.13
1m-3m	19	51	0.37
3m-5m	9	14	0.65
5m-10m	35	23	1.52
10m以上	39	15	2.64

\*1 直轄国道の災害復旧申請数(浸水域除く)

\*2 災害復旧申請の箇所が含まれる直轄国道路線の震度別延長 \*4 災害復旧申請の箇所が含まれる直轄国道路線の浸水深別延長

### ◆ 今回想定で採用する手法

#### ①揺れによる道路被害



(被害箇所数)

$$= (\text{震度別道路延長} * 5 : \text{km}) \times (\text{道路施設被害率} * 6 : \text{箇所/km})$$

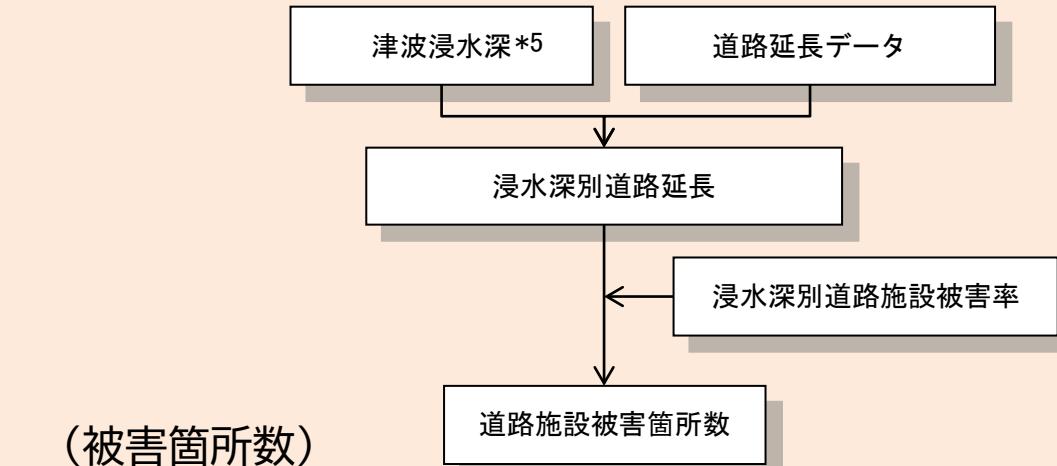
東日本大震災における道路施設被害率(浸水域外)

震度	被災箇所	道路延長(km)	原単位(箇所/km)
震度4以下	5	-	-
震度5弱	9	256	0.035
震度5強	87	767	0.11
震度6弱	135	832	0.16
震度6強	25	149	0.17
震度7	1	2	0.48

補助国道・都府県道・市町村道に用いる  
道路施設被害率(浸水域外)<sup>\*8</sup>

震度	原単位(箇所/km)
震度4以下	-
震度5弱	0.016
震度5強	0.049
震度6弱	0.071
震度6強	0.076
震度7	0.21

#### ②津波による道路被害



(被害箇所数)

$$= (\text{浸水深別道路延長} : \text{km}) \times (\text{道路施設被害率} * 7 : \text{箇所/km})$$

東日本大震災における道路施設被害率(浸水域)

補助国道・都府県道・市町村道に用いる  
道路施設被害率(浸水域)<sup>\*8</sup>

浸水深	被災箇所	道路延長(km)	原単位(箇所/km)
1m未満	9	68	0.13
1m-3m	19	51	0.37
3m-5m	9	14	0.65
5m-10m	35	23	1.52
10m以上	39	15	2.64

浸水深	原単位(箇所/km)
1m未満	0.058
1m-3m	0.16
3m-5m	0.29
5m-10m	0.68
10m以上	1.17

\*5 震度別・浸水深別建物棟数比率を用いて推計

\*6 浸水域を除いた延長

\*7 東日本大震災の道路施設被害率(浸水域外)を用いる。

\*8 東日本大震災の道路施設被害率(浸水域)を用いる。

\*9 補助国道・都府県道・市町村道は、直轄国道の被害率に道路種別の被害傾向の違いに基づく補正を行った被害率を用いる。

# 5. 交通施設被害

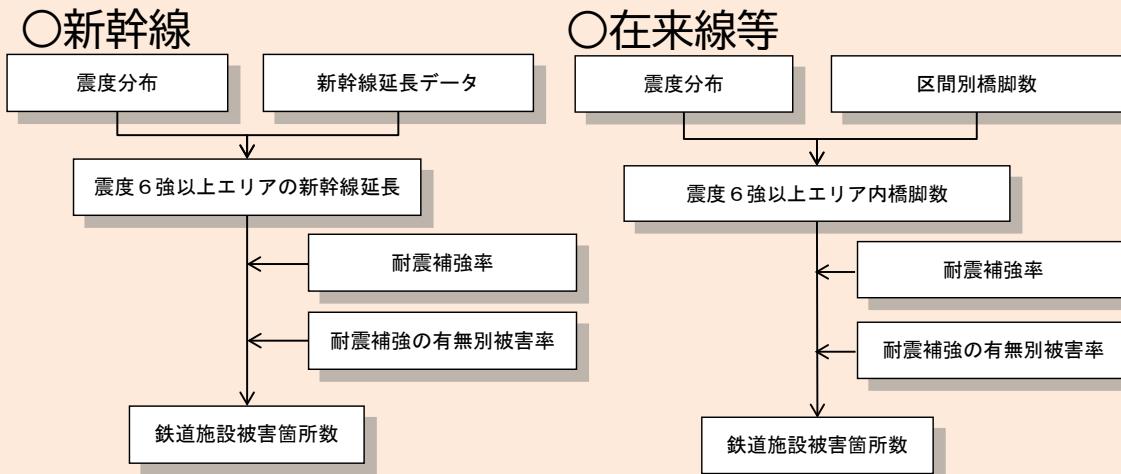
## 5.2 鉄道

### ○ 基本的な考え方

- ・揺れによる鉄道構造物(橋脚)の被害箇所数と、揺れ・津波浸水による鉄道施設被害箇所数(線路変状、路盤陥没等)を算出する。
- ・橋脚・橋梁の被害率(揺れ)は阪神・淡路大震災の実績を踏まえて、鉄道施設被害率(揺れ・津波)は東日本大震災の実績を踏まえて、それぞれ設定する。

### ◆ 今回想定で採用する手法

#### ■ 揺れによる鉄道構造物(橋脚)の被害



$$(被害箇所数) = (震度6強以上エリア内路線延長) (被害箇所数) = (震度6強以上エリア内橋脚数) \times (橋脚被害率:箇所/km)$$

	震度	耐震強化前	耐震強化後
大被害(落橋・倒壊)の発生率[箇所/km]	7	5.71	0
	6強	2.67	0
中小被害(損傷・亀裂)の発生率[箇所/km]	7	51.4	57.1
	6強	24.0	26.7

(出典)東京都被害想定(平成9年)(p.280)をもとに集計

	震度	耐震強化前	耐震強化後
大被害(落橋・倒壊)の発生率[箇所/本]	6強以上	0.00293	0
中小被害(損傷・亀裂)の発生率[箇所/本]	6強以上	0.0315	0.0344

(出典)運輸省鉄道局「よみがえる鉄路」(pp.19-27)をもとに集計

#### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- ・震度別(浸水域を除く。)、及び浸水域の鉄道施設の被害率は以下のとおり。

東日本大震災における鉄道施設被害率(浸水域外) 東日本大震災における鉄道施設被害率(浸水域)

震度	新幹線被害率(箇所/km)	在来線等被害率(箇所/km)
震度5弱	-	0.26
震度5強	0.26	1.01
震度6弱		2.03
震度6強以上	0.4	2.8

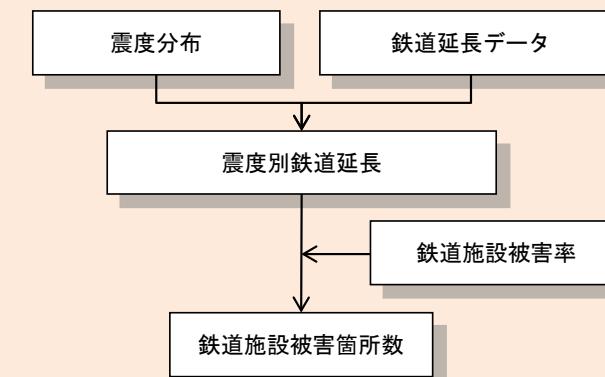
※JR東日本の被害データ(浸水域除く)に基づく  
(土木・保線のみ)

	被災箇所	鉄道延長(km)	原単位(箇所/km)
津波被害を受けた線区	640	325	1.97

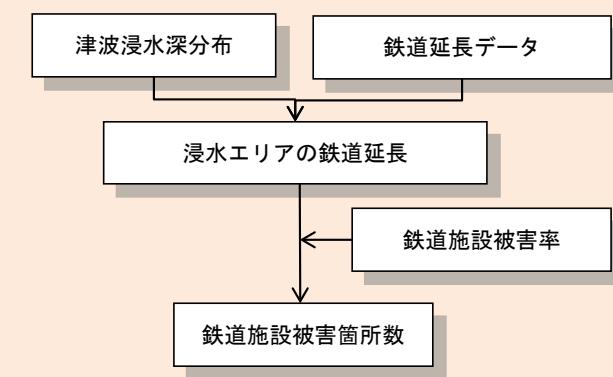
※JR東日本「津波を受けた7線区の主な被害と点検状況」より推計  
(土木・保線のみ)

#### ■ 揺れ・津波浸水による鉄道施設被害(線路変状、路盤陥没等)

##### ① 揺れによる鉄道被害



##### ② 津波による鉄道被害



$$(被害箇所数) = (震度別鉄道延長*1:km) \times (鉄道施設被害率*2:箇所/km) = (浸水域の鉄道延長:km) \times (鉄道施設被害率*3:箇所/km)$$

震度	新幹線被害率(箇所/km)	在来線等被害率(箇所/km)
震度5弱	-	0.26
震度5強	0.26	1.01
震度6弱		2.03
震度6強以上	0.4	2.8

	被災箇所	鉄道延長(km)	原単位(箇所/km)
津波被害を受けた線区	640	325	1.97

\*1 浸水域を除いた延長

\*2 東日本大震災の鉄道施設被害率(浸水域外)を用いる。

\*3 東日本大震災の鉄道施設被害率(浸水域)を用いる。

# 5. 交通施設被害

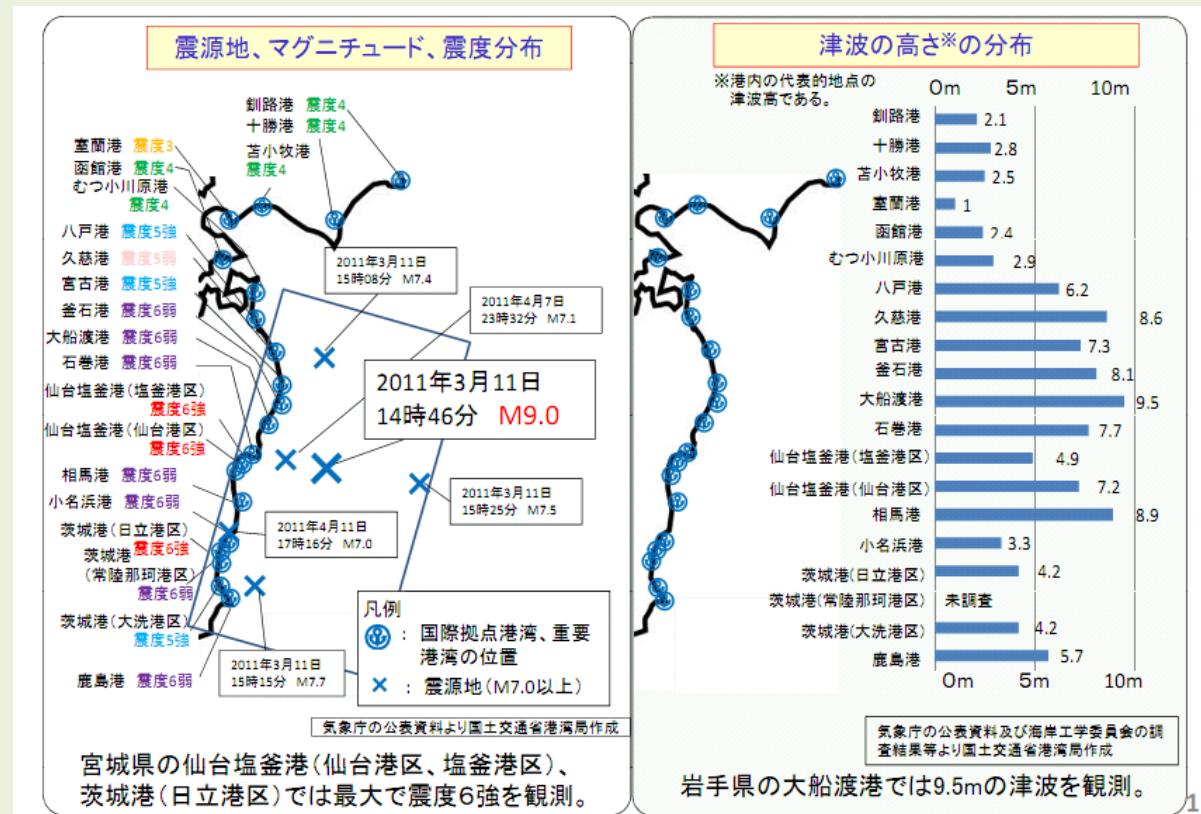
## 5.3 港湾

### ○ 基本的な考え方

- ・揺れによる係留施設の被害箇所数を算出する。
- ・津波による防波堤の被災延長を算出する。

### ✓ 東日本大震災等で得られた知見

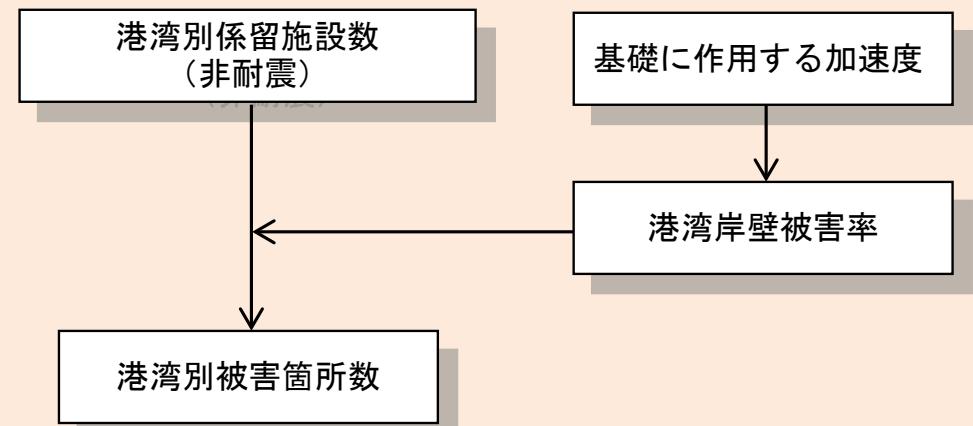
- ・東日本大震災においては、被災直後、青森県八戸港から茨城県鹿島港に至る全ての港湾機能が停止した。
- ・概ね震度5弱以上、津波高4m以上の港湾で機能が停止している。



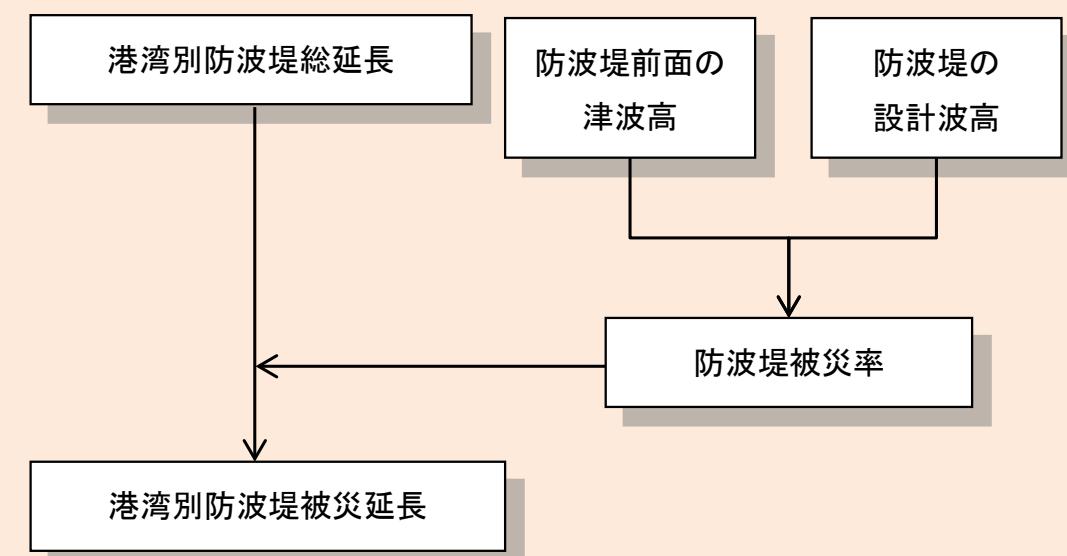
(出典)国土交通省港湾局 東北地方太平洋沖地震および津波の概要

### ◆ 今回想定で採用する手法

#### ①揺れによる港湾被害



#### ②津波による港湾被害



# 5. 交通施設被害

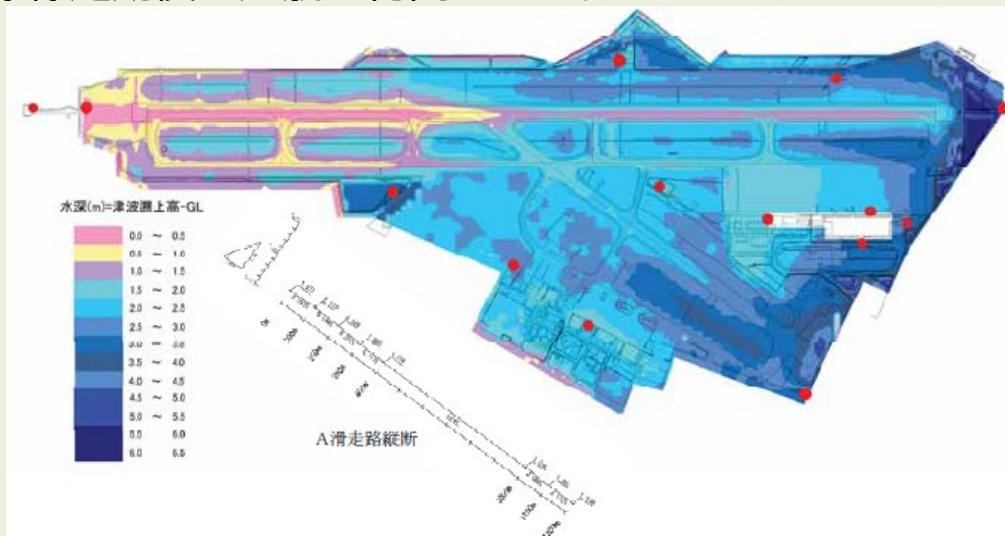
## 5.4 空港

### ○ 基本的な考え方

- 各空港建物の耐震化状況及び滑走路の液状化対策状況に基づく評価を行う。
- 各空港の津波による浸水の有無を評価する。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 東北地方の仙台空港を除く空港は当日あるいは翌日に運用再開した。なかでも山形、花巻、福島空港については翌日あるいは翌々日に24時間体制の運用を実施した。
- 仙台空港では、津波によって空港全体が冠水して使用不可能な状態に陥ったが、空港ビルは旅客、住民、職員の避難場所となる役割を担った。空港復旧のため航空局及び米軍による土砂・がれきの除去作業が行われた結果、3月16日には1,500メートルの滑走路で救援機の暫定的な使用が開始され、29日からは3,000メートルでの使用が可能となった。その後航空保安施設等の復旧作業が完了し、4月13日からは、民間機の就航が再開されている。9月25日には空港ビルも完全復旧し、国際線定期便の運航が再開された。



仙台空港における津波浸水の状況

(出典)仙台空港復旧・復興のあり方検討委員会 第2回委員会資料

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 各空港建物の耐震化状況に基づき、空港施設(旅客ターミナルビル、管制塔等)の機能支障について検討する。
- 滑走路の液状化対策状況に基づき、滑走路の機能支障について検討する。
- 津波浸水深分布と空港位置を重ねあわせ、各空港の津波による浸水の有無を評価する。

# 6. 生活への影響

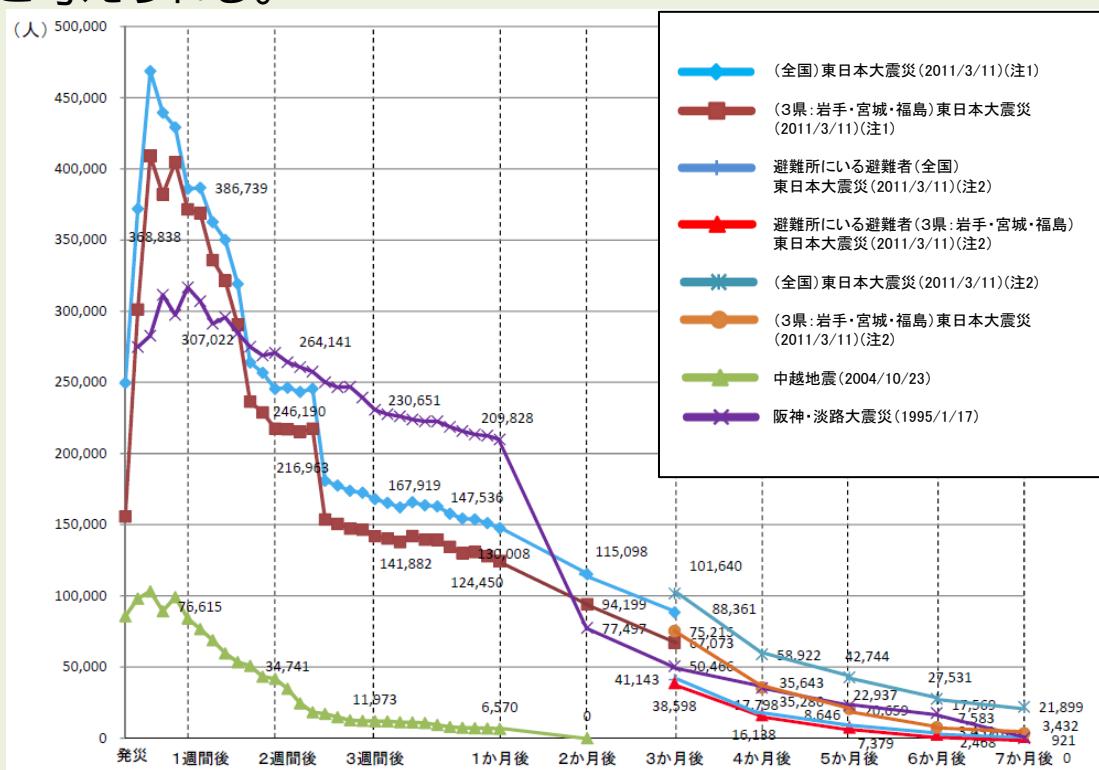
## 6.1 避難者

### ○ 基本的な考え方

- 津波浸水地域(沿岸部)と、津波の影響を受けない範囲(内陸部)の避難者数を区分して算出する。
  - 津波被災地の場合は、建物が全壊に至っていない場合でも、①浸水被害により屋内では生活が困難、②津波警報等に伴う避難指示の発令等、建物被害やライフライン途絶以外に避難を決定づける要因があると考えられる。さらに、自宅に戻れない人の中でも、③自ら住宅を確保、親戚宅への疎開といった形で避難所を離れるケースが多数発生することが予想される。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 東日本大震災では、最大約47万人の避難者が発生しているが、津波被災による沿岸市町村の避難者が大部分を占めると考えられる。



注1)警察庁集計:「公民館・学校等の公共施設」及び「旅館・ホテル」への避難者を中心を集計。

注2)被災者生活再建支援チーム集計:①避難所(公民館・学校等)、②旅館・ホテル、③その他(親族・知人宅等)を集計。

(出典)東日本大震災に関しては警察庁の発表資料等(注1)及び被災者生活再建支援チームで行った調査結果(注2)

中越地震に関しては新潟県HPを、阪神・淡路大震災に関しては「阪神・淡路大震災-兵庫県の1年の記録」を参照。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 内陸部(津波浸水地域外)における避難者数を算出する。

$$\begin{aligned} \text{・全避難者数} &= (\text{全壊棟数} + 0.5 \times \text{半壊棟数}) \times 1\text{棟当たり平均人員} \\ &+ \text{断水or停電人口}^{\ast 1} \times \text{ライフライン停止時生活困窮度}^{\ast 2} \\ &+ \text{エレベーター停止人口}^{\ast 3} \times \text{エレベーター停止による避難率}^{\ast 4} \end{aligned}$$

※1:断水・停電人口は、自宅建物被害を原因とする避難者を除く断水あるいは停電世帯人員を示す。

※2:ライフライン停止時生活困窮度とは、自宅建物は大きな損傷をしていないが、ライフライン停止が継続されることにより自宅で生活し続けることが困難となる度合を意味する。時間とともに数値は大きくなる。阪神・淡路大震災の事例によると、水が手に入れば自宅の被害がひどくない限りは自宅で生活しているし、半壊の人でも水道が復旧すると避難所から自宅に帰っており、逆に断水の場合は生活困窮度が増す。

断水時: (当日・1日後) 0.0  $\Rightarrow$  (1週間後) 0.25  $\Rightarrow$  (2週間後) 0.60  
 $\Rightarrow$  (1か月後) 0.90

停電時: (当日・1日後) 0.0  $\Rightarrow$  (1週間後) 0.25  $\Rightarrow$  (2週間後・1か月後) 0.50

※3:共同住宅の6階以上に居住する人口(国勢調査に基づく。)に、エレベーター停止率を乗じた人口

※4:東京都(R4)を踏まえ、建物が被災していない場合のエレベーター停止に伴う避難率として、1週間後までは0.107と設定

・東京都によるアンケート調査等を考慮して、避難所避難者と避難所外避難者の割合を85:15と設定する。

# 6. 生活への影響

## 6.1 避難者(続き)

### ◆ 今回想定で採用する手法(続き)

- 津波浸水地域における避難者数を算出する。

#### (1) 地震発生直後(3日間)における避難者数の想定手法

##### ①全壊建物、半壊建物

- 全員が避難する。

※半壊建物も、屋内への漂流物等により、自宅では生活不可

##### ②一部損壊以下の被害建物(床下浸水を含む。)

- 津波警報等に伴う避難指示により全員が避難する。

##### ③避難所避難者と避難所外避難者・疎開者等

・東日本大震災における浸水範囲の全人口は約60万人(総務省統計局の集計より)

・内閣府の集計より、東日本大震災における最大の避難所避難者数は約47万人(3月14日)である。沿岸部の避難所避難者数は約40万人であることから、避難所避難者:避難所外避難者=40:(60-40)=2:1

避難所避難者数(発災当日～発災2日後)

=津波浸水地域の居住人口×2/3

#### (2) 地震発生後4日目以降の避難者数の想定手法

・全避難者数 = (全壊棟数 + 0.5×半壊棟数)×1棟当たり平均人員  
+ 断水or停電人口×ライフライン停止時生活困窮度  
+ エレベーター停止人口×エレベーター停止による避難率

ここで、ライフライン停止時生活困窮度は下記のとおり。

断水時: (1週間後)0.25 ⇒ (2週間後)0.60 ⇒ (1か月後)0.90

停電時: (1週間後)0.25 ⇒ (2週間後・1か月後)0.50

また、エレベーター停止による避難率は、1週間後までは0.107とする。

・東日本大震災の避難実績及び首都直下地震による被害の甚大性を考慮して、1週間後、1か月後の避難所避難者と避難所外避難者の割合(避難所避難者:避難所外避難者)を次のように想定する。

(1週間後)90:10 ⇒ (2週間後)70:30 ⇒ (1か月後)30:70

- あわせて、いわゆる「在宅避難」等を実施する人数を算出する。

・「在宅避難」等を実施する人数 = 「自宅が半壊していても自宅外に避難しない者」+「自宅が全壊又は半壊しておらず、ライフライン途絶等が生じても自宅で生活を継続する者」

# 6. 生活への影響

## 6.2 帰宅困難者

### ○ 基本的な考え方

- 居住ゾーン外への外出者は、発災後、むやみに移動を開始せず、少なくともしばらくの間は待機する必要があることから、これらの外出者数を算出する。
- 東日本大震災における当日帰宅困難状況も踏まえ、帰宅困難者数(地震後しばらくして混乱等が収まり、帰宅が可能となる状況になった場合において、遠距離等の理由により徒歩等の手段によっても当日中に帰宅が困難となる人)を算出する。
  - 帰宅距離10km以内の人は全員が帰宅可能、20km以上の人全員が帰宅困難、その間は1km長くなるごとに帰宅可能率が10%ずつ低減するものとして計算(これは、1978年宮城県沖地震のデータにより、20km以遠では午後5時頃の地震発生後、翌朝までに徒歩で帰宅した人はなかったとの結果に基づくもので、被災後の路面歩行の困難性や群衆の通行状況、疲労などを考え、「帰宅困難」は徒歩帰宅で9時間以上かかる程度の困難性として定義されたものであり、東日本大震災発生当日に帰宅できなかった人に相当)。
  - 人口稠密地域で大規模地震が発生した場合の混乱防止等の観点から、首都直下地震のおそれが危惧されている首都圏では「むやみに移動を開始しない」という基本原則の下、政策的な一時待機の検討が進められている。公共交通機関が復旧しない段階においては、一斉帰宅は抑制されると考えられるものの、安全が確認され次第、徒歩等による自力での帰宅が可能な人が順次帰宅していくことが想定される。
- 算出した帰宅困難者数について、外出目的(通勤、通学、私事等)に応じて、行き場の有無による内訳を示す。その際、通勤・通学による外出者については、職場や学校等の建物被害で行き場をなくす可能性も考慮する。
  - 発災時、通勤・通学で外出していた帰宅困難者は職場や学校等の行き場があるため現在地にとどまることが推奨される一方で、私事等で外出していた帰宅困難者はそのような行き場がなく、一時滞在施設等に向かうこととなる。
  - 通勤・通学で外出していた帰宅困難者であっても、職場や学校等が被災した場合は行き場をなくす可能性があるため、非木造の建物被害率(全壊及び半壊)に基づいて、行き場のない帰宅困難者に含めることとする。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 東日本大震災に際して発生した帰宅困難者を「3月11日のうちに帰宅ができなかった人」と定義した場合、首都圏における帰宅困難は約515万人(うち東京都約352万人)と推計される。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 主要な都市部について、外出者数・帰宅困難者数を算出する。(平日の日中に地震が発生した場合を想定)

#### ① 居住ゾーン外への外出者数

- 居住ゾーンの外へ外出している人を、地震後の混乱の中で安全確保のために少なくともしばらくの間は待機する必要がある人として算定する。

#### ② 帰宅困難者数

- 代表交通手段が徒歩・自転車の場合、災害時においても徒歩・自転車で帰宅すると考え、全員が「帰宅可能」とみなす。
- 代表交通手段が鉄道、バス、自動車、二輪車の場合、公共交通機関の停止、道路等の損壊・交通規制の実施等のため、これら交通手段による帰宅は当面の間は困難であり、比較的近距離の場合は徒歩で帰宅し、遠距離の場合は帰宅が難しい状況となると考えられる。
- また、要配慮者等(障がい者、高齢者、妊婦や乳児連れの人、遠距離通学の小学生等)で居住ゾーンの外へ外出している人は、外出距離によらず自力での徒歩帰宅が困難と推定する。
- 上記の帰宅困難者について、「基本的な考え方」に記載の方法で行き場の有無別の内訳を示す。

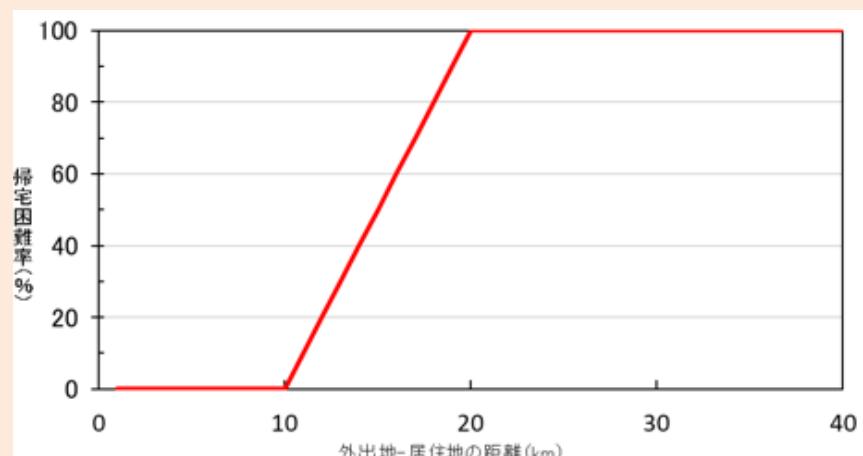


図 外出距離別の  
帰宅困難率

# 6. 生活への影響

## 6.2 帰宅困難者(続き)

### ◆ 今回想定で採用する手法(続き)

- ・パーソントリップ調査対象地域外からの流入者として、東京都市圏外(国内、海外)からの流入者を別途算出する。

#### ①東京都市圏外の国内からの流入者数

- 国土交通省「全国幹線旅客純流動調査」に基づき、東京都市圏外居住者の東京都市圏内への1日当たり流入者数(平日、休日)を把握する。

#### ②海外からの流入者数

- 法務省「出入国管理統計」に基づいて羽田空港・成田空港からの外国人入国者数(年間)を把握し、1日当たりの平均値をもって1日当たり流入者数とする。  
※他空港・港湾からの入国者数もいるものの、人数がわずかなため、羽田空港・成田空港の値を用いる。
- 各空港からの外国人入国者が東京都市圏内に滞在する期間を詳細に把握することは困難だが、直近の統計データに基づいて平均的に5日間程度と仮定する。
- 上記より、羽田空港・成田空港からの外国人入国者の5日分相当の人数が東京都市圏内に滞在しているものとして、海外からの流入者数を計算する。

# 6. 生活への影響

## 6.3 物資

### ○ 基本的な考え方

- 主要備蓄量(飲料水については給水可能量)と需要量との差から、それぞれの不足量を算出する。
- 東日本大震災で発生した燃料不足や被災地外への影響(商品不足等)について、被害の様相を記述する。

### ◆ 今回想定で採用する手法(不足量の算出)

#### ・ 被災都県内の物資不足量を次の基本式で算出する。

「被災都県内の物資不足量」  
=「需要量」－

「供給量」(「被災地域内の市区町村の供給量」+「被災地域内外の市区町村からの応援量※」+「都県の供給量」)

※市区町村の供給余剰の半分を不足市区町村への応援量として拠出するものとする。

#### ・ 食料不足量に関する具体的の設定は次のとおり。

- 食料需要は、避難所避難者を対象者として、1日1人3食を原単位と考える。
- 食料の供給は、都県・市区町村の持つ自己所有備蓄量及び家庭備蓄量を想定する。
- 対象とする備蓄食料は、乾パン、即席めん、米、主食缶詰とする。
- 需要量と供給量との差より、不足量を算出する。
- また、在宅避難者を対象として、要対策検討量も算出する。

#### ・ 飲料水不足量に関する具体的の設定は次のとおり。

- 断水人口を給水需要者として、1日1人3リットルを原単位とする。
- 飲料水供給量は都県・市区町村によるペットボトルの自己所有備蓄量・家庭内備蓄量及び給水資機材による応急給水量を想定する。
- 需要量と供給量との差より、不足量を算出する。

#### ・ 生活必需品不足量に関する具体的の設定は次のとおり。

- 生活必需品は毛布を対象とし、住居を失った避難所避難者の需要(1人2枚)を算出し、備蓄量との差から不足数を想定する。

### ◆ 今回想定で採用する手法(被害様相の記述)

- 過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述する。

#### 【例】

##### ① 物資不足

- 食料は必要量が膨大であり、都県・市区町村の公的備蓄物資や家庭内備蓄による対応では大幅に不足する。
- 飲料水は、都県・市区町村による災害用給水タンク等からの応急給水や備蓄飲料水、家庭内備蓄による対応が行われる。
- 膨大な数の避難者等が発生する中で、被災地内への物資の供給が不足するとともに、被災地内外での買い占めが発生する。

(参考)東日本大震災発災後の首都圏においては、米、水、レトルト食品(冷凍食品以外)、即席めん、パン、乾電池、カセットコンロ、トイレットペーパー・ティッシュ、生理用品、ガソリンなどがスーパー・コンビニ等で入手できない状態が長く続いたが、必要としている量が足りないだけではなく、大地震の発生や停電に対する不安等から需要が過剰に増大したことも一因であった。

- 飲食料品の製造工場のみならず農産物の生産地や包装材等の工場が被災し、食料等の生産・供給が困難となる。

##### ② 燃料不足

- 全国19製油所のうち7製油所が操業停止することにより、石油精製能力は被災前の6割強となり、自動車用燃料、発電用燃料、暖房用燃料等が不足する。
- 国家石油備蓄基地が被災し、備蓄原油の放出能力が低下する。

# 6. 生活への影響

## 6.4 医療機能

### ○ 基本的な考え方

- ・医療機関の施設の損壊、ライフラインの途絶により転院を要する患者数を算出する。
- ・新規の入院需要(重傷者数+医療機関で結果的に亡くなる者+被災した医療機関からの転院患者数)及び外来需要(軽傷者数)から医療機関の受入れ許容量を差し引いたときの医療対応力不足数を算出する。
- ・東日本大震災で課題となった、多数の転院を要する患者の発生や医療機関における燃料、水の不足等の被害様相を記述する。

### ◆ 今回想定で採用する手法(患者数等の算出)

- ・**被災した医療機関からの転院患者数を以下の手法により算出する。**
  - 平常時在院患者数をベースに、医療機関建物被害率、ライフライン機能低下による医療機能低下率、転院を要する者の割合を乗じて算出する。
  - 医療機関建物被害率は、全壊・焼失率+1/2×半壊率とする。
  - ライフライン機能低下による医療機能低下率は、阪神・淡路大震災の事例データを参考とし、断水あるいは停電した場合、震度6強以上地域では医療機能の60%がダウンし、それ以外の地域では30%がダウンすると仮定する。
  - 転院を要する者の割合は50%と設定する。
- ・**医療対応力不足数を以下の手法により算出する。**
  - 医療対応力不足数(入院)は重傷者及び一部の死者への対応、医療対応力不足数(外来)は軽傷者への外来対応の医療ポテンシャルの過不足数を求める。
  - 入院需要は、震災後の新規入院需要発生数として、重傷者+医療機関で結果的に亡くなる者(全死者数の10%にあたる)+被災した医療機関からの転院患者の数を想定する。外来需要は、軽傷者を想定する。
  - 医療供給数は、医療機関の病床数、外来診療数をベースとして、医療機関建物被害率(全壊・焼失率+1/2×半壊率)、空床率、ライフライン機能低下による医療機能低下率を乗じて算出する。
  - 需要数と供給数との差より、不足数を算出する。

### ◆ 今回想定で採用する手法(被害様相の記述)

- ・過去の災害時における被害状況等を参考に、被害の様相を記述する。

#### 【例】

- 被災地内の医療機関においては建物被害やライフライン機能支障等により対応力が低下する中、重傷者や軽傷者などの膨大な数の医療需要が発生する。
- 医療機関自体の被災だけではなく、医師・看護師等の不足で診療機能が低下する。
- 救急車が不足し、道路被害や交通渋滞等により搬送が困難となる。
- 医療機関が被災するとともに、膨大な数の負傷者が発生し、被災地内の相当数の医療機関でトリアージを実施する必要がある。
- 重篤患者を広域医療搬送する体制が必要となる。
- 在院患者について、医療機関の建物被害、ライフライン機能低下によって転院を要する者が多数発生する。しかし転院を要する患者を移送させる手段(燃料を含む)、移送先の確保・調整が困難となる。
- 非常用発電機を有する医療機関等では診療・治療が可能であるが、燃料不足等により機能が停止する医療機関も発生する。
- 被害が広範になると燃料不足による輸送力低下に伴い、血液製剤や医薬品、資機材不足が相当数の医療機関で発生する。
- 断水・停電が継続し、多くの人工透析患者が通院又は入院している施設での透析が受けられなくなる。

(注)入院、外来の対応可能数については、地震による被災を免れた医療機関の空床数、外来患者対応可能数を基にしている。なお、発災当初の新規の医療需要としては、地震起因のものに優先的に対応することとしている。

# 6. 生活への影響

## 6.5 福祉機能

### ○ 基本的な考え方

- ・社会福祉施設のサービス停止や福祉避難所の不足等が予想される。
- ・東日本大震災をはじめとする過去の災害事象を参考に、被害の様相を記述する。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- ・東日本大震災の東北3県では、社会福祉施設のうち 875 施設に一部損壊以上の建物被害があり、うち59施設が全壊した(平成23年5月13日時点。平成23年版厚生労働白書より)。
- ・東日本大震災の東北3県では、高齢者施設の入所者・職員について死者465名、行方不明者193名の被害が生じた(平成23年6月13日時点。第3回災害医療等のあり方に関する検討会 資料1)。
- ・福祉避難所の事前指定が必ずしも十分でなく、また広域災害の中で相当数の避難所が立ち上がり、専門的支援を含む対応体制にも困難があった(内閣府「福祉避難所の確保・運営 ガイドライン」(平成28年4月))。
- ・令和6年能登半島地震でも、社会福祉施設等における建物・ライフライン被害や、それに伴うトイレの使用困難等が生じた。また、入所者の2次避難に当たっては、入所者の搬送等を想定した支援の枠組みがなかったことから、調整に時間を要した。(令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について(報告書)(令和6年11月))

### ◆ 今回想定で採用する手法

- ・過去の事例及び被災地域の特性を考慮して、被害の様相を記述する。

#### 【例】

- 施設の損傷により業務継続が困難となった社会福祉施設がサービス停止する。サービス停止は、施設が復旧するまで継続する。
- 入居していた要配慮者は近傍の他の社会福祉施設又は福祉避難所への移転を余儀なくされる。
- 被害の大きな地域では満杯となる福祉避難所が発生する。耐震性の低い避難所や、木造建物の密集地域に立地している避難所自体が被災した場合、避難所の収容能力が見込みより減少する。
- 施設の損傷が無い場合でも、職員の出勤困難等により業務継続が困難となった社会福祉施設がサービス停止する。サービス停止は、公共交通機関が復旧する等、業務継続が可能になるまで継続する。
- 一部の要配慮者は家族が引き取るもの、家族自身も被災している中で両者に負担がかかり、健康上のリスクが高まる。
- 福祉避難所に指定されている施設では、職員が従来の入居者に加え避難者への対応も行うこととなり、作業負荷が増大し十分なサービス提供が困難となる。

# 6. 生活への影響

## 6.6 保健衛生、感染症、遺体への対応等

### ○ 基本的な考え方

- ・避難所における保健衛生の確保、防疫対策や遺体処理が困難となること等が予想される。
- ・東日本大震災をはじめとする過去の災害事象を参考に、被害の様相を記述する。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- ・津波による死者は約1.6万人に達し、沿岸部の被災地では、地震発生直後、棺やドライアイスの不足が課題となった。また火葬場の被災や燃料不足により遺体の火葬が進まず、多数の遺体を長期間安置することも困難なことから、一時的に土葬が実施された。

(参考)阪神・淡路大震災においても、火葬場の不足により周辺自治体への広域搬送による火葬が行われている。

- ・遺体の搜索が困難を極め、消防・警察・自衛隊が大量に動員されたにもかかわらず、1年以上経過しても見つからない行方不明者が約3,000人に上っている。また、津波による遺体は損傷が激しく、検視による身元確認も困難を極めた。
- ・避難所では、燃料不足等により暖房が利用できず、不衛生な状態のところもあり、インフルエンザやノロウィルスによる患者が発生した。気温の上昇とともに、災害廃棄物の仮置場が近い避難所や仮設住宅では、蠅の大量発生等、保健衛生面での対応が求められた。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- ・過去の事例及び被災地域の特性を考慮して、被害の様相を記述する。

#### 【例】

- 多数の避難者が避難所に避難し、一人当たりの居住スペースの減少、十分な数の仮設トイレ等の確保困難、健康管理のための医師・保健師等の不足、テントや車中泊による屋外生活者の発生など、保健衛生環境が悪化する。
- 膨大な数の死者・行方不明者の捜索が継続し、市区町村職員や住民等では人数、装備とも限界があることから、警察・消防・自衛隊の人的・物的資源の多くを投入することが必要となり、復旧活動に支障が生じる。
- 死者数が膨大であり、迅速な遺体処理が困難になる。
- 遺体の安置場所、棺、ドライアイスが不足し、夏季には遺体の腐乱等による衛生上の問題が発生する。
- 検視等が可能な人員等が不足し、多数の遺体の身元確認が困難となる。
- 冬季は避難所や仮設住宅の寒さ対策が求められるが、対応すべき場所が膨大な数となり、人的・物的資源の両面から対応が遅れる。その結果、高齢者・乳幼児の健康状態の悪化が懸念される。また、夏季の暑さ対策が遅れた場合は、熱中症や脱水症状、食中毒が発生する。
- 火葬場の被災、燃料不足等により火葬が困難となる。

# 6. 生活への影響

## 6.7 各種生活サービス(公共交通機関、教育、子育て等)

### ○ 基本的な考え方

- 物的・人的被害やそれに伴う経済被害によって、公共交通機関や教育・子育て、小売業等、国民の日常生活を支える各種生活サービスに影響が生じる。
- 東日本大震災をはじめとする過去の災害事象を参考に、被害の様相を記述する。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 道路・鉄道等が被災する中で、東北地方から首都圏に至るまで広範囲で公共交通機関が停止した。首都圏や仙台都市圏などの大都市圏では帰宅困難者も多数生じた。
- 発災直後には東北3県の郵便局1,103局(簡易郵便局を除く)のうち約53%に相当する583局が全壊・半壊・浸水被害等により営業を停止し、発災約2か月後(5月12日時点)でも約9%が閉局していた。仮設店舗の設置や代替施設の利用等により、事業再開が図られた。(平成23年版 情報通信白書)
- 学校等では、生徒・教職員の人的被害も生じたとともに、建物被害も多数生じた。また、多くの学校施設は避難所としても活用された。
- 地震・津波による直接被害や、被災地外にも及ぶ間接被害、被災地からの人口流出といった状況がある中で、各業種で廃業・休業等が生じた。被災後には失業者数が増加し、厳しい雇用情勢となつた。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 過去の事例及び被災地域の特性を考慮して、被害の様相を記述する。

#### 【記述されている項目の例】

- ライフラインの停止、情報の遮断
- 公共交通機関の運休、移動手段の不足、郵送物の遅延
- 保育所・学校等の休園・休校、就学機会の損失
- 小売店の休業、レジャー施設の閉鎖
- 雇止めの懸念、廃業の発生
- 行政サービスの停止
- コミュニティの分断

# 7. 災害廃棄物等

## 7.1 災害廃棄物等

### ○ 基本的な考え方

- 建物の全壊・焼失等による躯体系の「災害廃棄物」の発生量について算出する。

### ◆ 今回想定で採用する手法

環境省「災害廃棄物対策指針(技術資料)」における災害廃棄物発生量の推計の考え方を準拠して算定するものとする。

#### (1) 災害廃棄物

##### ① 解体廃棄物

- 下記の算定式に従って算出する。

$$Y_1 = (X_1 + X_2) \times a \times b_1 + (X_3 + X_4) \times a \times b_2$$

$X_1, X_2, X_3, X_4$  : 被害棟数 (棟)

添え字 1 : 住家全壊, 2 : 非住家全壊, 3 : 住家半壊, 4 : 非住家半壊

a : 解体廃棄物発生原単位 (t/棟)

$$a = A_1 \times a_1 \times r_1 + A_2 \times a_2 \times r_2$$

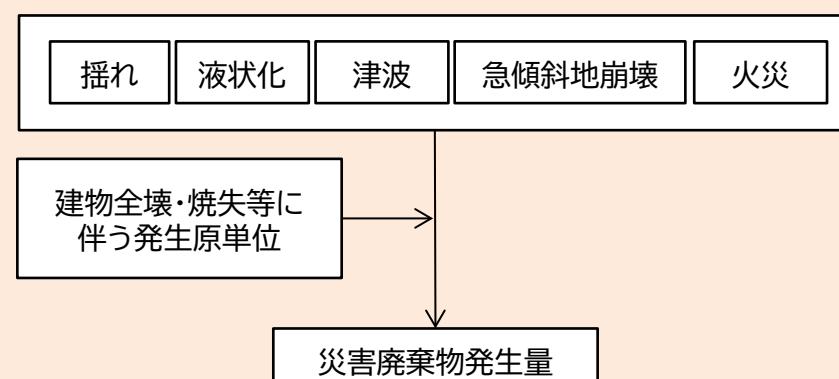
$A_1$  : 木造床面積 ( $m^2$ /棟)  $A_2$  : 非木造床面積 ( $m^2$ /棟)

$a_1$  : 木造建物発生原単位 (トン/ $m^2$ )  $a_2$  : 非木造建物発生原単位 (トン/ $m^2$ )

$r_1$  : 解体棟数の構造割合 (木造) (ー)  $r_2$  : 解体棟数の構造割合 (非木造) (ー)

$b_1$  : 全壊建物解体率 (ー)  $b_2$  : 半壊建物解体率 (ー) \*

※(解体率) 全壊:揺れ等75%、津波・火災100% 半壊:25%



##### ✓ 東日本大震災等で得られた知見

- 東日本大震災では、岩手県・宮城県・福島県の被災3県沿岸市町村で発生した災害廃棄物等の推計量は約2,667万トン(災害廃棄物約1,628万トン、津波堆積物約1,039万トン)(環境省、平成24年12月末現在)。

#### (2) 津波堆積物

##### ② 片付けごみ及び公物等

- 全壊・焼失棟数に片付けごみ及び公物等発生原単位(揺れ:53.5トン/棟、津波:82.5トン/棟)を乗じて算出する。

$$Y_2 = (X_1 + X_2) \times CP$$

CP : 片付けごみ及び公物等発生原単位 (トン/棟)

#### (2) 津波堆積物

- 津波堆積物の発生量は東日本大震災における宮城県及び岩手県の2県の数値を用いて算出した発生原単位を用いて推計する。

##### 津波堆積物発生量

$$= \text{津波浸水面積} (m^2) \times \text{発生原単位} (0.024 \text{トン}/m^2)$$

	宮城県	岩手県	宮城県+岩手県
東日本大震災の津波堆積物の選別後の処理量	796 万トン	145 万トン	941 万トン
津波浸水面積	327km <sup>2</sup>	58km <sup>2</sup>	385km <sup>2</sup>
h : 発生原単位 (津波浸水範囲当たりの処理量)	0.024 トン/m <sup>2</sup>	0.025 トン/m <sup>2</sup>	0.024 トン/m <sup>2</sup>

出典1:「宮城県災害廃棄物処理実行計画(最終版)」(宮城県、2013.4)

2:「岩手県災害廃棄物処理詳細計画(第二次改定版)」(岩手県、2013.5)

3:「津波による浸水範囲の面積(概略値)について(第5報)」(国土地理院)

# 8. その他の被害

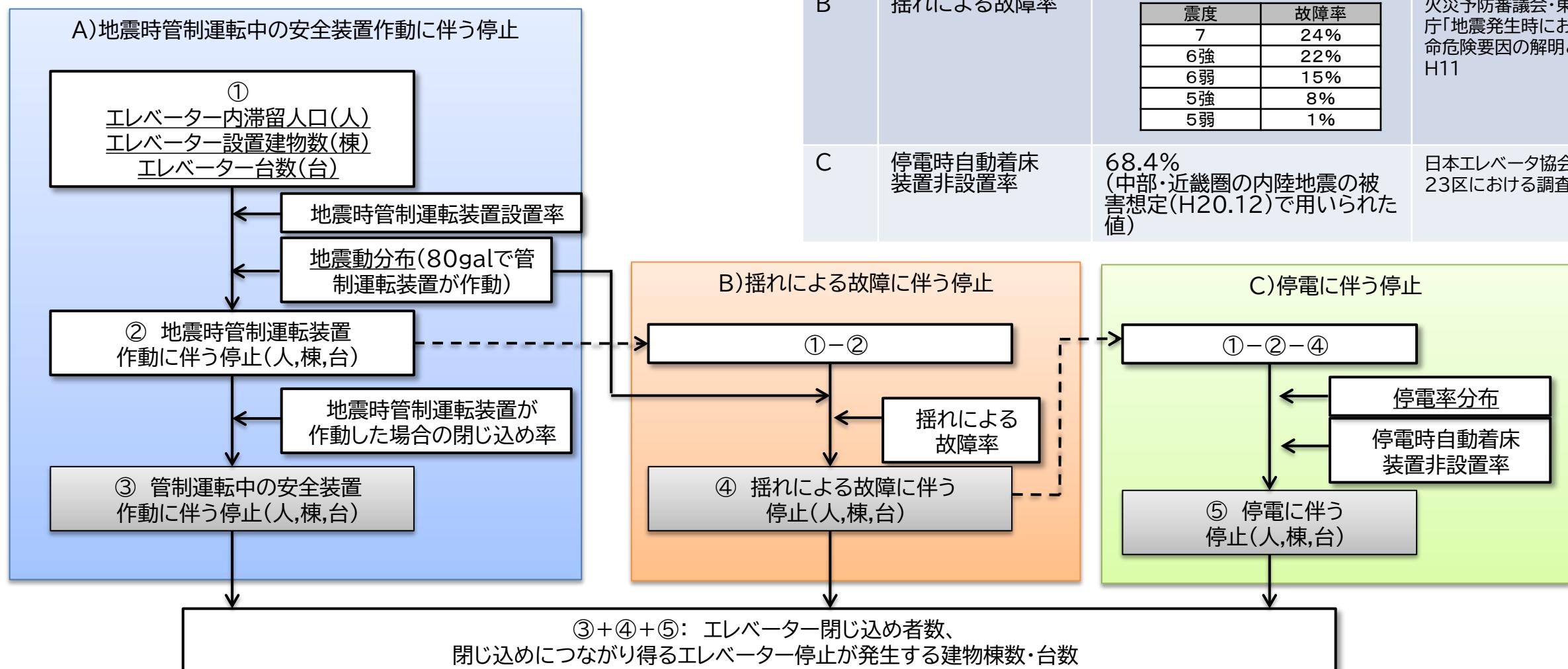
## 8.1 エレベーター内閉じ込め

### ○ 基本的な考え方

- 地震の揺れ・停電に伴うエレベーター閉じ込めを検討する。
- エレベーター閉じ込め者数、閉じ込めにつながり得るエレベーター停止が発生する建物棟数及びエレベーター台数を算出する。

### ✓ 東日本大震災等で得られた知見

- 大手5社が保守を行っているエレベータのうち、1都1道13県において計210台で閉じ込めが発生した。
- 都内で少なくとも84件の閉じ込めがあり、救出まで最大9時間以上を要した。



# 8. その他の被害

## 8.2 長周期地震動による高層ビル等への影響

### ○ 基本的な考え方

- 既往の災害事例等を参考にしつつ、長周期地震動によって高さ60mを超える高層ビルで発生する被害の様相を記述する。
  - 高層ビルにおける発災直後の影響としては、構造被害や家具転倒被害等が考えられる。
  - 一方、地震の揺れが収まった後の影響として、たとえ構造物が健全な状態であったとしても、非構造部材の被害等により、二次災害につながる可能性等を想定しておく必要がある。
  - また、停電等によりエレベーターが停止した場合、いわゆる「高層難民」(上層階で孤立する居住者)が大量発生することが懸念される。

### ◆ 今回想定で採用する手法

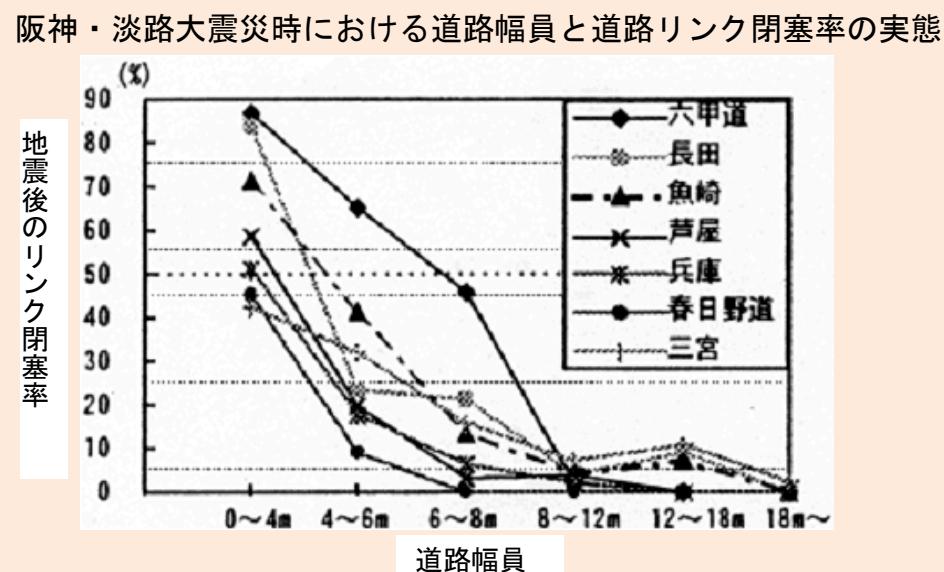
- 高層ビルで想定される被害の様相を記述する。
- 【例】
- 上層階の多くの人が、揺れによって動作上の支障があり、吐き気やめまいを感じる人も発生する。
  - 揺れに対する不安から、地上へ避難しようとする人が多数発生する。
  - 建築物の防災設計は火災からの特定階避難を前提としている中、「全館一斉避難」が発生した場合、非常階段等に多数の在館者が殺到し、転倒等による二次災害が発生する。
  - 地震動の卓越周期と建物の固有周期が一致した場合、揺れが大きく増幅する。
  - 超高層免震建物では、免震層許容変位量を超える大変位やエキスピアンションジョイント被害等が発生する場合がある。
  - 固定していない家具・什器の転倒、コピー機等のキャスター付什器の滑りによって、人的被害が発生する。
  - 被災の影響により技術者の数が不足し、構造安全性の詳細確認までに1か月以上を要し、その間はオフィスや住居の使用が困難となる。
  - オフィスビルでは、非常用発電機の無給油連続運転時間は最長3日間程度であり、タンクローリー不足により非常用発電機の燃料が枯渇した場合や、系統電力の供給停止が長期化した場合、事業継続が困難となる。

# 8. その他の被害

## 8.3 道路閉塞

### ○ 基本的な考え方

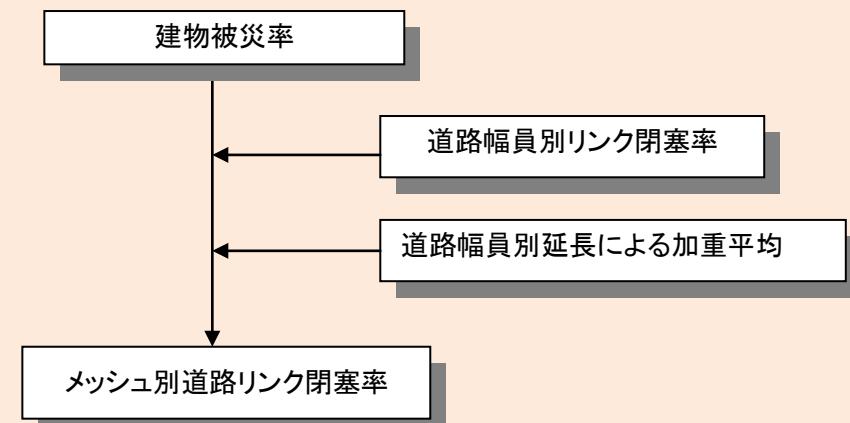
- 道路の閉塞により、人命救助、消防活動・避難等が困難となることから、阪神・淡路大震災時の調査データに基づき、家屋等の倒れ込みによる道路リンクの閉塞率をメッシュごとに算出する。



(出典)家田ら「阪神・淡路大震災における「街路閉塞現象」に着目した街路網の機能的障害とその影響」(土木学会論文集No.576, 1997)

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 道路リンク閉塞の発生率を記載したメッシュ図を作成する。
    - 幅員13m未満の道路を対象に、幅員別の道路リンク閉塞率※をメッシュ別に算定する。
    - 道路リンク閉塞率は揺れ・液状化による建物被災率(=全壊率+1/2×半壊率)との統計的な関係から算定する。
    - 幅員別延長で重み付け平均をとることで、メッシュ別の道路リンク閉塞率を算定する。
- ※ 交差点間の道路を1つのリンクと考え、閉塞によって残存車道幅員(遮蔽されていない幅員)が3m以下になったリンクの割合をリンク閉塞率とする。(家田ら(1997))



#### 【幅員3m未満の道路】

$$\text{道路リンク閉塞率}(\%) = 1.28 \times \text{建物被災率}(\%)$$

#### 【幅員3m以上5.5m未満の道路】

$$\text{道路リンク閉塞率}(\%) = 0.604 \times \text{建物被災率}(\%)$$

#### 【幅員5.5m以上13m未満の道路】

$$\text{道路リンク閉塞率}(\%) = 0.194 \times \text{建物被災率}(\%)$$

#### (メッシュ別道路リンク閉塞率)

$$= \frac{\sum \{ (\text{道路幅員別延長}) \times (\text{道路幅員別リンク閉塞率}) \}}{\sum (\text{道路幅員別延長})}$$

# 8. その他の被害

## 8.4 道路上の自動車への落石・崩土

### ○ 基本的な考え方

- 伊豆大島近海地震、新潟県中越地震での被害事例をもとに、地震発生時の被害の様相を記述する。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 以下の事例等を参考に、被害の様相を記述する。

- 走行中の自動車が、地震による落石や崩土に巻き込まれ、死傷者等が発生する。
- 落石や崩土に巻き込まれた被災者を発見・救助するための赤外線探知機等の機材が必要となる。
- 危険な場所での作業となるため、レスキュー部隊等の特殊な人的資源が必要となる。
- 土砂の崩壊による二次災害を防止するための適切な技術的助言を行う専門家等の派遣が必要となる。
- 救出・救助作業中の余震等により、落石や崩土等が再度発生し、被災者や救助部隊等が二次被災する。

#### (事例1)伊豆大島近海地震

1978年伊豆大島近海地震の全死者25人のうちほぼ全員が土砂崩れによるものであった。道路走行中の自動車・バスが土砂崩れに巻き込まれて埋没する死亡事故が特徴的であった。

#### (事例2)新潟県中越地震

2004年新潟県中越地震では、長岡市妙見堰付近で土砂崩落が発生し、道路上の自動車を巻き込んだ要救助事案が発生。新潟県警察航空隊のヘリコプターが発見し、ヘリコプターから降下したレンジャー隊員が、発災当初から行方不明となっていた母子3人の車両の一部であることを確認。災害救助犬の捜索によって車内に生存者がいることがわかり、警察・消防等の関係機関が連携して救助活動に当たった結果、男児1人を4日ぶりに救出。

# 8. その他の被害

## 8.5 交通人的被害(道路)

### ○ 基本的な考え方

- ・ 東日本大震災、阪神・淡路大震災等、過去の災害時における交通人的被害(道路)及びその他災害時の交通人的被害(道路)を参考に地震時の被害の様相を記述する。
- ・ 過去に事例がない場合でも、想定の前提とする地震動等を踏まえて考えられる被害の様相について記述する。
- ・ 阪神淡路大震災では、3号神戸線及び5号湾岸線で16名の死者、79名の負傷者が発生(「大阪府地震被害想定調査」(H9大阪府))
- ・ 東日本大震災では、停電状況下で交通施設が機能停止することにより交通事故が発生した。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- ・ 過去の災害事例等を踏まえ、交通人的被害(道路)に関する被害の様相を記述する。

#### 【例】

- ドライバーの運転ミスによる交通事故
- 橋梁の落橋・倒壊に伴う事故
- 道路への落石、斜面崩壊、道路の陥没等による交通事故
- 運転中に津波に巻き込まれる
- 交通施設が機能停止することによる交通事故
- 道路渋滞による緊急搬送車両(医師や負傷者の搬送等)の遅れによる症状悪化
- トンネルや地下駐車場等の非構造部材による人的被害

## 8.6 交通人的被害(鉄道)

### ○ 基本的な考え方

- ・ 東日本大震災、阪神・淡路大震災等、過去の災害時における交通人的被害(鉄道)及びその他災害時の交通人的被害(鉄道)を参考に地震時の被害の様相を記述する。
- ・ 過去に事例がない場合でも、想定の前提とする地震動等を踏まえて考えられる被害の様相について記述する。
- ・ 東日本大震災では、JR仙台駅でホーム天井のパネルが落下する等の施設被害が発生した。(人的被害はなし)  
→状況によってはけが人が発生する可能性がある。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- ・ 過去の災害事例等を踏まえ、交通人的被害(鉄道)に関する被害の様相を記述する。

#### 【例】

- 運行中の揺れによる脱線・衝突事故
- 急停車等の措置にともなう人的被害
- 列車からの避難中のけが
- 車両の脱線・落下事故等による線路周辺の住民の人的被害

# 8. その他の被害

## 8.7 要配慮者

### ○ 基本的な考え方

- ・避難所避難者数の内訳として、人口比率より、避難所に避難する要配慮者数を算出する。
- ・避難所での対応等の参考に資するよう、幅広い要配慮者を対象に算出するものとし、重複の除去は行わない。

### ◆ 今回想定で採用する手法

#### ・対象とする要配慮者

1. 65歳以上の単身高齢者<sup>※1</sup>
2. 5歳未満の乳幼児<sup>※1</sup>
3. 身体障害者<sup>※2</sup>
4. 知的障害者<sup>※2</sup>
5. 精神障害者<sup>※2</sup>
6. 要介護認定者(要支援者を除く。)<sup>※3</sup>
7. 難病患者<sup>※4</sup>
8. 妊産婦<sup>※5</sup>
9. 外国人<sup>※1</sup>

※1 令和2年国勢調査

※2 令和6年版障害者白書(全国値)

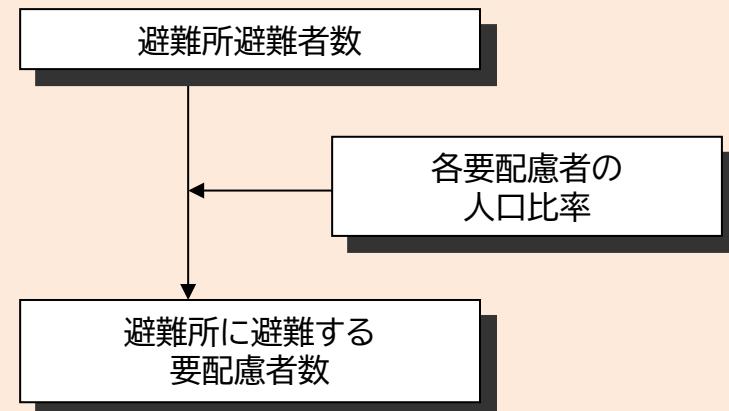
※3 令和4年度介護保険事業状況報告年報(全国値)

※4 特定疾患医療受給者証所持者数(令和5年度)(全国値)

※5 令和5年人口動態統計(全国値)

#### ・避難所に避難する要配慮者数(全体の内数)

- 要配慮者の人口比率と避難所避難者数より、避難所に避難する要配慮者数を算出。



#### (被害様相の例)

- プライバシーの問題や衛生上の問題等、避難所生活にストレスが生じ、要配慮者の健康や精神面で支障が出るおそれがあるため、プライバシーの保護や衛生面でのケアが健常者以上に必要となる。
- 生活不活発な状態に置かれることにより、要配慮者の症状の悪化や、高齢者の要介護度の悪化等、心身の健康上の影響が発生する。

# 8. その他の被害

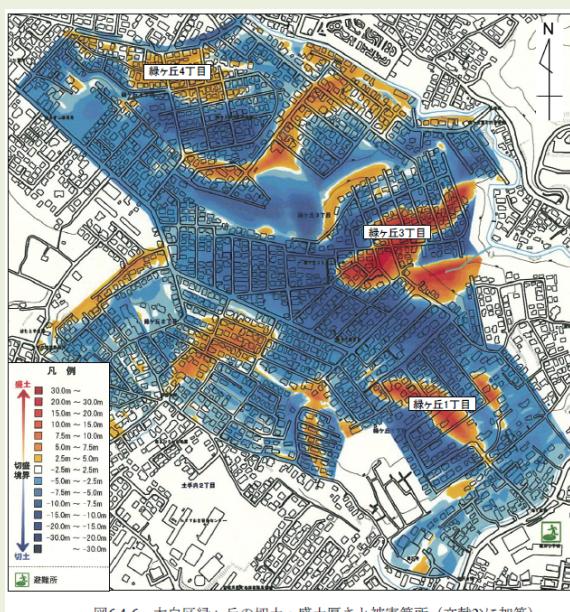
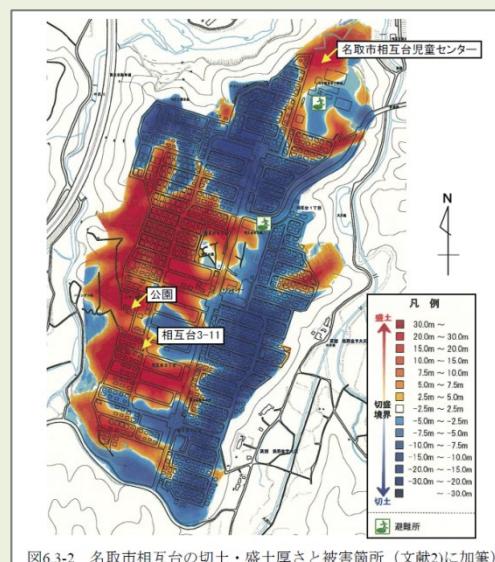
## 8.8 造成宅地

### ○ 基本的な考え方

- 造成宅地で想定される被害について、被害の様相を記述する。
  - 東日本大震災における造成宅地の被害状況を踏まえ、被害が発生する可能性が比較的高いと考えられる造成宅地の様相等について整理する。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 過去に被害を受けて対策工事を行った箇所では、被害を防いだケースが存在するが、被害が軽微であったことから対策工事を行わなかった箇所は、再び被害が発生しており、対策工事にはある程度の被害抑止効果が認められる。
- 造成宅地のうち被害が発生した箇所は、いずれも盛土高が高い箇所に位置している。



出典：土木学会東日本大震災被害調査団 緊急地震被害調査報告書「第6章造成地の被害」

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 過去の災害事例等を踏まえ、造成宅地に関する被害の様相を記述する。

#### 【例】

- 造成宅地の崩壊により建物被害が発生する。
- 全半壊に至らない建物についても、地盤変動に伴う地表面の傾斜の発生等により居住が困難となる。
- 崩壊した地盤が、降雨等によって再度崩れ、建物被害や人的被害が拡大する。

# 8. その他の被害

## 8.9 危険物・コンビナート施設

### ○ 基本的な考え方

- 揺れによる影響として、危険物施設数に震度別の被害率を乗じ、火災、流出、破損箇所の予測数を算出する。
- 阪神・淡路大震災と東日本大震災の被害数を合算して被害率を設定する。

(参考)

- 大規模な石油タンク等は、おおむね耐震対策等が完了しており、既知の地震動による石油等の流出の危険性は極めて低い。
- 水を用いた開放検査時の事故発生防止措置については、平成24年に技術基準の例示を策定し、施行しているため、既知の地震動による同様な事故の発生の危険性は極めて低い。

### ✓ 東日本大震災等で得られた知見

- 危険物施設(石油コンビナート地区以外を含む。)で、大規模な地震や津波を原因として、火災、流出、破損等の被害が発生している。
- 長周期地震動の影響が大きい場合において、石油タンクの原油等が揺動するスロッキングによる被害も発生している。
- 千葉県の石油コンビナート地区では、開放検査と重なったことに起因して、高圧ガス施設(LPGタンク)でも地震による火災が発生している。
- ブレースの交点を溶接接合しているタイプの球形貯槽1基で、地震によりブレースが破断する被害も発生している。

### ◆ 今回想定で採用する手法

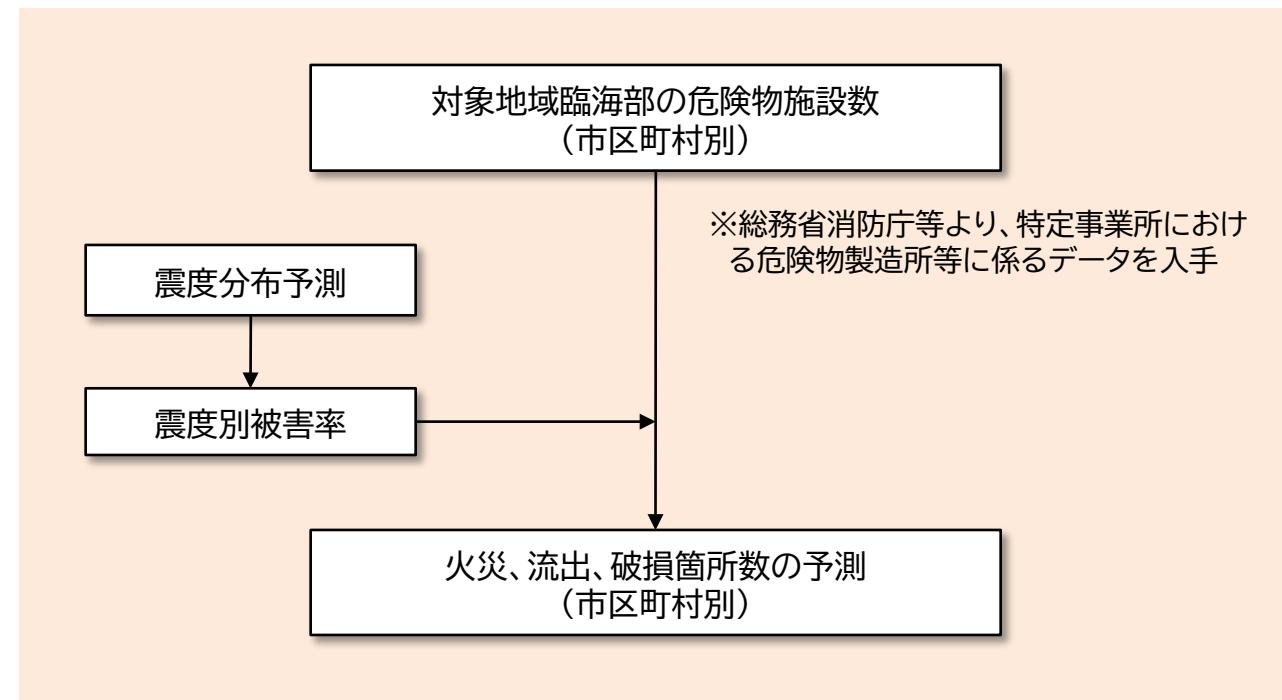


表 危険物施設の被害率

製造所等の区分	震度6弱						震度6強							
	施設数	被害数			被害率			施設数	被害数			被害率		
		火災	流出	破損等	火災	流出	破損等		火災	流出	破損等	火災	流出	破損等
製造所	918	0	1	54	0.0%	0.1%	5.9%	177	0	0	17	0.0%	0.0%	9.6%
屋内貯蔵所	7,160	0	27	24	0.0%	0.4%	0.3%	2,918	0	35	60	0.0%	1.2%	2.1%
屋外タンク貯蔵所	6,988	0	10	254	0.0%	0.1%	3.6%	3,051	0	13	301	0.0%	0.4%	9.9%
屋内タンク貯蔵所	1,758	0	1	1	0.0%	0.1%	0.1%	578	1	1	8	0.2%	0.2%	1.4%
地下タンク貯蔵所	10,043	0	7	36	0.0%	0.1%	0.4%	5,176	0	16	98	0.0%	0.3%	1.9%
移動タンク貯蔵所	6,970	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	3,850	0	0	3	0.0%	0.0%	0.1%
屋外貯蔵所	1,573	0	0	0	0.0%	0.0%	0.0%	904	0	0	33	0.0%	0.0%	3.7%
給油取扱所	6,799	0	1	245	0.0%	0.0%	3.6%	3,572	0	5	329	0.0%	0.1%	9.2%
移送取扱所	104	0	3	14	0.0%	2.9%	13.5%	29	0	2	8	0.0%	6.9%	27.6%
一般取扱所	6,805	0	7	82	0.0%	0.1%	1.2%	3,556	4	14	153	0.1%	0.4%	4.3%

注)阪神・淡路大震災と東日本大震災の被害数を合算して被害率を求めた。

# 8. その他の被害

## 8.10 大規模集客施設等

### ○ 基本的な考え方

- ・大規模集客施設における被害の様相を記述する。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見

- ・仙台空港が津波で浸水し、ターミナルビルが利用できなくなり、漂流物等で滑走路も利用できなくなった。
- ・東京都で、ホール・宿泊用の会館施設の天井が落下し、28名もの死傷者が発生した。
  - 仙台空港、茨城空港、花巻空港等、天井のパネル等が落下する被害が各地の集客施設等で発生した。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- ・大規模集客施設等における被害の様相を記述する。

#### 【例】

- 強い揺れに伴い耐震性の低い建物が全半壊する。
- 天井のパネル、壁面、ガラス、商品、棚、吊りモノ等の非構造部材等が落下する。
- 揺れによる非構造部材の被害により施設利用者が死傷する。
- 大規模集客施設はエレベーター等が多く設置されている場合が多く、また営業中であれば搭乗率も高いことから、地震の揺れによりエレベーターの閉じ込め事案が多数発生する。
- 施設内において、停電、水漏れ、ガス漏洩、火災等が発生する。
- ガス漏洩や火災が発生すれば、ガス爆発や大規模火災に拡大し、多くの人的被害が発生する。
- 人口密集地に立地する施設、地域の拠点となる施設等については、地震や津波の発生により周辺の住民が避難してくる。
- 多くの利用者が滞留した状況下において、停電や火災の発生、情報提供の遅れなど複数の条件が重なることにより、利用者の中で混乱、パニックが発生する。
- 高層ビル等の場合は心理面でパニックが助長される。
- 混雑状況が激しい場合、集団転倒などにより人的被害が発生する。

# 8. その他の被害

## 8.11 地下街・ターミナル駅

### ○ 基本的な考え方

- 地下街・ターミナル駅における被害の様相を記述する。

### ✓ 東日本大震災等で得られた知見

- 東日本大震災では、JR仙台駅でホーム天井のパネルが落下する等の施設被害が発生した。(人的被害はなし。)

### ◆ 今回想定で採用する手法

地下街・ターミナル駅における被害の様相を記述する。

【例】

- 天井のパネル、壁面、ガラス、吊りモノ等が落下する。
- 揺れによる非構造部材の被害により施設利用者が死傷する。
- 施設内において、停電、水漏れ、ガス漏洩、火災等が発生する。
- 地下街の場合、一度停電になれば、昼間であっても採光が困難であり、大きな機能支障となる。
- ガス漏洩や火災が発生すれば、ガス爆発や大規模火災に拡大し、多くの人的被害が発生する。
- ターミナル駅には周辺地区から利用者が押し寄せる。また、停止した交通機関の乗客も押し寄せる。
- 人口密集地に立地する施設、地域の拠点となる施設等については、地震や津波の発生により周辺の住民が避難してくる。
- 多くの利用者が滞留した状況下において、停電や火災の発生、情報提供の遅れなど複数の条件が重なることにより、利用者の中で混乱、パニックが発生する。
- 地下空間の場合は心理的な側面でパニックを助長する。
- 混雑状況が激しい場合、集団転倒などにより人的被害が発生する。

# 8. その他の被害

## 8.12 文化財

### ○ 基本的な考え方

- 津波浸水エリア、震度6強以上又は焼失可能性の高いメッシュに所在する国宝・重要文化財(建造物)の数を算出する。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

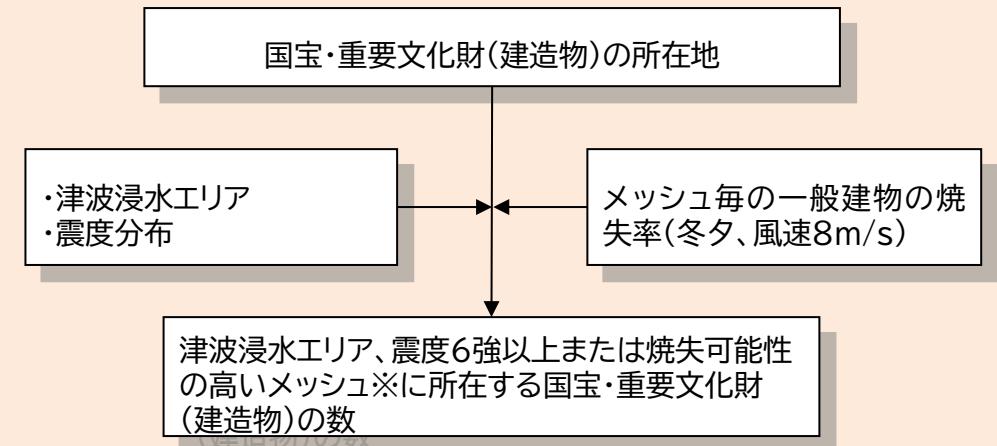
- 東日本大震災における「被害を受けた主な国指定等文化財」は以下のとおり。

種別	都道府県名	物件名（カッコ内は主な被害状況）
国宝	宮城県	瑞巌寺庫裏及び廊下（漆喰壁に一部崩落・亀裂） 瑞巌寺本堂（元方丈）（彫刻に軽微破損、一部の柱にずれ） 大崎八幡宮（板壁・漆塗装・彫刻に破損）
	福島県	阿弥陀堂（扉まわりに軽微な破損）
	山梨県	清白寺仏殿（内部の欄間の破損等）
特別名勝	宮城県	松島（各所で地震及び津波による甚大な被害）
	東京都	六義園（ツツジ茶屋柱ずれ等）
特別史跡・重要文化財	茨城県	旧弘道館（学生警鐘の全壊、弘道館の壁漆喰の落下等）
特別名勝・特別史跡	岩手県	毛越寺庭園（庭園に配置している立石の傾斜）
	東京都	旧浜離宮庭園（芳梅亭屋根へこみ、給水管破裂、灯籠倒壊） 小石川後楽園（涵徳亭入り口階段ひび割れ等）
特別史跡	宮城県	多賀城跡附寺跡（整備した正殿基壇の舗装の亀裂の増大等）
	東京都	江戸城跡（石垣等崩落）

出典:東日本大震災による被害情報について(第205報) (平成24年8月9日)文部科学省

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 国宝・重要文化財(建造物)の位置データと、津波浸水エリア、震度6強以上又は焼失可能性の高いメッシュ※を重ね合わせ、当該メッシュに所在する重要文化財(建造物)の数を被害数とする。



※焼失可能性の高いメッシュとは、震度6強の下限値における旧築年の木造建物の全壊率(=約20%)に相当する焼失率となるメッシュとする。

# 8. その他の被害

## 8.13 孤立する可能性のある集落

### ○ 基本的な考え方

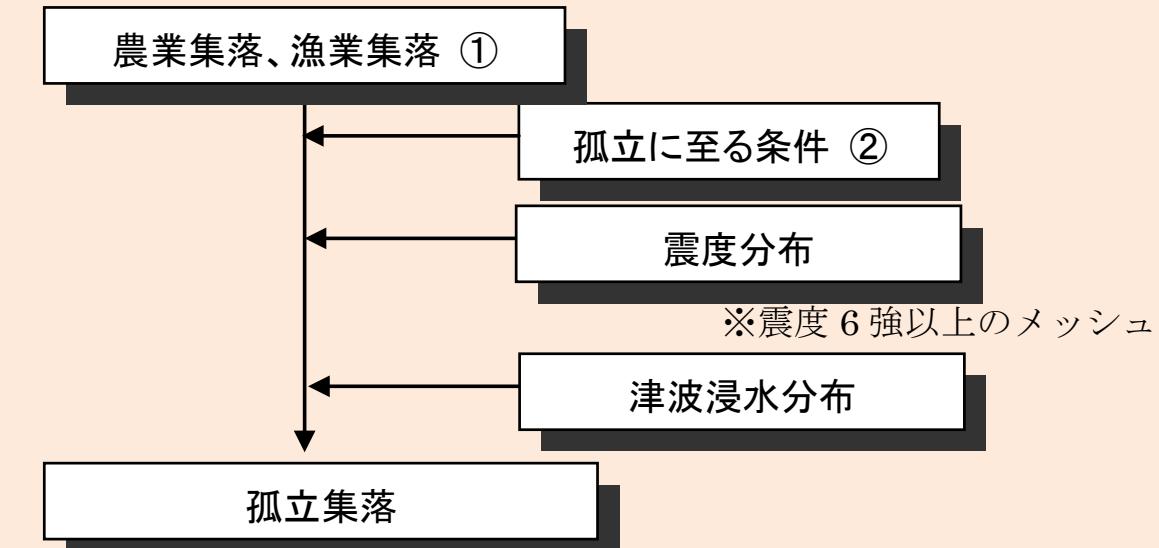
- 震災時にアクセス経路の寸断によって孤立する可能性のある集落を抽出する。

### ✓ 東日本大震災等で得られた知見

- 東日本大震災では、津波の警戒に加え、地震で各地の地盤が沈下し水が引かないことなどが被災者の救助を阻み、各地で孤立が発生した。
- 令和6年能登半島地震では土砂災害による道路被害等によって最大で33集落(3,345人)が孤立し、実質的な解消まで19日、完全解消まで約1か月半を要した。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 震度分布図と津波浸水分布図とを重ね合わせ、孤立に至る条件を考慮して、孤立する可能性のある集落を抽出する。



#### ① 農業集落、漁業集落

- 農林業センサス、漁業センサスの調査対象集落をもとに、「中山間地等の集落散在地域における孤立集落発生の可能性に関する状況フォローアップ調査(第2回)(平成26年10月公表)」(内閣府)において孤立可能性があるとされた集落を被害想定の対象とする。

#### ② 孤立に至る条件

- 次の条件に当てはまるものを孤立する可能性のある集落とする。
  - 集落への全てのアクセス道路が土砂災害危険箇所等に隣接しているため、地震に伴う土砂災害等の要因により道路交通が途絶し外部からのアクセスが困難となるおそれのある集落
  - 船舶の停泊施設がある場合は、地震または津波により当該施設が使用不可能となり、海上交通についても途絶するおそれのある集落

# 8. その他の被害

## 8.14 堰堤・農業用ため池等の決壊

### ○ 基本的な考え方

- 堰堤やため池等において、揺れや液状化等により堤防が決壊して浸水被害が発生する様相について、被害の様相を記述する。
- 堰堤やため池の決壊により、周辺の住宅地等が浸水し、家屋の流失や死傷者が発生する事態が考えられる。

### ✓ 東日本大震災等で得られた知見

- 東日本大震災では、福島県須賀川市の貯水池が決壊し、下流で死者7人、行方不明者1人、流失もしくは全壊した家屋19棟、床上床下浸水家屋55棟、田畠の土壌の流失という被害が発生した。被害調査の結果、地震動によって堤防が崩壊したと考えられている。

(参考)農林水産省および学術団体などで構成する日本大ダム会議によると、地震による貯水池・農業用ダムの決壊で死傷者が出たのは、1930年(昭和5年)以降、世界で報告例が無い。



(出典)須賀川市ホームページ「須賀川市内における被災状況」

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 過去の災害事例を踏まえ、堰堤、ため池等の決壊の被害様相を記述する。

#### 【例】

- 施工年次の古いフィル型式の堰堤・農業用ため池の中には、その当時の一般的な方法・技術水準で施工され、点検で異常が見られない場合であっても、築堤材料や締固め度によっては、強い地震動で決壊する。
- 決壊により下流域の住宅等が流失し、死傷者が発生する。

### 都道府県別のため池数(令和5年12月現在)

※全国合計で151,191か所

都道府県名	ため池数
北海道	1,979
青森県	1,687
岩手県	2,512
宮城県	5,337
秋田県	2,669
山形県	1,080
福島県	4,014
茨城県	1,273
栃木県	481
群馬県	489
埼玉県	467
千葉県	1,246
東京都	15
神奈川県	20

都道府県名	ため池数
新潟県	4,127
富山県	1,812
石川県	2,223
福井県	650
山梨県	123
長野県	1,887
岐阜県	2,214
静岡県	628
愛知県	1,911
三重県	3,208
滋賀県	1,436
京都府	1,507
大阪府	3,600
兵庫県	21,752
奈良県	4,228
和歌山県	4,723

都道府県名	ため池数
鳥取県	969
島根県	5,014
岡山県	9,266
広島県	16,627
山口県	7,617
徳島県	540
香川県	12,269
愛媛県	3,118
高知県	387
福岡県	4,760
佐賀県	2,657
長崎県	2,881
熊本県	2,306
大分県	2,118
宮崎県	655
鹿児島県	642
沖縄県	67

(出典)農林水産省ホームページ「ため池管理保全法に基づく都道府県別の対応状況について」

# 8. その他の被害

## 8.15 海岸保全施設・河川管理施設の沈下等

### ○ 基本的な考え方

- ・地震により海岸保全施設・河川管理施設の沈下等が発生し、低地において浸水等が発生する様相を想定し、被害の様相を記述する。

### ✓ 東日本大震災等で得られた知見

- ・東日本大震災では、石巻市等で大規模な地盤沈下が発生し、満潮の度に市街地が浸水する事態となった。防潮堤・防波堤の洗掘、地盤沈下、液状化によって施設の機能が低下し、震災前に防いでいた水害等が発生することが懸念される。

-(参考)東北地方整備局の調査により(平成23年4月11日)、仙台平野ではゼロメートル地帯の面積が約5倍になつたことが明らかになっている。

	地震前	地震後	増加した割合
平均海面 <sup>※2</sup> 以下の面積 <sup>※3</sup> (T.P.±0m)	3km <sup>2</sup>	16km <sup>2</sup>	5.3倍
大潮の満潮位 <sup>※4</sup> 以下の面積 (T.P.+0.7m)	32km <sup>2</sup>	56km <sup>2</sup>	1.8倍
既往最高潮位 <sup>※5</sup> 以下の面積 (T.P.+1.6m)	83km <sup>2</sup>	111km <sup>2</sup>	1.3倍

### ◆ 今回想定で採用する手法

- ・海岸保全施設・河川管理施設の沈下による浸水等の被害の様相を記述する。

#### 【例】

- 震度6弱以上の強い揺れや液状化により、海岸保全施設等が沈下・損壊する。
- 海抜ゼロメートル地帯や、地盤沈下で海面よりも標高が低くなった土地を中心に、排水機場も昨日を失い排水が困難となる。
- 避難者が増加する一方で、利用可能な避難所数が減少し、避難スペースが不足するほか、衛生環境の確保も困難となる。その結果、被災地外への広域避難を余儀なくされる。
- 物資や人員の被災地への輸送や活動拠点の確保が困難になり、救急救助活動の円滑な実施が困難となる。
- 滞水エリアが通行できないことによる避難所等への物資配送が困難となる。
- 滞水エリアにおける排水、土地の嵩上げ、海岸保全施設・河川管理施設の整備等、インフラや建物建設を開始する前の基盤整備が必要となり、復旧作業の長期化、作業人員の不足、膨大なコスト等の問題が発生する。

# 8. その他の被害

## 8.16 複合災害(複数の自然災害の同時発生)

### ○ 基本的な考え方

- 以下のような様々な災害が同時発生することによる被害について、被害の様相を記述する。
  - 近年多発している台風や集中豪雨による水害の発生状況を踏まえ、地震発生前後に暴風・高潮・洪水が発生した場合に懸念される事項について想定を行う。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 2011年台風15号において、石巻市、女川町等で仮設住宅居住者の避難等が実施されたほか、宅地の崩壊や停電、道路寸断による半島部の孤立等の被害が発生した。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 複合災害による被害の様相を記述する。

#### 【例】

- 地震後に風水害が発生した場合、堤防や護岸、砂防堰堤等が流れ・液状化等により機能低下し、台風や集中豪雨による洪水や高潮等を防ぎきれず、建物被害や死傷者が増加するほか、沿岸部に立地する発電所等の施設でも被害が拡大する。
- 激しい流れにより崩壊、又は緩んでいた斜面や造成宅地が、大雨により崩壊する。
- 地震と風水害が重なると、斜面や地盤の崩壊が起こりやすくなり、孤立する集落が多く発生する。
- 波浪・高潮・暴風・冠水等により、道路交通や空港・港湾等の利用が制限され、被災地内での人員・車両・重機等の移動、また被災地外からの応援が困難となり救急・救助活動が遅れる。
- 先に発生した災害で避難した避難所の避難者や、その後に入居した仮設住宅等にいる被災者が、別の災害によって再度別の場所に避難することになると、被災者の心身の疲労・ストレスの増大、健康被害の発生につながる。

# 8. その他の被害

## 8.17 治安

### ○ 基本的な考え方

- 被災地において、災害時の混乱に乗じて発生する可能性がある、盗難等の犯罪被害や、被災地外を含め、災害への不安や支援の善意を悪用した詐欺行為等について、被害の様相を記述する。
- 地震に関連するデマ情報が流布する状況について、被害の様相を記述する。

### ✓ 東日本大震災等で得られた知見

- 住民が避難した留守宅への空き巣被害が発生している。
- 休業中の商店・金融機関に侵入し、商品又は自動現金預払機(ATM)から現金の盗難被害が発生している。
- 被災車両の盗難(転売目的)が発生している。
- 避難生活等のストレスから、暴行・傷害事件が発生している。
- 震災後、「被害を点検する」と働きかけて代金を徴収し、実際には点検等を行わない等の悪質商法が発生している。
  - ✓ 警視庁や国民生活センターではトラブルに対する相談窓口の設置や、注意喚起のチラシの配布等を行っている。
- 製油所で発生した火災から「有害物資が発生し、雨とともに地上に降る」といった誤情報やチェーンメールが流布され、製油所がインターネット上で否定している。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 治安に関する被害の様相を記述する。

#### 【例】

- ①避難エリアにおける空き巣等の発生
  - 店員等が避難して不在となった店舗で物品の盗難等の被害が発生する。
  - 住民が避難して不在となった住宅への空き巣被害等が発生する。
- ②暴行・傷害行為の発生
  - 物資が不足している避難所や、生活環境が劣悪な避難所等において、避難者同士又は避難者と支援者(行政職員やボランティア等)の暴力事件が発生する。
- ③悪質商法や義援金詐欺の発生
  - 比較的被害の軽微だった地域を中心に、家屋等の点検作業を働きかける悪質商法が発生する。
  - 義援金や募金を呼びかける詐欺被害が全国で発生する。
- ④性的暴力・DVの発生
- ⑤デマ等の発生
  - 人工知能を利用して作成された虚偽の被害状況写真や、数日後にさらに大きな被害が発生するといった不安を煽るデマ情報が発生・拡散し、被災地の混乱、被災者の疲労につながる。

# 8. その他の被害

## 8.18 社会経済活動の中核機能への影響

### ○ 基本的な考え方

- 東京には我が国の政治、行政、経済の中核を担う機関が高度に集積していることから、首都直下の地震によるこれらの中枢機能への影響について様相を記述する。

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 社会経済活動の中核機能への影響について様相を記述する。

#### 【例】

- 省庁の職員及び国会議員が同時に多数被災し、一時的に国家の運営機能が低下する。
- 民間企業の本社が被災し、被災地外の支社等も含め、企業の事業活動が停止する。
- 報道機関(テレビ、ラジオ、新聞)の災害現場取材は、発災直後、道路渋滞のため、活動範囲が限定される。
- 諸外国に対する日本政府の対応状況(災害対応を混乱なく実施できていること)を伝える情報発信等が遅れる。
- 日本に進出していた外資系企業が、被災後に日本から撤退する。(日本での経営活動に対する国際的な評価が低下する。)

# 8. その他の被害

## 8.19 行政の災害応急対策等への影響

### ○ 基本的な考え方

- 地方自治体の庁舎の被災により災害応急対策の拠点が失われ、災害応急対策が停滞するほか、復旧復興活動にも支障をきたすことがあることから、庁舎被害による被害の様相について記述する。
- 災害対策本部が計画どおりに設置できず対応が停滞する可能性や、職員・電力・通信等の業務資源の不足が考えられる。

### ✓ 東日本大震災で得られた知見等

- 被災地の市町村の中には、庁舎が地震・津波等により大きく被災し、庁舎を移転せざるを得なくなった市町村が発生した。首長・職員も被災したこと等から、災害対策本部機能や行政機能の喪失、災害応急対策等に支障が生じた。

東日本大震災で本庁舎が被災した市町村数

震度6弱以上を観測した 都道府県	本庁舎が地震(津波)により被災した市町村数		
	合計	移転	一部移転
岩手県:全市町村数34	22(6)	2(2)	2(1)
宮城県:全市町村数35	32(3)	3(2)	2(1)
福島県:全市町村数59	36(0)	3(0)	3(0)
茨城県:全市町村数44	34(1)	3(0)	5(0)
栃木県:全市町村数27	26(0)	1(0)	2(0)
群馬県:全市町村数35	18(0)	0(0)	0(0)
埼玉県:全市町村数64	31(0)	1(0)	0(0)
千葉県:全市町村数54	38(0)	0(0)	1(0)



出典:国土技術政策総合研究所、建築  
研究所 平成23年4月4日  
「白河市、須賀川市、仙台市におけるRC造、  
S造、非構造部材を中心とした建築物被害調  
査(速報)」

### ◆ 今回想定で採用する手法

- 過去の災害事例を踏まえ、庁舎の被災等による災害応急対策の支障に関する被害の様相を記述する。

#### 【例】

- 地震の揺れにより庁舎が被災する。
- 庁舎の倒壊のおそれがある場合、災害対策本部を別途設置する必要がある。
- 代替施設への移転作業により、作業量が増加する。
- 非常用電源が確保できることにより、電話等による通信ができなくなるほか、庁舎内ネットワークがダウンし、各種証明書の発行や情報発信ができなくなるなど、業務が大混乱する。
- 被害情報収集、情報伝達、他市区町村との情報交換ができなくなる。
- 連絡系統の不具合により住民等への適切な情報伝達等の初動対応が困難となる。
- 初動期に情報収集を行うべき自治体職員の多くが被災し、正確な情報を早期に収集することができない。
- 首長、幹部職員等の被災による指揮命令権者の不在により、災害応急対策や平常時業務が混乱する。

# 9. 被害額

## 9.0 被害額の推計について

### ○経済被害の想定を実施する目的

- ・復旧・復興費用の備えの検討に資する。
- ・交通インフラ・ライフラインシステムへの影響の大きさを把握する。
- ・経済中枢機能への影響の大きさを把握する。
- ・サプライチェーン寸断の影響の明示と民間企業による業務継続計画(BCP)の策定を促す。

### ○基本的な考え方

直接被害：建物やインフラ施設の被災に伴う復旧費用の算出

間接被害：生産機能の支障、労働力の低下やサプライチェーン寸断に伴う波及影響の算出

交通被害：道路、鉄道、港湾、空港の寸断に伴う機会損失額と迂回コストの算出

人的・物的被害

ライフライン・交通インフラ寸断

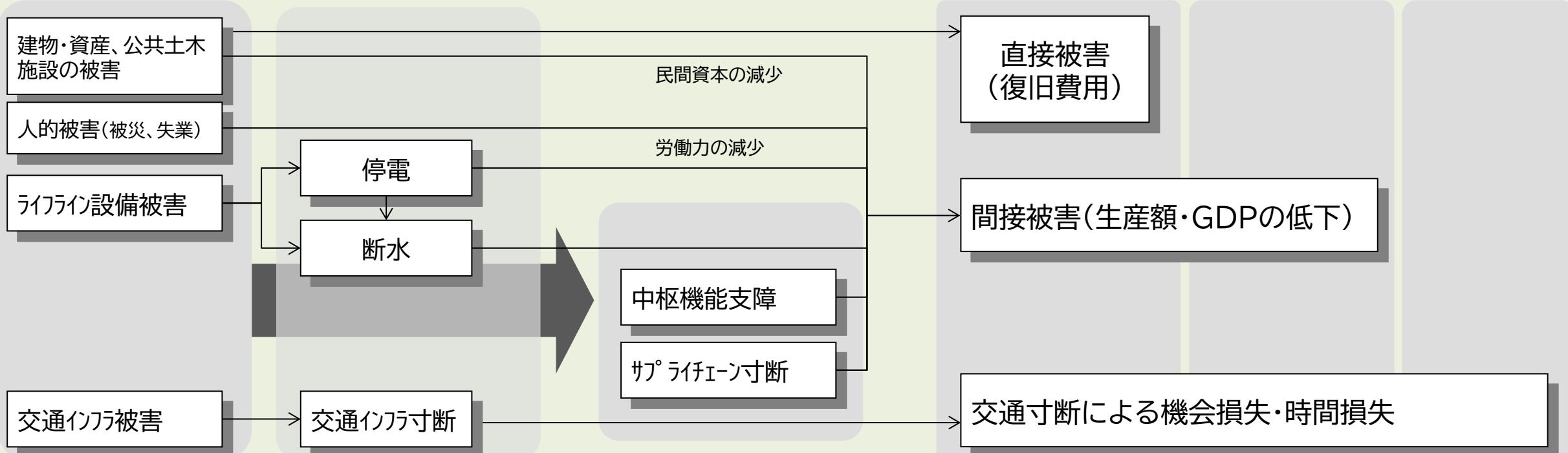
<機能支障>

経済被害

(被災地域内)

(被災地域外)

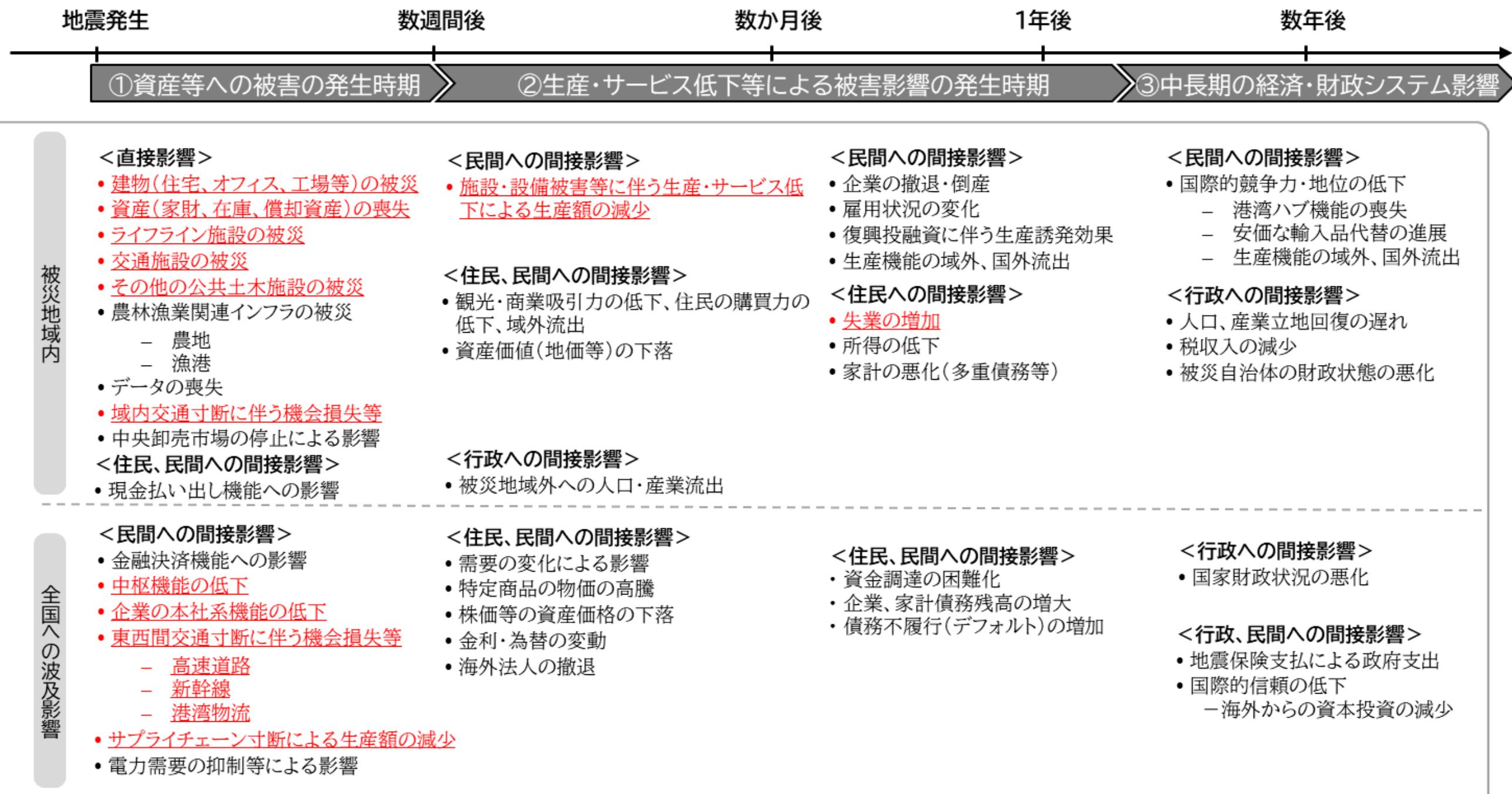
(海外)



# 9. 被害額

## 9.0 被害額の検討について

### ○ 経済的な被害の様相



赤字アンダーラインの項目を定量評価し、被害額を推計した。

被災地内外のいずれにも生じる現象は、“全国への波及影響”に記述している。

被害の状況によっては、上記の影響が前後する可能性がある。

# 9. 被害額

## 9.0 被害額の推計について

### ○被害額の項目

定量評価対象項目		今回の推計手法
資産等の被害	建物被害	被災建物の現状再現費用 資産の再建費用
	ライフライン・インフラ施設被害	上下水道
		電気、通信、ガス
		交通施設(高速道路、鉄道、港湾)
	その他公共土木施設	河川・海岸施設、空港 等
	土地の損壊・喪失	農地 津波により浸水した農地の復旧費用
	災害廃棄物等処理	災害廃棄物等の撤去／処理に要する費用 災害廃棄物と津波堆積物の発生量から推定される処理費用
生産・サービス低下による影響		被災地域内の生産額低下 被災地域外への影響 生産関数方式による評価 経済中枢機能の低下、サプライチェーンの寸断影響、 鉄道停止・道路通行規制による通勤支障を加味
広域交通寸断による影響		人流寸断による影響(道路、鉄道、空港) 物流寸断による影響(道路、港湾、空港) 移動取止めによる損失額の評価 迂回による損失額の評価

# 9. 被害額

## 9.1 資産等の被害

### ○基本的考え方

- 被害を受けた施設及び資産について、現在価値ではなく、復旧・再建に要する費用の総額を、それらの施設及び資産の被害額と捉える。
- 被害額は、①被害量(物的被害の推計結果)×②原単位(単位当たり復旧額等)により推計。

定量評価対象項目	①被害量	②原単位	原単位の出典
建物	木造住宅 被害のあった住宅数 (注1) 全壊棟数+半壊棟数×0.5	新規住宅1棟当たり工事必要単価【都府県別】 (注2) 木造住宅の工事費予定額の合計(都道府県別) ÷木造住宅の数の合計(都道府県別)	「建築着工統計」(令和5年版)
	木造非住宅 (事務所、工場建屋) 被害のあった建物数 (注1) 全壊棟数+半壊棟数×0.5	新規建物1棟当たり工事必要単価【都府県別】 (注2) 木造非住宅の工事費予定額の合計(都道府県別) ÷木造非住宅の数の合計(都道府県別)	「建築着工統計」(令和5年版)
	非木造住宅 被害のあった住宅数 (注1) 全壊棟数+半壊棟数×0.5	新規住宅1棟当たり工事必要単価【都府県別】 (注2) 非木造住宅の床面積当たり工事費予定額(都道府県別) ×非木造住宅1棟当たり床面積(階層別・全国)	「建築統計年報」(昭和46～平成23年版) 「建築着工統計」(平成24～令和5年版)
	非木造非住宅 (事務所、工場建屋) 被害のあった建物数 (注1) 全壊棟数+半壊棟数×0.5	新規建物1棟当たり工事必要単価【都府県別】 (注2) 非木造非住宅の床面積当たり工事費予定額(都道府県別) ×非木造非住宅1棟当たり床面積(階層別・全国)	「建築統計年報」(昭和46～平成23年版) 「建築着工統計」(平成24～令和5年版)
	家庭用品 甚大な被害のあった住宅の棟数 倒壊棟数 +(全壊棟数-倒壊棟数)×0.5	1世帯当たり評価単価【都道府県・世帯主年齢・世帯構成別】	国税庁「損失額の合理的な計算方法について」 「国勢調査」(令和2年)
	その他償却資産 建物被害率 非住宅の全壊建物率 +半壊建物率	償却資産評価額【都府県別】 産業分類別従業者1人当たり評価額(全国) ×産業分類別従業者数(都道府県別)	国土交通省「治水経済調査マニュアル(案)」 (令和6年6月) 「経済センサス」(令和3年)
	棚卸資産(在庫) 建物被害率 非住宅の全壊建物率 +半壊建物率	在庫資産評価額【都府県別】 産業分類別従業者1人当たり評価額(全国) ×産業分類別従業者数(都道府県別)	国土交通省「治水経済調査マニュアル(案)」 (令和6年6月) 「経済センサス」(令和3年)

(注1)実際には全壊家屋の全てが建替えとならず、一部補修となる場合もある。

(注2)建替え時の費用は最近の住宅、非住宅1棟当たりの価格と同等であると仮定。

# 9. 被害額

## 9.1 資産等の被害

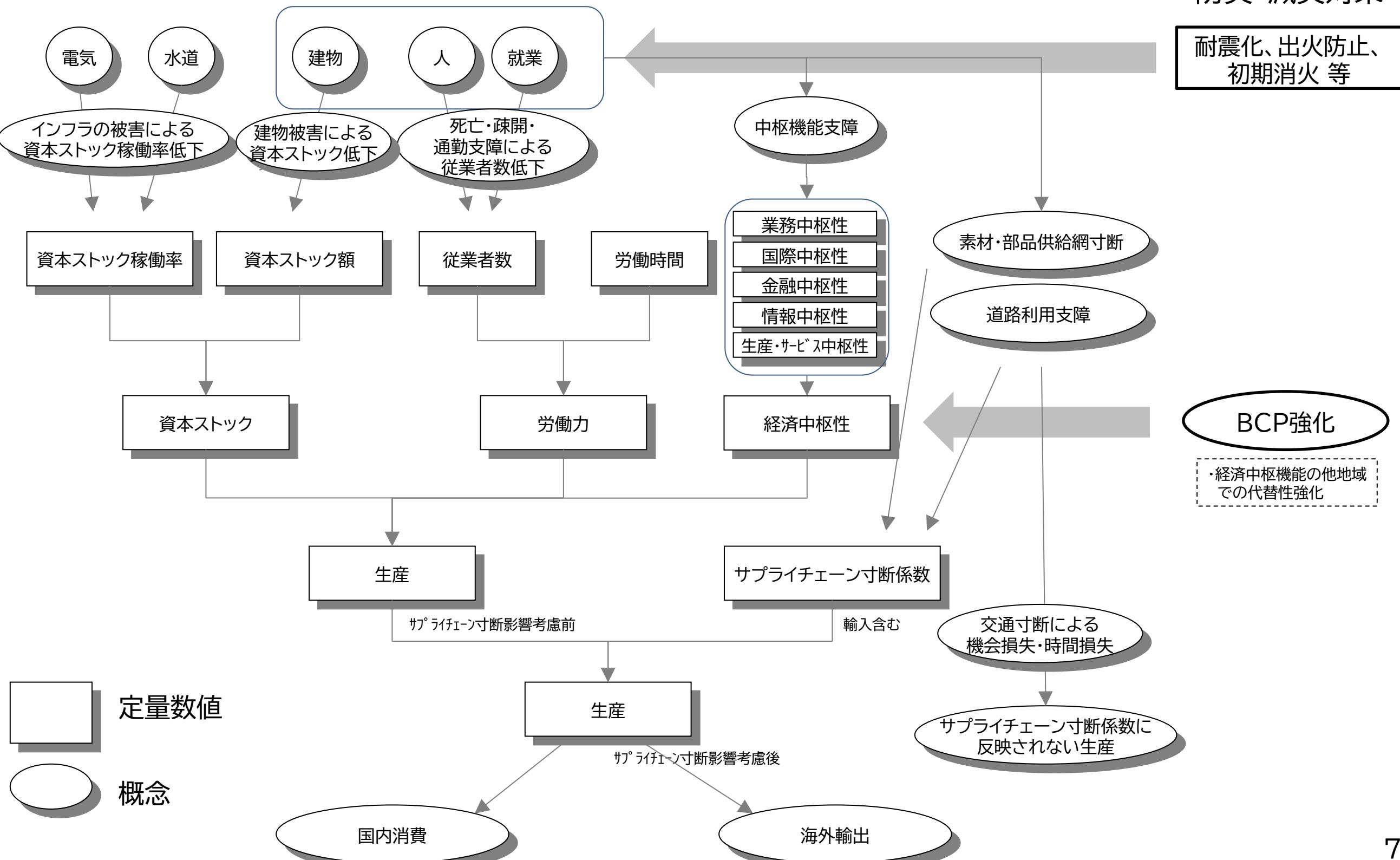
定量評価対象項目		①被害量	②原単位	原単位の出典
ライフライン	上水道	断水人口	人口当たり復旧額	東日本大震災での復旧額データ
	下水道	管渠被害延長	管渠被害延長当たり復旧額	東日本大震災における災害査定実施結果
	電力	被害電柱数	電柱1本当たり復旧額(発電所被害を除く。)	東日本大震災における被害額
		火力発電所の被害	発電所当たり復旧額	
	通信	不通回線数(固定電話)	回線当たり復旧額	東日本大震災での復旧額データ
	都市ガス	のべ復旧作業班数	復旧作業班1班当たりの復旧額	都市ガス事業者
		製造設備復旧額		
交通施設	道路	被害箇所数	箇所当たり復旧額(道路種別)	東日本大震災における災害査定実施結果
	鉄道	被害箇所数	箇所当たり復旧額	東日本大震災における被害額
	港湾	被災岸壁数(バース)	岸壁当たり復旧額	阪神・淡路大震災、東日本大震災における被害額
		防波堤被災延長	防波堤被災延長当たり復旧額	
	漁港	被害漁港数	漁港当たり復旧額(漁港種別)	東日本大震災における被害額
	その他の公共土木施設	道路、下水道等と公共土木施設等の復旧費を比較することで推計		宮城県「東日本大震災による被害額 平成24年11月12日現在」
土地	農地	浸水被害推定面積	浸水被害面積当たり復旧事業費	東日本大震災での被害額
その他	災害廃棄物等	災害廃棄物等発生量	トン当たり処理費用	東日本大震災での処理費用

# 9. 被害額

## 9.2 生産・サービス低下による影響

### ○生産・サービス低下による影響の波及連鎖の様相

防災・減災対策



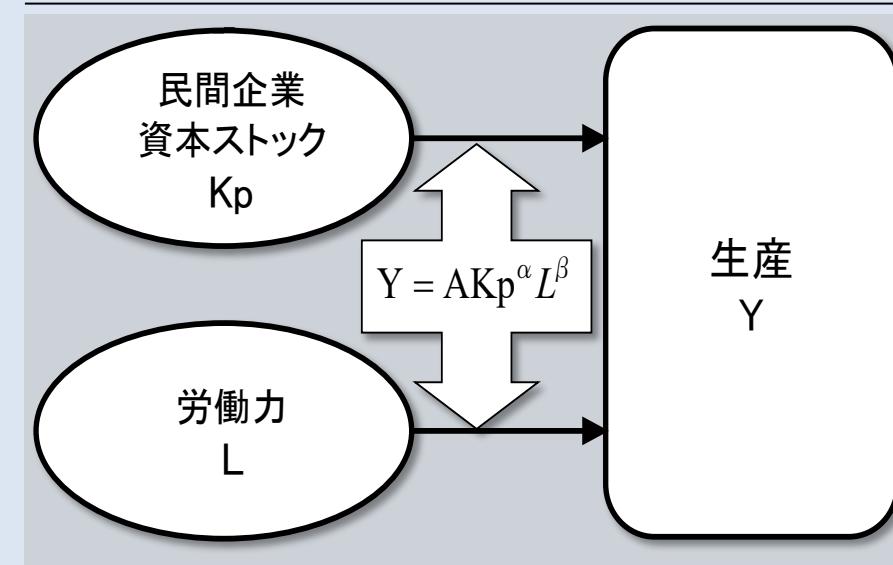
# 9. 被害額

## 9.2 生産・サービス低下による影響

### ○基本方針

- ・生産・サービス低下による影響は、生産関数による推計を行う。
- ・生産関数とは、資本( $K_p$ )と労働力( $L$ )を用いてどれだけの生産( $Y$ )が達成できるかを表した式である。
- ・建物被害等による民間資本( $K_p$ )の減少と、人的被害(死傷者・避難者)の発生や民間資本の減少による失業者の発生による労働力( $L$ )の減少によって、生産( $Y$ )が震災前と比較してどれだけ減少するかを推計し、その大きさを生産・サービス低下による影響と見なす。
- ・発災後1年間の影響の算定を前提とし、長期的な経済への影響(復興需要等)は考慮しない。

生産関数の基本的な考え方



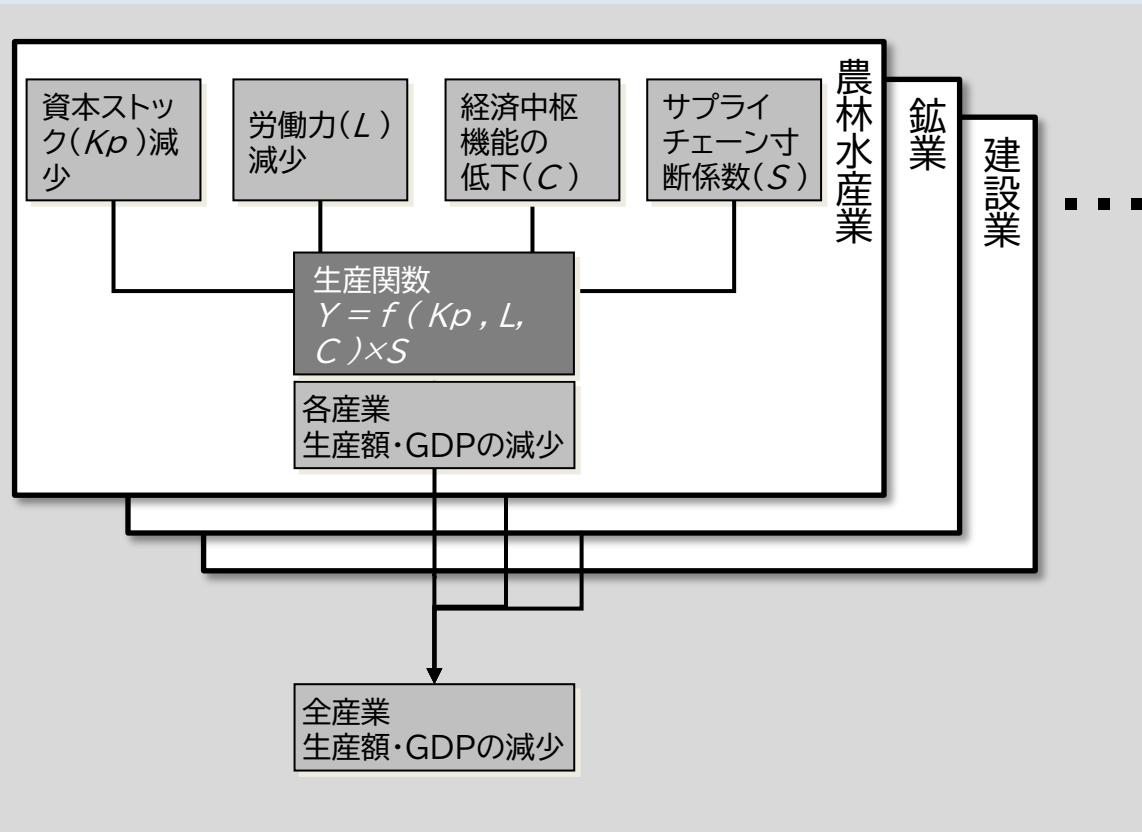
# 9. 被害額

## 9.2 生産・サービス低下による影響

### ○今回の手法

- ・サプライチェーンの寸断による影響度を指数化( $S$ )してモデルに組み込む。
- ・全国では、経済中枢機能( $C$ )の低下とともに、サプライチェーンの寸断( $S$ )によって生産量が減少すると考え、その大きさを推計する。
- ・上記方針に基づき、産業別に推計を行う。

今回の手法における基本的な考え方



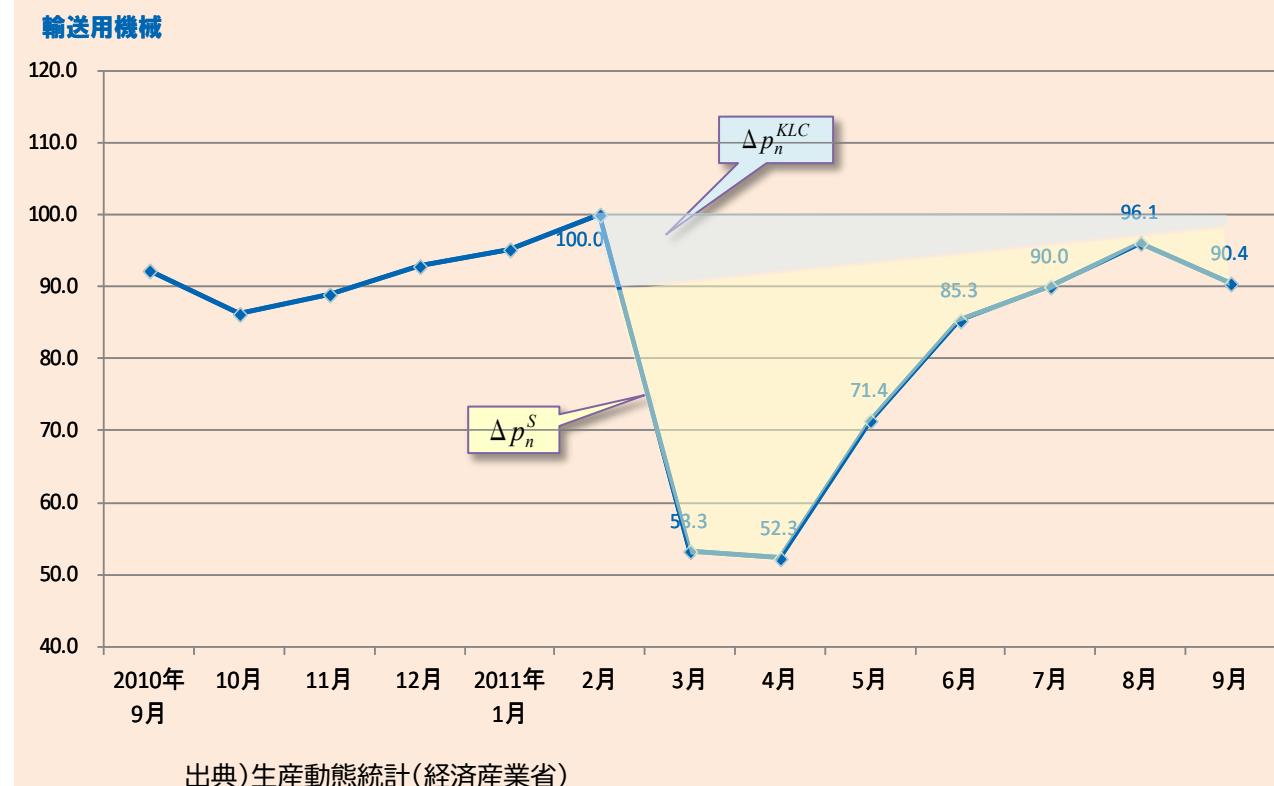
### ○サプライチェーン寸断影響の指指数化手法

- ・各産業において、下式によりサプライチェーン寸断影響( $S$ )の指数化を行う。

$S = \text{サプライチェーン寸断による生産減少率}$

$$= 1 - \frac{\text{サプライチェーン寸断による生産量の減少分}(\Delta p_n^S)}{\text{地震が発生しなかった場合の生産量}}$$

東日本大震災前後における鉱工業指数の変化例



$\Delta p_n^{KLC}$  は被災地域の資本ストック被害、人的被害による生産量の減少分

# 9. 被害額

## 9.2 生産・サービス低下による影響

### ○経済中枢性指標(C)の設定手順

- 以下の手順に沿って、東京都区部、愛知県、大阪府の産業別従業者数を基本として、経済中枢性を表す指標を設定する。

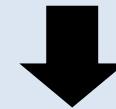
#### 手順1 中枢機能を表す指標の抽出

##### ■ 使用するデータ

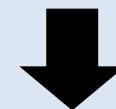
東京都区部、愛知県、大阪府の産業(中分類)別従業者数(事業所・企業統計)

##### ■ 抽出の考え方

- 規模の小さい業種を除くため、従業者数を降順に並べたとき、累積従業者数が95%以内の業種のみを対象とする
- 当該地域に特化している業種を抽出するため、特化係数が高い業種を抽出
- 情報中枢性と生産・サービス中枢性の区分は、専門性の高い業種を情報中枢性指標、低い業種を生産・サービス中枢性指標とする

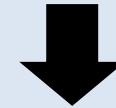


#### 手順2 一般的に用いられている中枢性を示す指標のうち、今回使用可能であるものとして、2項目を追加(右記黄色表示)



#### 手順3 中枢機能ごとに指標を統合

主成分分析を行い、得られた主成分得点を指標値とする

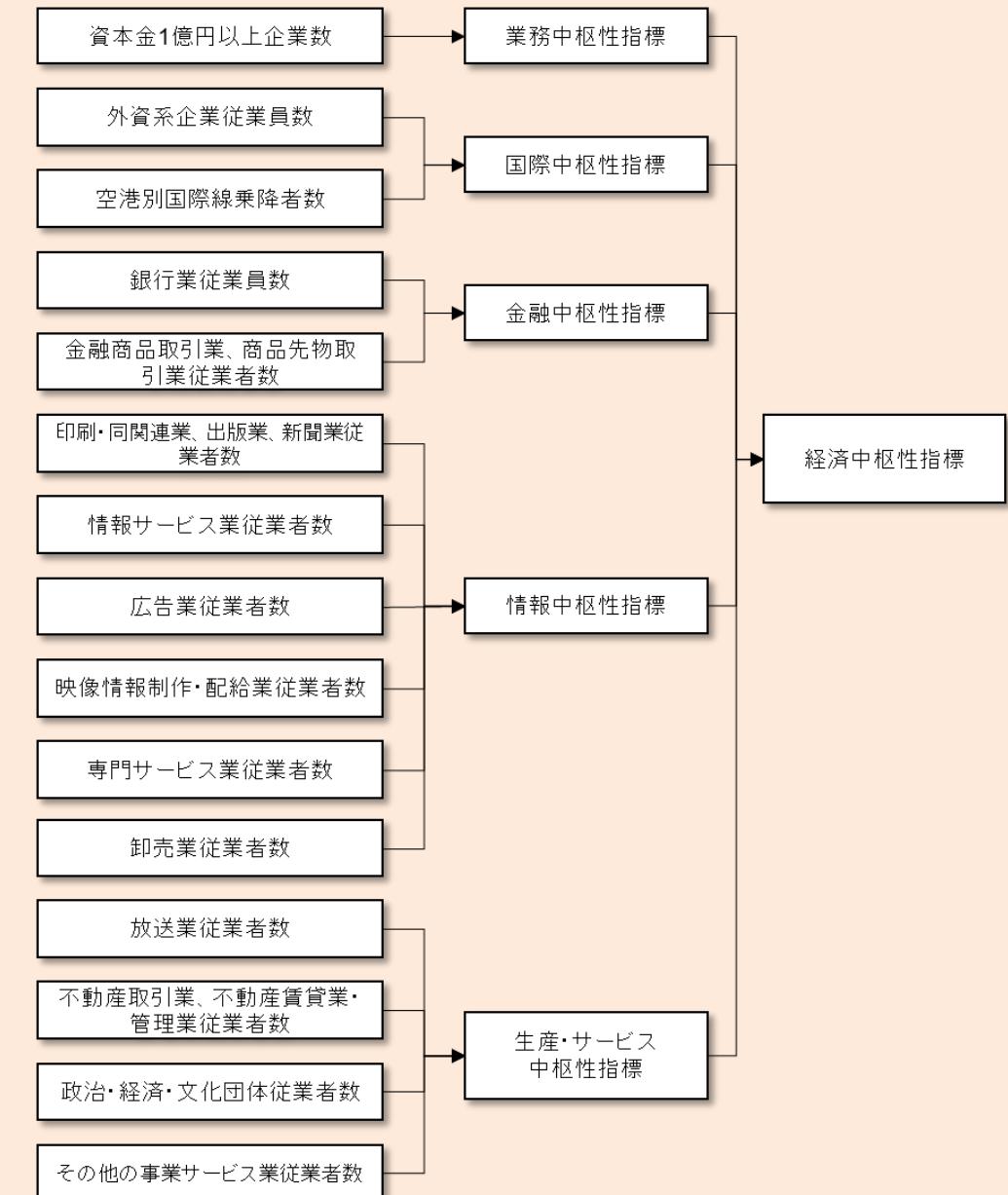


#### 手順4 5つの中枢機能指標の統合

産業別GRPと相関が高い指標ほどウェイトが高くなるように加重平均をとって統合

### ○経済中枢性を表す指標

- 企業数と従業者数をもとに、①業務中枢性、②国際中枢性、③金融中枢性、④情報中枢性、⑤生産・サービス中枢性の5つの指標を作成する。
- 生産・サービス中枢性指標を次のとおり構成する。



# 9. 被害額

## 9.2 生産・サービス低下による影響

### ○インプットする値の作成方法

インプット項目	インプット値の算出方法																		
K 民間資本 ストック	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 民間資本ストックは、木造・非木造別に木造非住宅被害率・非木造非住宅被害率と同じ割合で失われるとする。</li><li>■ ただし、1年間での復旧の程度は、津波被害による建物被害とそれ以外の被害による建物被害で以下のとおり異なるものとする。</li><li>■ 津波以外での建物被害では、阪神・淡路大震災において、発災直後に損傷した建物のうち、58.8%(製造業)、53.6%(非製造業)の建物が1年後までに復旧していることから、復旧プロセスを線形と仮定し、発災後1年間の平均被害率は、発災直後の被害量の70.6%(製造業)、73.2%(非製造業)とする。</li></ul> <p>喪失ストック額 = 被災前のストック額(木造非住宅) × 発災後1年平均建物被害率(木造非住宅) + 被災前のストック額(非木造非住宅別) × 発災後1年平均建物被害率(非木造非住宅)</p> <p>発災後1年平均建物被害率 = 発災直後建物被害率 ×  [ 70.6%(製造業) 73.2%(非製造業) ]</p> <p>阪神・淡路大震災時の社屋等の建て直しに要する期間</p> <table border="1"><thead><tr><th></th><th>1年後</th><th>2年後</th><th>3年後</th><th>4年後</th><th>5~6年後</th></tr></thead><tbody><tr><td>製造業</td><td>58.8%</td><td>11.8%</td><td>23.5%</td><td>2.9%</td><td>2.9%</td></tr><tr><td>非製造業</td><td>53.6%</td><td>20.2%</td><td>13.1%</td><td>2.4%</td><td>10.7%</td></tr></tbody></table> <p>(出典)阪神大震災に関する被害及び今後の神戸経済に関する調査結果(神戸商工会議所、1995)</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 津波被害の建物については、建て直し期間に関する情報が不明であり、津波以外の被害建物よりも復旧に期間を要すると考え、1年間での復旧率を10%と設定し、発災後1年間の平均被害率は、発災直後の被害割合の95%とする。</li><li>■ なお、木造・非木造別非住宅ストック額は、企業資本ストック額を都道府県別に、令和5年木造非住宅・非木造非住宅別工事費予定額の比で按分した値を用いる。</li></ul>		1年後	2年後	3年後	4年後	5~6年後	製造業	58.8%	11.8%	23.5%	2.9%	2.9%	非製造業	53.6%	20.2%	13.1%	2.4%	10.7%
	1年後	2年後	3年後	4年後	5~6年後														
製造業	58.8%	11.8%	23.5%	2.9%	2.9%														
非製造業	53.6%	20.2%	13.1%	2.4%	10.7%														
C 経済 中枢性	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 金融中枢性指標、情報中枢性指標、生産・サービス中枢性指標は、各産業の労働者数を元データとし、労働力と同様の割合で失われるものとする。</li><li>■ 業務中枢性指標は、「資本金1億円以上企業数」を元データとし、民間資本ストックと同様の割合で失われるものとする。</li><li>■ 国際中枢性指標は、「外国会社従業者数」と「空港別国際線乗降者数」を元データとし、前者は労働力と同様の割合で失われ、後者は空港における国際線利用停止期間(1日間を仮定)から計算した年平均稼働率分だけ減少するものとする。</li><li>■ BCP策定率に比例して、各中枢性指標の減少率が低下するものとする。</li></ul>																		

# 9. 被害額

## 9.2 生産・サービス低下による影響

### ○インプットする値の作成方法

インプット項目	インプット値の算出方法
ライフライン (電力・水道) 被害係数 ⇒Kに影響	<ul style="list-style-type: none"><li>■ 産業別・全国の生産関数推計を行い、Kを含む生産関数を抽出する。</li><li>■ 輸送機械、及び、輸送機械以外の製造業については、Max(電力の被害率、上水道の被害率、下水道の被害率)、その他の産業については、電力の被害率を用いて、Kの減少率とする。</li><li>■ 被害率・復旧日数目標をもとに、電力・上水道・下水道の被害率をそれぞれ以下の式により算出する。</li></ul> <p>● 電力・上水道・下水道の被害率(<math>D</math>) = <math>\frac{1}{365} \times (x_0 + x_1) \times \frac{1}{2} + \frac{6}{365} \times (x_1 + x_7) \times \frac{1}{2} + \frac{y-7}{365} \times (x_7) \times \frac{1}{2}</math></p> <p><math>x_0</math>: 発災直後被害率 <math>x_1</math>: 発災 1 日後被害率 <math>x_7</math>: 発災 1 週間後被害率 <math>y</math>: 復旧日数目標</p> <ul style="list-style-type: none"><li>■ 得られた産業別の全国推計生産関数(<math>Y = AK^\alpha L^\beta C^\gamma</math>)(<math>K</math>の係数<math>\alpha</math>が0でない関数)を用いて、以下のように産業別エリア別ライフライン被害係数を算出し、これを産業別エリア別生産量に乗じることにより、ライフライン被害を考慮した生産量を算出する。</li></ul> $Y = AK^\alpha L^\beta C^\gamma$ において、 $K = K'(1 - D)$ を代入すると $= A(K'(1 - D))^\alpha L^\beta C^\gamma$ $= AK'^\alpha L^\beta C^\gamma (1 - D)^\alpha$ よって、 $(1 - D)^\alpha$ がライフライン被害係数となる

# 9. 被害額

## 9.2 生産・サービス低下による影響

### ○インプットする値の作成方法

インプット項目	インプット値の算出方法								
L 労働力	<ul style="list-style-type: none"><li>喪失する労働力として、震災による死者・重傷者・疎開者・交通支障者を考慮して算出する。 <u>喪失労働力</u> = <u>被災前の労働力</u> × (<u>死者率</u> + <u>重傷による被害率</u> + <u>疎開による被害率</u> + <u>通勤支障による被害率</u>)</li><li>今回の推計において、死者数は、夕方(18時)滞留人口ベースの推計値を用いる。死者数を人口で割った値を死者率とする。 <u>死者率</u></li><li>推計した重傷者率(=重傷者数／人口)に対し、全体として平均3か月間労働に従事しないと仮定し、0.25(3か月／12か月)をかけた値を重傷による被害率とする。(なお、重傷者とは「全治1か月以上の怪我を負った者」と定義されている。) <u>重傷による被害率</u></li><li>疎開者数は建物被害に起因した避難者の35%(神戸市内震度7地域の住民へのアンケート調査(室崎ら(1996))を想定。) <u>疎開による被害率</u></li><li>推計した疎開率(=疎開者数／人口)に対し、1年間は労働に従事しないと仮定し、疎開による被害率 = 疎開率とする。 <u>通勤支障による被害率</u></li><li>通勤支障による被害率は以下の前提を置いて算出している。なお、通勤支障が生じるエリアは東京都のみと想定。 関東における通勤支障による被害率 = 関東における東京都就業人口割合 ×(東京都「歩行だけ、自転車」通勤・通学人口割合 × 「歩行だけ、自転車」通勤・通学者の被災後年平均通勤率 + 東京都「鉄道・電車」通勤・通学人口割合 × 「鉄道・電車」通勤・通学者の被災後年平均通勤率 + 東京都「乗合バス、勤め先・学校のバス、自家用車、ハイヤー・タクシー、オートバイ」通勤・通学人口割合 × 「乗合バス、勤め先・学校のバス、自家用車、ハイヤー・タクシー、オートバイ」通勤・通学者の被災後年平均通勤率)</li></ul>								
S サプライチェーン寸断係数	<table border="1"><thead><tr><th>交通手段</th><th>想定シナリオ(被災後年平均通勤率の算出に利用)</th></tr></thead><tbody><tr><td>歩行だけ、自転車</td><td>直後から全員通勤と想定。</td></tr><tr><td>鉄道・電車</td><td>直後～1週間は、鉄道停止・道路通行規制のため通勤しない。1週間後～1か月後は、鉄道は停止しているが、道路で通勤できるため、22万人/60万人(阪神淡路大震災時の阪急神戸線・JR東海道線・阪神本線利用者合計の代替輸送実績)が代替バスで通勤。1ヶ月後からは全員通勤すると想定。</td></tr><tr><td>乗合バス、勤め先・学校のバス、自家用車、ハイヤー・タクシー、オートバイ</td><td>直後～1週間は、道路通行規制のため通勤しない。1週間後からは全員通勤すると想定。</td></tr></tbody></table> <ul style="list-style-type: none"><li>輸送機械及び輸送機械以外の製造業については、サプライチェーン寸断係数は、以下の計算式により、東日本大震災前後のデータより算出する。 <math display="block">S = \text{サプライチェーン寸断による生産減少率} = 1 - \frac{\text{サプライチェーン寸断による生産量の減少分}}{\text{地震が発生しなかった場合の生産量}}</math></li><li>その他の産業については、生産の明確な減少が見られていない(又は、復興需要等により増加している)ため、サプライチェーン寸断係数は、輸送機械及び輸送機械外の製造業にのみ掛ける。</li></ul>	交通手段	想定シナリオ(被災後年平均通勤率の算出に利用)	歩行だけ、自転車	直後から全員通勤と想定。	鉄道・電車	直後～1週間は、鉄道停止・道路通行規制のため通勤しない。1週間後～1か月後は、鉄道は停止しているが、道路で通勤できるため、22万人/60万人(阪神淡路大震災時の阪急神戸線・JR東海道線・阪神本線利用者合計の代替輸送実績)が代替バスで通勤。1ヶ月後からは全員通勤すると想定。	乗合バス、勤め先・学校のバス、自家用車、ハイヤー・タクシー、オートバイ	直後～1週間は、道路通行規制のため通勤しない。1週間後からは全員通勤すると想定。
交通手段	想定シナリオ(被災後年平均通勤率の算出に利用)								
歩行だけ、自転車	直後から全員通勤と想定。								
鉄道・電車	直後～1週間は、鉄道停止・道路通行規制のため通勤しない。1週間後～1か月後は、鉄道は停止しているが、道路で通勤できるため、22万人/60万人(阪神淡路大震災時の阪急神戸線・JR東海道線・阪神本線利用者合計の代替輸送実績)が代替バスで通勤。1ヶ月後からは全員通勤すると想定。								
乗合バス、勤め先・学校のバス、自家用車、ハイヤー・タクシー、オートバイ	直後～1週間は、道路通行規制のため通勤しない。1週間後からは全員通勤すると想定。								

# 9. 被害額

## 9.3 広域交通寸断による影響

### ○基本方針

今回の想定	
評価項目	人流・物流寸断による影響を、 <u>移動取りやめによる損失額</u> と <u>迂回による損失額</u> で評価。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 移動取りやめによる損失額= 【人流の場合】取りやめ人流量×1人当たり出張・観光費用 【物流の場合】取りやめ物流量×1トン当たり貨物価値</li><li>●迂回による損失額=迂回する人流・物流量×迂回による一般化費用増分 ※「一般化費用」とは、移動にかかる金銭的・時間的コストの総和。<u>通行料金</u>、<u>走行経費</u>、<u>時間価値の合計</u>を指す。</li></ul>
生産関数との関係	生産関数による被害想定では、交通インフラの寸断による影響は考慮できないことから、取りやめ・迂回による社会的コストの增加分を別途推計。
対象とする交通機関	道路(高速道路)、鉄道(新幹線・在来線)、港湾 ※空港の機能停止は想定されない。
対象とする交通流	都道府県間の交通を対象とし、都道府県内の交通は扱わない。
想定期間	施設被害や交通規制による全ての交通機能支障が解消するまでの期間については、以下のように設定。 <ul style="list-style-type: none"><li>● 道路・鉄道:1か月間、6か月間の2通りを想定</li><li>● 港湾:1年間</li></ul>

# 9. 被害額

## 9.3 広域交通寸断による影響

### ○想定手法

	道路	鉄道	港湾
寸断の考え方	<ul style="list-style-type: none"><li>道路による都道府県間人流・物流は、すべて高速道路を使用しているものと仮定。</li><li>「震度6強以上の揺れ」を受ける区間で高速道路が通行停止。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>鉄道による都道府県間人流は、原則、新幹線を使用しており、新幹線が存在しない場合に限り、在来線を使用しているものと仮定。</li><li>「震度6弱以上の揺れ」を受ける区間で新幹線・在来線が運行停止。</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>非耐震バスが地震動の大きさに応じて被害を受け、機能停止。</li><li>津波による浸水を受ける港湾が機能停止。</li></ul>
行動パターン	<p><b>【人流】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>業務目的は「迂回」と「取りやめ」の両方あり。</li><li>観光目的は全て「取りやめ」。</li></ul> <p><b>【物流】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>「迂回」と「取りやめ」の両方あり。</li></ul>	<p><b>【人流】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>全て「取りやめ」</li></ul>	<p><b>【物流】</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>コンテナ貨物は「迂回」。 (代替港湾まで陸送)</li><li>バラ貨物は「取りやめ」。</li></ul>
迂回ルートの設定	<ul style="list-style-type: none"><li>被災地域を通らない迂回ルートを設定(原則として高速道路を利用)。</li><li>混雑による速度低下を考慮。</li></ul>		<ul style="list-style-type: none"><li>コンテナ取扱容量と移動距離を勘案し、仙台～関西のコンテナ取扱港湾で代替するものと想定。</li><li>代替港湾までの迂回ルートは、被災地外では高速道路、被災地内では一般道を利用。</li></ul>

#### 【注】被災地の内々交通の取扱い

- 人流(業務目的): 「生産・サービス低下による影響」において、従業員数の減少として考慮しているため、交通寸断影響としては評価しない。
- 人流(業務目的外): 通常時の流動が減少する一方、見舞など震災特有の流動が新たに発生することから、評価対象外とする。
- 物流: 内外交通と同様の考え方で評価。輸送を継続する場合は、迂回ではなく、「渋滞による速度低下損失」として評価する。

# 9. 被害額

## 9.3 広域交通寸断による影響

### ○想定手法(道路)

想定する被害			<ul style="list-style-type: none"><li>●震度6強以上の揺れを受ける区間で、高速道路が通行不能になる。<ul style="list-style-type: none"><li>➤首都高速と外環道はほぼ使えない。</li><li>➤1都3県を発着地とする交通は一般道路を通って厚木(東名道)、国立府中(中央道)、練馬(関越道)、岩槻(東北道)まで行き、そこから高速を利用する。</li><li>➤東北・北関東と西日本を結ぶ通過交通については、圏央道を用いて迂回する。</li></ul></li><li>●通行不能となる期間は、1か月間、6か月間の2通りを想定。</li></ul>
行動パターン	人流		<ul style="list-style-type: none"><li>●業務目的は、業務継続するもの(→迂回する)と業務継続しないもの(→取りやめる)がある。</li><li>●観光目的はすべて取りやめる。</li></ul>
	物流		<ul style="list-style-type: none"><li>●業務継続するもの(→迂回する)と業務継続しないもの(→取りやめる)がある。</li></ul>
迂回額の算定方法	取りやめ	算定式	<ul style="list-style-type: none"><li>●取りやめによる損失額=取りやめ人流・物流量×原単位(人流:1人当たり出張・観光費用、物流:1トン当たり貨物価値)</li></ul>
	迂回	ルート設定	<ul style="list-style-type: none"><li>●被害を受ける発着地の組合せごとに、被災地域を通らない迂回ルートを設定。</li><li>●混雑による速度低下を考慮。</li></ul>
		算定式	<ul style="list-style-type: none"><li>●迂回による損失額=迂回する人流・物流量×迂回による一般化費用増分</li></ul>

# 9. 被害額

## 9.3 広域交通寸断による影響

### ○想定手法(鉄道)

想定する被害		<ul style="list-style-type: none"><li>●震度6弱以上の揺れを受けるエリアで新幹線・在来線が運行停止。 ▶ 東海道新幹線は小田原駅以西、東北新幹線は小山駅以北、上越・北陸新幹線は熊谷駅以北は運行可能。</li><li>●運行停止期間は、1か月間、6か月間の2通りを想定。</li></ul>
行動パターン	人流	<ul style="list-style-type: none"><li>●業務目的・観光目的ともに全て取りやめる。</li></ul>
	物流	(推計対象としない。)
迂回額の算定方法	取りやめ	<ul style="list-style-type: none"><li>●取りやめによる損失額=取りやめ人流量×1人当たり出張・観光費用</li></ul>
	迂回	(想定しない。)

### ○想定手法(港湾)

想定する被害		<ul style="list-style-type: none"><li>●震度6強以上の揺れ又は津波による浸水を受ける港湾が機能停止。 ▶ 東京湾内の港湾(東京・横浜・川崎・千葉・横須賀・木更津)が被害を受ける。</li><li>●揺れ被害を受けた場合、耐震岸壁は稼働可能、非耐震岸壁は一部が使用不能となり、2年で徐々に復旧。 ▶ 耐震岸壁のうち、バラ貨物用の岸壁は緊急輸送のため1か月は使えないものと想定。</li><li>●津波被害を受けた場合、6か月で50%、8か月で75%、1年で100%復旧する。</li></ul>
行動パターン	物流	<ul style="list-style-type: none"><li>●コンテナ貨物(使用不能岸壁取扱分)は、代替港湾まで(から)陸送する。</li><li>●バラ貨物(使用不能岸壁取扱分)は、輸送を取りやめる。</li></ul>
	人流	(検討対象としない。)
迂回額の算定方法	取りやめ	<ul style="list-style-type: none"><li>●取りやめによる損失額=被災港湾のバラ貨物輸出入額×利用不可能な岸壁の割合</li></ul>
	ルート設定	<ul style="list-style-type: none"><li>●コンテナ取扱容量と移動距離を勘案し、仙台～関西のコンテナ取扱港湾で代替するものと想定。</li><li>●代替港湾までの迂回ルートは、被災地外では高速道路、被災地内では一般道を用いるものとして設定。</li></ul>
	算定式	<ul style="list-style-type: none"><li>●迂回による損失額=迂回する物流量×迂回による一般化費用</li></ul>